

令和6年第4回美里町議会定例会会期日程表

日次	月	日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	12	9	月	午前10時	・開会 ・会議録署名議員指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・町長提出議案の一括上程 ・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決） 議案第73号～議案第78号 ・議案審議（内容説明） 議案第79号～議案第82号
第2日		10	火	午前10時	・一般質問（4名）
第3日		11	水	午前10時	・一般質問（3名）
第4日		12	木	休会	・各常任委員会（午前10時より）
第5日		13	金	午前10時	・各常任委員会報告及び質疑 ・議案審議（質疑・討論・採決） 議案第79号～議案第82号 ・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決） 議案第83号～議案第88号・同意第2号・諮問第2号 発議第3号～発議第5号 ・閉会

第 1 号

1 2 月 9 日 (月)

令和6年第4回美里町議会定例会会議録（第1号）

令和6年12月9日（月）

午前10時00分開会

1. 議事日程

- | | | | |
|-------|--|---|--------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | 4番 隈部 寛 議員 | 5番 高田 美千子 議員 |
| 日程第2 | 会期の決定 | | |
| 日程第3 | 諸般の報告 | (1)議長
(2)町長
(3)総務文教常任委員会
(4)監査委員
(5)宇城広域連合議会議員 | |
| 日程第4 | 町長提出議案の一括上程（議案第73号から議案第88号及び同意第2号並びに諮問第2号） | | |
| 日程第5 | 町長提出議案の提案理由説明 | | |
| 日程第6 | 議案第73号 | 専決処分事項（令和6年度美里町一般会計補正予算（第8号））の報告及び承認を求めることについて | |
| 日程第7 | 議案第74号 | 美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第8 | 議案第75号 | 美里町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第9 | 議案第76号 | 美里町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第10 | 議案第77号 | フォレストアドベンチャー・美里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第11 | 議案第78号 | 美里町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第12 | 議案第79号 | 令和6年度美里町一般会計補正予算（第9号） | |
| 日程第13 | 議案第80号 | 令和6年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号） | |
| 日程第14 | 議案第81号 | 令和6年度美里町生活排水事業会計補正予算（第2号） | |
| 日程第15 | 議案第82号 | 令和6年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第2号） | |

2. 出席議員（10名）

1 番 村 崎 公 一 君
 3 番 吉 住 淳 一 君
 5 番 高 田 美千子 君
 7 番 濱 田 憲 治 君
 9 番 今 田 政 行 君

2 番 平 野 保 弘 君
 4 番 隈 部 寛 君
 6 番 坂 田 竜 義 君
 8 番 福 田 秀 憲 君
 10 番 上 田 孝 君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町 長 上 田 泰 弘 君
 教 育 長 宮 寄 幸 仁 君
 美しい里創生課長 澤 山 誠 君
 住民生活課長 宮 崎 博 文 君
 健康保険課主幹 立 道 裕 子 君
 森づくり推進課長 安 達 浩 一 君
 上下水道課長 酒 井 博 文 君
 学校教育課長 中 川 幸 生 君
 こども応援課長 隈 部 尚 美 君

副 町 長 吉 住 慎 二 君
 総 務 課 長 坂 村 浩 君
 税 務 課 長 松 永 栄 作 君
 福 祉 課 長 谷 口 信 也 君
 農業政策課長 西 寺 清 君
 建 設 課 長 富 永 英 司 君
 会 計 課 長 島 田 昌 臣 君
 社会教育課長 長 井 一 浩 君

5. 事務局職員出席者

事 務 局 長 立 道 誠 君 書 記 野 田 ま や 君

開会 午前１０時００分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。ただいまから令和６年第４回美里町議会定例会を開会します。お知らせします。説明員の中川健康保険課長より本日の欠席届が提出されております。なお、中川健康保険課長の代理として、立道主幹が説明員として出席されております。

それでは、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員指名

○議長（上田 孝君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第１２０条の規定により、４番、隈部寛議員、５番、高田美千子議員を指名します。

-----○-----

日程第２ 会期の決定

○議長（上田 孝君） 日程第２、会期の決定を議題とします。

１１月２２日に議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員会、今田政行委員長。

○議会運営委員長（今田政行君） おはようございます。

議会運営委員会を開きましたので、その報告を申し上げます。

令和６年１２月９日、美里町議会議長、上田孝様。

令和６年第５回美里町議会運営委員会報告。

１１月２２日午後３時より、中央庁舎議会委員会室におきまして、令和６年第５回議会運営委員会を開催しましたので、その報告を申し上げます。

出席者は、議会より上田議長、濱田総務文教常任委員長、坂田産業厚生常任委員長、福田委員、高田委員、と私、今田。執行部より上田町長、吉住副町長、坂村総務課長、事務局より立道事務局長、野田主事出席のもとに開会をいたしました。

議題としまして、（１）執行部提出議案について、（２）議員提出議案（請願・陳情・意見書等）について、（３）一般質問について、（４）日程・会期等について、（５）その他を議題といたしました。

まず、（１）執行部提出議案について。専決処分１件、条例関係５件、補正予算４件、その他８件、合計１８件の説明を受けました。

次に、（２）議員提出議案（請願・陳情・意見書等）について。請願書１件、陳情書１件の受付がありましたが、請願書１件、教職員定数の改善並びに義務教育費財源の確保・補充に関する意見書を受理し、発議第５号としました。

次に、（３）一般質問について。受付順で吉住淳一議員、村崎公一議員、坂田竜義議員、隈部寛議員、濱田憲治議員、高田美千子議員、平野保弘議員の７名から通告があり、抽選の結果、１番、高田美千子議員、２番、平野保弘議員、３番、隈部寛議員、４番、濱田憲治議員、５番、坂田竜義議員、６番、吉住淳一議員、７番、村崎公一議員の順番に決定をいたしました。

次に、（４）日程・会期等について。会期予定表のとおり、１２月９日月曜日、本日より１２月１３日金曜日までの５日間とする会期としました。日程の内容については、議案集の「令和６年第４回美里町議会定例会会期予定表」のとおりであります。

議会初日、本日は、令和６年第４回美里町議会定例会議事日程により、日程第３、諸般の報告、次に、日程第４、町長提出議案の一括上程（議案第７３号から議案第８８号及び同意第２号並びに諮問第２号）を上程し、日程第５、町長提出議案の提案理由説明の後、日程第６、議案第７３号「専決処分事項、令和６年度美里町一般会計補正予算（第８号）の報告及び承認を求めることについて」から、日程第１１、議案第７８号「美里町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について」までを内容説明の後、質疑・討論・採決を行います。

次に、日程第１２、議案第７９号「令和６年度美里町一般会計補正予算（第９号）」から日程第１５、議案第８２号「令和６年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第２号）」までを内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は議会最終日に行います。終了後は散会といたします。

議会２日目、１２月１０日火曜日は、一般質問を行います。質問順については、高田美千子議員、平野保弘議員、隈部寛議員、濱田憲治議員の順番で行います。

議会３日目、１２月１１日水曜日も一般質問を行います。質問順については、坂田竜義議員、吉住淳一議員、村崎公一議員の順番で行います。

議会４日目、１２月１２日木曜日は休会とし、各常任委員会を開催の予定となっております。

議会最終日、１２月１３日金曜日は、各常任委員会委員長の報告及び質疑を行います。

その後、議案第７９号「令和６年度美里町一般会計補正予算（第９号）」から、議案第８２号「令和６年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第２号）」までを再度上程し、内容説明は終わっておりますので、質疑・討論・採決を行います。次に、議案第８３号「フォレストアドベンチャー・美里の指定管理者の指定について」から、議案第８８号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を上程し、内容説明の後、質疑・討論・採決を行います。

次に、同意第2号「美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の内容説明後、採決を行います。その後、諮問第2号「人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについて」の内容説明後、採決を行います。次に、発議第3号「美里町議会会議規則の一部改正する条例の制定について」から、発議第5号「全国的な教員不足解消に向けた取組の更なる推進並びに少人数学級によるきめ細かな指導体制の計画的な整備に関する意見書の提出について」の内容説明後、採決を行います。その後、美里町選挙管理委員会委員及び補充委員の選挙を行い、次に、議員派遣の件、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件を協議し、閉会の予定となっております。

以上、11月22日に行われました美里町議会運営委員会の報告といたします。
美里町議会運営委員会委員長、今田政行。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長の報告のとおり、会期は、本日12月9日から12月13日までの5日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日12月9日から12月13日までの5日間に決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（上田 孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長から9月定例会以降の報告を行います。一覧はシステムに入れておりますので、主なものだけ報告します。

まず、9月8日、熊本テルサにおきまして、林芳正内閣官房長官の時局講演会に出席しております。

9月9日、これは定例会の散会後ではございますが、第9回の議会全員協議会に議員の皆様とともに出席し、その後、引き続き広報委員会のほうに皆様とともに出席したところでございます。

9月18日、松本総務大臣、馬場副大臣が本町を視察されましたので、同行させていただいております。

9月19日、島根県智頭町のAI乗り合いタクシー「のりりん」に係るWEB勉強会に議員の皆様とともに出席したところでございます。

9月29日、宇城広域連合の現金出納検査に出席しております。

9月25日から9月27日にかけて、国会陳情並びに議員研修が千葉県の多古町で行われましたので、皆様とともに出席しておりましたが、私は所用のため26日の最終便で帰郷したところでございます。

10月2日、美里町社会福祉協議会の理事会に出席しております。

10月4日、令和6年の第2回熊本県市町村総合事務組合の議会に出席しております。

10月9日、令和6年第1回熊本県町村議会議員研修会が行われましたので、皆様とともに、ともにじゃなかったですね、私は自治会館のほうに赴きましたが皆様とともに同じ研修会を受けたところです。

10月10日、第10回の全員協議会に、議員の皆様とともに出席しております。

10月11日は、砥用中学校の学習成果発表会があり、議員の皆様とともに出席しております。その後、主要地方道小川嘉島線道路整備促進期成会のほうに出席したところでございます。

10月13日、美里町スポーツレクリエーションに議員の皆様とともに出席しております。

10月15日は、長崎県の大村市議会より行政調査に来ていただいておりますが、私は上京のため不在でしたので、今田副議長と濱田委員長のほうに対応をお願いしたところでございます。私は、町村議会の制度に関する検討委員会に出席し、その後九州各県会長会事務局長との懇談会に出席したところでございます。

10月16日は、都道府県会長会がございましたので、そちらに出席しております。

10月21日、一般県道三本松甲佐線道路整備促進期成会の要望活動として、今田副議長とともに出席したところでございます。

10月22日、議員の皆様とともに、鼓童の交流公演のほうに出席しております。

10月23日、第2回の宇城広域連合定例会に、濱田議員とともに出席しております。

10月24日、宇城広域連合の定期監査に赴いております。

10月25日は、同じく宇城広域連合の例月現金出納検査に出席しております。

10月26日は、ランタンフェスティバルがございましたので、議員の皆様とともに出席したところです。

10月29日は、南九州西回り自動車道整備促進に係る要望活動として、福岡市の九州地方整備局のほうに行っております。

10月31日も、浜戸川改修期成会の要望活動として、県庁熊本河川国土事務所

並びに九州地方整備局のほうに出席しております。

11月1日、皆様とともに美里町の合併20周年記念式典に出席し、その後、熊本県後期高齢者医療広域連合議会の定例会並びに全員協議会のほうに出席したところです。また、夕方は美里町に戻ってまいりまして、合併20周年の記念講演会のほうに皆様とともに出席したところでございます。

11月3日は、美里町文化祭のほうに議員の皆様とともに出席したところです。

11月6日、第17回熊本県町村議会広報コンクールの表彰式に出席しております。

11月7日、令和6年度九州中央自動車道の建設促進協議会の提言活動として上京をしたところでございます。

11月8日は、美里町の文化祭の反省会がございましたが、私は上京のため不在でしたので、副議長のほうに対応をお願いしたところでございます。

11月9日、「アタック・ザ・日本一」に議員の皆様とともに出席しております。

11月12日は、また上京しまして、自民党幹部との懇談会に出席し、13日は、8時から、南九州西回り自動車道の整備促進大会、その後、NHKホールに行きまして、第68回の議長全国大会のほうに出席したところでございます。また、その夕刻には、県関係国会議員への要望と意見交換会に出席したところでございます。

11月23日、全国フットパスの集い2024 in 美里町 and 九州ハイランドに出席させていただきました。

11月26日は、宇城地区地域学校の連携共同推進実践交流会に議員の皆様とともに出席したところでございます。

11月27日は、宇城広域連合の例月現金出納検査に出席いたしました。

11月29日は、公有財産管理運用等審議会に濱田議員とともに出席したところでございます。

12月5日、あさぎり町にまいりまして、前あさぎり町議会議長の徳永正道氏の叙勲祝賀会に出席させていただきました。

以上で、議長の報告を終わります。

次に、町長の行政報告を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、私のほうから諸般の報告をさせていただきます。

なお、今回は議会中にも出席をした行事がございますので、それも含めて報告をさせていただきたいと思いますが、非常に長くなりますので、主なものを要約して報告をさせていただきます。

まず、9月の10日です。第66回熊日金婚夫婦表彰式。

そして、9月の18日、当時の松本総務大臣、それから馬場副大臣にこの美里町

を視察をしていただいております。

9月の20日、令和6年秋の全国交通安全運動宇城管内合同出発式に出席をしています。

9月の21日、第22回宇城・上益城地域統一畜産共進会に出席をしています。

9月の25日から27日まで、議会の皆さんと国会陳情並びに千葉県多古町を研修をさせていただいております。同行させていただいたところです。

10月の1日、嘱託員・嘱託補会議。

10月の4日、令和6年第2回熊本県市町村総合事務組合の議会、そしてその後、令和6年度第3回熊本県町村会の評議委員会、そしてその日の夜は、中華民国113年国慶節の祝賀レセプションということで、福岡市まで出張をいたしております。その日のうちに帰ってまいりました。

10月の9日、東京総務省におきまして、令和6年度第1回過疎問題懇談会。

令和6年10月10日、令和6年第10回議会全員協議。

そして、10月15日、100歳到達者の表敬訪問。今年は11名、美里町町内にいらっしゃいましたので、11名を表敬訪問しております。

10月の17日、美里町建設業協会がボランティアで木の伐採等をしていただきました。そのボランティアの出発式に出席をいたしております。

10月の18日、令和6年度宇城地域木材需要拡大協議会、県産材需要拡大一斉行動ということで、宇城の会長をしておりますので、宇城地域を木材需要拡大のお願いで回っております。

10月の21日、令和6年度一般県道三本松甲佐線道路整備促進期成会の要望活動に出ております。

10月の22日、合併20周年記念太鼓芸能集団「鼓童」の交流公演に出席をいたしております。

10月の23日、令和6年第2回宇城広域連合議会の定例会、そして午後からは、令和6年度第2回美里町地域公共交通活性化協議会に出席をいたしております。

そして次の日、10月の24日から上京いたしまして、令和6年度第2回緑川改修期成会の要望活動に行っております。

そして、10月26日、美里町合併20周年記念「ランタンフェスティバル〜風は美里から〜」に出席をいたしております。

11月です。11月の1日、美里町合併20周年記念式典、そしてその日の夜は、合併20周年記念の武田鉄矢さんのトークショーに出席をいたしております。

11月の3日、美里町の文化祭に出席をいたしております。

11月の7日、宮城県女川町の須田町長が訪問をされましたので、対応いたして

おります。

11月の14日、東京におきまして、全国治水砂防促進大会、そして次の日は、国保制度改善強化全国大会にそれぞれ出席をいたしております。

で、一度熊本に帰りまして、また月曜日から上京いたしまして、全国過疎地域連盟の第58回の総会、そして熊本県町村会主催のトップセミナー、その後熊本県町村会主催の町村長懇談会にそれぞれ出席をいたしております。

次の日、11月19日、全国過疎地域連盟の熊本県の支部長といたしまして、県選出国会議員へ要望活動を行っております。そして午後から、令和6年度第3回全国簡易水道協議会の理事会、理事会終了後、熊本県簡易水道協会長といたしまして、また要望活動をさせていただいております。

11月の20日、第69回簡易水道整備促進全国大会に出席をし、その後、全国町村長大会、その後、全国防災危機管理トップセミナーに出席をいたしております。

次の日、熊本に帰りまして、11月の22日、今年も明治安田生命様から「私の地元応援募金」ということで、募金・寄附金をいただいたところでございます。

11月22日、令和6年第5回の議会運営委員会。

そして、11月23日は、2024年度日本フットパス協会の理事会、そしてその後、フットパス協会の総会に出まして、その後、いきいき上永富の収穫祭に出て、また、フットパスシンポジウムに戻ってきております。

11月27日、eスポーツの宮崎たづ子さんが全国のねりんピックで5位に入賞されたということで、表敬訪問を受けております。そしてその日の夕方、令和6年度の定例監査報告を監査員のお二方から受けております。

11月30日は、美里町役場の友和会20周年の祝賀会に出席をいたしております。そして12月です。

12月の5日夜、美里うまい米づくり会令和6年度反省会に出席をいたしております。今年も九州食味コンクールで自治体部門第1位ということで、2年連続で九州で一番になったと、非常にうれしい報告を受けたところでございます。

そして昨日、12月8日、第21回美里町駅伝競走大会、それぞれ出席をしているところです。

以上で、要約してではございますが、私の諸般の報告とさせていただきます。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、総務文教常任委員会の報告を行います。総務文教常任委員会、濱田憲治委員長。

○総務文教常任委員長（濱田憲治君） おはようございます。閉会中開催しました総務文教常任委員会の報告をいたします。

令和6年11月26日火曜日、中央庁舎議会委員会室において、午後3時30分開会しております。参加者は福田副委員長、上田委員、平野委員と私、濱田。隈部委員は身内のご不幸により欠席でございます。総務課から、管財係川上係長が出席をいただいております。

研修は、契約事務についてでございます。入札・契約には、「一般競争入札」、「指名競争入札」、「随意契約」の3つがあり、それぞれ内容の説明を受けたところでございます。

まず、一般競争入札では、誰でも参加でき、公平性・競争性がメリットである。デメリットでは、どなたでも参加可能なので、不良・不適格者の排除が困難で審査事務量が膨大になるということであります。

次に、指名競争入札では、案件に対して発注側が応札できる企業を指名し、その企業が競うという入札方法であります。信頼できる業者を確実に選ぶことができる反面、競争が限定されるため、入札価格が高くなる可能性があります。例年9割に近い契約がこの指名競争入札になるそうです。

次に、随意契約では、任意に選定した特定の者を相手として締結する契約で、単数の者から見積書を徴収する特命随意契約と複数の者から見積書を徴する競争見積書による随意契約があります。地方自治法施行令で認められた場合のみ実施できる契約方法となっております。

この中で委員から、契約金額を見直す必要の時期ではないかということで発言がっております。

工事又は製造その他について、請負金額、現在では130万円と規定してありますが、現在の物価高騰、町には小規模事業所等が多くあることから、この金額を見直すことも必要ではないかという意見がっております。

次に、契約に関する事項として、令和5年度の実績では、入札制度改善委員会総合評価落札方式の指名競争入札が6件、工事入札指名等審査会は20回、総合評価審査会3回、6件実施をされております。

次に、指名競争入札による公共事業等発注状況、令和5年度の実績では、建設工事関係指名競争入札165件、建設工事関係指名競争入札総合評価6件、建設コンサルタント業務関係等25件、合計196件であります。

その他として、熊本県土木部の発注者協議会統一目標達成に向けた取り組みの説明を受けております。建設産業の役割、建設業就業者の高齢化の進行、就業者の働き方改革関連法、新担い手3法を基礎とし、建設業の担い手の育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定されております。美里町においても、新全国統一指標プラス地域独自指標等を基に、今後工事期間の繰越等、年間標準化した工事の発注

を目指していくということになりますということでした。

以上が、閉会中に行いました総務文教常任委員会の報告といたします。

○議長（上田 孝君） 以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、監査委員の例月現金出納検査報告及び定例監査報告を求めます。5番、高田美千子議員。

○5番（高田美千子君） おはようございます。例月現金出納検査について、ご報告をいたします。

トップページの③の3、例月現金出納検査9月から11月のファイルをお開きください。

令和6年9月25日付の美里監第24号の公文でございます。読み上げます。

美里町議会議長 上田 孝様

美里町監査委員 大西 茂、美里町監査委員 高田美千子

例月現金出納検査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第235条の2第1項により、令和6年8月分の出納検査を行ったので、同条第3項の規定によりその結果に関する報告をいたします。

1、検査対象は、会計管理者及び企業出納員所管の一般会計、特別会計、生活排水事業会計、簡易水道事業会計、歳入歳出外現金に関する現金、一時借入金。

2、検査の時期 令和6年9月24日火曜日。

3、検査結果 諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不正、不当な出納はなく確実なものと認める。

以上となっております。

次のページからは、令和6年8月分の例月現金出納検査調書となっております。

8月分出納検査計算書。8月末現在の基金積立金調書、基金積立金金融機関別明細書が付されております。

なお、令和6年9月分の例月現金出納検査を10月25日金曜日に、また、10月分の出納検査を11月27日水曜日に、大西監査委員とともに行ってまいります。それぞれの公文と調書にて上田議長に報告をいたしております。システムの資料の中に各月の検査調書が付されておりますので、ご確認くださいませ。それぞれの検査結果につきましては、諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不正、不当な出納はなく確実なものと認めたところでございます。

以上で、例月現金出納検査の結果に関する報告を終わります。

続きまして、令和6年の定例監査につきまして、結果報告をいたします。

トップページの③の4、令和6年度定例監査報告書のファイルをお開きください。めくっていただきますと、1ページが令和6年11月27日付の美里監第28号の

公文でございます。読み上げます。

美里町長 上田泰弘様

美里町監査委員 大西 茂、美里町監査委員 高田美千子

令和6年度定例監査結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定例監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定により意見を添えて別紙のとおり報告いたします。

2ページは監査の期日及び対象となっております。10月15日以降の定例監査実施の日程が記載されております。役場各課、町内各小中学校、指定管理施設を含めたところの定例監査を日程に沿って行っております。11月18日の最終日には、町内の遊休町有財産の現場視察を行い、13日間の監査日程を終了しております。

なお、11月19日火曜日に監査のまとめをいたしております。

3ページから監査結果の詳細になっておりますので、少々お時間をいただきますが、ページを追って報告をいたします。

第1、監査総括。

定例監査を実施するに当たっては、各課等から事前に提出された監査資料に基づき、事業内容及び事業推進上の課題等について聴取し、次の点に主眼を置いて行っております。

1) 町の財務に関する事務が関係法令等に準拠し、適正か。2) 町の運営に係る事業の管理が合理的かつ効率的か。3) 財産の管理は適正に行われているか。4) 町の事務事業の執行に係る工事について、当該工事の設計・施工状況等が適正か。

当日は、担当課長及び担当係長に出席を求め、諸帳簿及び調書類の整理・記帳は完全か、財産の管理はどうかなど、指摘すべきは指摘して、改善を要する点につきましては適切な処置を講ずるよう指示しております。また、昨年の指摘事項の措置状況は、事前に提出されていた改善スケジュールに沿っておおむね適正に処理されておりました。

監査最終日には、遊休資産である土地について現地に赴き、確認を行ったところ
です。

次に、各項目について報告いたします。

1 予算の執行。

本町の財政状況は、自主財源が乏しい中、国や県の財政支援や地方財政措置のある起債を活用しつつ、国・県の支援の及ばないものについては、財政調整基金の取崩し等で対応してきた。直近では、上水道未整備地域に対する拡張事業や公共施設等の長寿命化対策等に本格的に取り組み始めている。また、長期的な将来負担として、宇城広域連合の大型施設整備事業による公債費負担金等の増加が見込まれてい

る。町債については、振興計画・過疎計画に沿って、適正な発行に努められ、予算編成に当たっては将来負担を見据えた行財政運営の効率化、経常経費の縮減に努められたい。

2 収入事務。

調定事務、徴収事務、現金取扱事務については、適正に処理されている。昨年からキャッシュレス決済や公金ステーション、セミセルフレジが導入されており、住民へのさらなる周知を図り、適正に処理されたい。また、町税や各種使用料等の滞納については、各課横断した債権収納対策機構を活用して、早期徴収に努め、長期化・高額化しないように対処されたい。請求・督促の通知と併せて直接訪問を強化するなど、職員のなお一層の奮起を望む。

3 町税。

台帳・帳簿・証拠書類は整備され、記帳は適正に処理されている。所得の把握は町民税や国民健康保険税の課税をはじめ、多くの面に影響を及ぼしてくるため、個人の所得調査には万全を期すとともに、極力未申告者の一掃に努め、公平な課税・徴収に努められたい。

4 起債および一時借入。

起債の目的、資金種別、時期、限度額、方法、借入先、利率及び償還の方法等は適切である。災害普及事業に係る経費を除いたところの投資的経費に係る起債は、本年度も3億円を上限としており、今後とも事業の精査を行い、発行額の抑制に努められたい。一時借入金についても、基金の振替運用等とも比較し、適正な運用に努められたい。

5 支出事務。

財務会計システムを利用した会計処理により計算相違はなく、関係簿冊及び証書類は正確に整理されている。

6 現金及び有価証券等の保管。

現金については、保管体制として、その責任の所在が確立されており、かつ、毎月末の預金の残高証明書を取り、照合・確認されているのは当を得て良好であり、有価証券及び出資による権利証券は、会計課で適正に保管されている。

7 契約事務。

契約事務については、法令及び条例等に則して処理され、適正な契約がなされている。また、一部では総合評価落札方式を取り入れて、品質の確保が図られている。随意契約の締結については慣例化が懸念されることから、安易に契約を行わず、契約内容等を十分精査して、慎重に対応されたい。

8 工事関係事務。

施工伺いから竣工検査に至るまでの関係書類は、よく整理されている。担当課においては、円滑な工事の実施及び事故防止の観点からも、随時現場に出向き、適切な指導監督と進捗状況の把握に努められたい。

9 財産管理事務。

備品台帳は総務課管財係で保管されているが、4月の機構改革以降の所管転換はなされているものの、貸与物品等の情報更新がなされていないものがある。早急な整備に努められたい。公有財産については、公共施設等マネジメント計画が作成されており、公営住宅、学校施設、林道施設等の長寿命化計画がなされている。建物の大規模改修などには多額の財政支出を要するが、現地調査においてD評価となった部位がある建物については、優先的な対応をされたい。また、未登記の土地については今後も確実に登記事務を進められたい。

10 簡易水道事業及び生活排水事業の公営企業会計への移行。

本年度から、公営企業会計に移行した簡易水道事業及び生活排水事業については、委託業者の支援等を受けながら運営されている。今後も関係各課と調整し、適正な企業会計の運営に努められたい。

以上、10の項目についてご報告申し上げ、最後に結語を述べます。

5ページをご覧ください。

第3 結語。

今回も前年同様、指導に重点を置いて監査したものであり、項目ごとに記述したほか、書類監査及び現地調査の時点においてそれぞれ指摘してありますので、速やかに実行に移していただきたい。また、過疎化、少子高齢化、町の基幹産業である農業の後継者不足等々、いずれも歯止めのかからない状況が続いている。町内での就業機会の確保や企業の誘致、新規転入者の受け入れ体制の整備など、小さくてもキラリと光るまちづくりには、町民のニーズを的確にとらえた丁寧で速やかな対応が必要である。過去に取り組んだ行財政改革の成果を踏まえ、自主財源の確保と歳出の見直しを図り、併せて公共施設等の整理合理化を進め、将来負担の抑制を目指した弾力性のある健全な財政運営が継続できるよう、さらに努力されたい。新型コロナウイルス感染症の5類移行後、経済活動や住民生活もコロナ禍前に戻りつつある現在、合併20周年を節目として、今後さらに住民の期待に応えられるよう、健全な行財政運営になお一層努力されることを望んで結語とする。

以上の報告をもちまして、11月27日水曜日午後4時半から町長室において、大西監査委員とともに定例監査結果報告書を町長に提出いたしております。

以上で、私からの例月現金出納検査及び令和6年度の定例監査報告を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、監査委員の例月現金出納検査報告及び定例監査報告を

終わります。

次に、宇城広域連合議会議員の報告を求めます。7番、濱田憲治議員。

○7番（濱田憲治君） 宇城広域連合議会議員の報告をいたします。

令和6年第2回宇城広域連合議会臨時会が、令和6年10月23日金曜午前9時、宇城広域連合2階交流プラザにて開会されております。

参加者は、守田連合長及び元松、上田副連合長、宇城市議会より広域議員5名、宇土市議会広域議員3名、美里町より上田議長と私、濱田、宇城広域連合事務局、消防本部出席の下、開会されております。

議題としまして、選第2号、宇城広域連合議会副議長の選挙について、これは宇土市議長が交代されたことで、宇城広域連合議会副議長の選挙が必要となり、指名推薦で選挙を実施。指名推薦で宇土市議長である野口修一氏を全員賛成により、選出をされております。

認定第1号、令和5年度宇城広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について。採決の結果、賛成多数により可決されております。

認定第2号、令和5年度宇城広域連合ふるさと市町村圏基金特別会計歳入歳出決算の認定について。採決の結果、全員賛成により可決されております。

議案第18号、宇城広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。これは公務員の段階的な定年引上げ、職員の高齢化に伴う消防活動に必要な消防職員の確保及び消防職員の標準化並びに働き方改革に伴う男性の育児休業の推進を図るに当たり、消防部局職員の定数160人を令和7年4月1日から令和16年3月31日までの期限付きで164名に条例の一部を改正するものであります。この改正は、段階的な定年引上げに伴い、消防職員が令和15年度まで定年退職該当者がいないため、現状のままでは職員の高齢化が進むことに加え、新規消防職員を採用することができない状況であります。また、定数に含まない再任用短時間勤務職員が消防本部に現在8名勤務しており、令和11年度までに再任用短時間勤務職員が段階的にいなくなるため、現状のままでは消防力の維持が困難となります。

以上の要件で、条例の一部を改正されるものでございます。採決の結果、全員賛成により可決されております。

次に、議案第19号、訴えの提起について。これは宇城市の家庭ごみ収集運搬業務委託を受託していました宇城市三角清掃社が家庭ごみを収集中、市内の事業所から搬出された事業系ごみを家庭ごみと混載し、家庭系ごみと偽って宇城クリーンセンターに搬入を行い、事業系ごみのごみ処理手数料の納付を免れていたことから、未納とされるごみ処理手数料の支払いを求める訴えであります。

時系列では、令和5年1月、事業系ごみと混載した宇城クリーンセンターへ搬入

され、事業系ごみ処理手数料を免れている疑いが発生。令和５年２月、宇城市より複数回にわたり事情聴取を実施。令和５年５月、宇城市三角清掃社より、平成３１年４月から令和５年２月頃までの約４年間で不適正処理の事実を一部容認。令和６年６月、関係市町と不適切事案を協議し、宇城市から宇城広域連合で事業を引き継ぐよう依頼。令和６年６月、ごみ処理手数料の未納分を請求通知発送。令和６年７月、手数料の納入期限で入金確認がなし。このため、委託業務委託契約（財産仮押さえ）を顧問弁護士と結んでおられます。令和６年９月、保全命令（土地建物ほか）申立て業務委託料の支払い１０８万９、４００円。広域連合が勝訴すれば返還があります。不動産仮押さえ決定通知書が熊本地方裁判所から出ております。令和６年１０月２３日、令和６年第２回宇城広域連合定例会に至っております。

損害金の算定。損害金１，１１５万８，０２６円、うち未納分９８６万５，５９０円プラス遅延損害金１２９万２，４３６円。算定根拠、令和５年度三角地区可燃ごみ真正搬入量、年１００万９，８５０ｋｇ、令和５年度三角町人口６，５６１人、令和５年度可燃ごみ一人当たり排出量、年１５３．９２ｋｇを基に、令和元年から令和４年度までの累計金額９８６万５，５９０円を算出をされております。不適正量が４年間で６５７．７トンと見込んでおられます。採決の結果、全員賛成により可決をされております。

次に、議案第２０号、令和６年度宇城広域連合一般会計補正予算（第１号）について。これは歳入歳出それぞれの総額に歳入歳出それぞれ１億５０３万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３６億２，４３３万３，０００円とする。歳入の主なものは前年度の繰越金である。歳出の主なものは令和５年度の決算確定に伴う剰余金９，８０２万２，０００円で、うち美里分は１，２００万円となります。採決の結果、全員賛成により可決をしております。

議案第２１号、令和６年度宇城広域連合宇城ふるさと市町村圏基金特別会計補正予算（第１号）について。採決の結果、全員賛成により可決をされております。

以上、宇城広域連合議会議員の報告といたします。

○議長（上田 孝君） 以上で、宇城広域連合議会議員の報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を１１時１５分といたします。

—————○—————

休憩 午前１０時５５分

再開 午前１１時１５分

—————○—————

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第４ 町長提出議案の一括上程

○議長（上田 孝君） 日程第４、町長提出議案の一括上程を行います。

議案第７３号から議案第８８号及び同意第２号並びに諮問第２号までの案件を一括して上程し、案件のみ議会事務局長に朗読させます。立道議会事務局長。

○事務局長（立道 誠君） それでは、資料の①表紙、会期日程、議事予定表のファイルをお開きください。３ページをお願いします。まず、３ページの上から２段目、令和５年第４回となっております。令和６年に訂正をお願いします。申し訳ございません。それでは読み上げます。

議案第７３号 専決処分事項（令和６年度美里町一般会計補正予算（第８号））の報告及び承認を求めることについて

議案第７４号 美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第７５号 美里町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第７６号 美里町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第７７号 フォレストアドベンチャー・美里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第７８号 美里町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第７９号 令和６年度美里町一般会計補正予算（第９号）

議案第８０号 令和６年度美里町介護保険特別会計補正予算（第２号）

議案第８１号 令和６年度美里町生活排水事業会計補正予算（第２号）

議案第８２号 令和６年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第２号）

次のページをお願いします。

議案第８３号 フォレストアドベンチャー・美里の指定管理者の指定について

議案第８４号 美里町ガーデンプレイス・家族村の指定管理者の指定について

議案第８５号 美里町緑川ダム休憩所の指定管理者の指定について

議案第８６号 美里町東部地区活性化施設の指定管理者の指定について

議案第８７号 町道路線（一寸榎線）の認定について

議案第８８号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

同意第２号 美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、議会事務局長の朗読を終わります。

—————○—————

日程第 5 町長提出議案の提案理由説明

○議長（上田 孝君） 日程第 5、町長提出議案の提案理由説明を行います。

町長に、町長提出議案の提案理由の説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、提案理由をご説明申し上げます。

今定例会に提案しております議案は、専決処分 1 件、条例 5 件、補正予算 4 件、その他 8 件の計 18 件でございます。

はじめに、議案第 73 号、専決処分事項、令和 6 年度美里町一般会計補正予算（第 8 号）の報告及び承認を求めることにつきましては、第 50 回衆議院議員総選挙及び台風 10 号による農用地等の災害復旧等に係る経費につきまして専決処分をいたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

続きまして、議案第 74 号、美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定、及び議案第 75 号、美里町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、関係条例において所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 76 号、美里町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関係法律の施行に伴い、関係条例において所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第 77 号、フォレストアドベンチャー・美里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新たに新設したキャノピーコースの利用料の設定および既存コースの利用料金の上限額を設定するため、関係条例において所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 78 号、美里町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定につきましては、企業優遇制度の適用範囲を拡充し、町への企業誘致及び立地を促進するため、関係条例において所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第 79 号、令和 6 年度美里町一般会計補正予算（第 9 号）につきましては、主にふるさと納税関連予算や一定要件農道第 2 一寸榎線の町道編入に伴う単独改良事業及び社会資本整備総合交付金事業（通学路対策）並びに台風 10 号に伴う農用地等災害復旧工事に係る経費などに所要の補正を行う必要が生じたため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 4,729 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 81 億 7,933 万 5,000 円とするものでございます。

次に、議案第 80 号、令和 6 年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）から、議案第 82 号、令和 6 年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）までの 3 案件につきましては、介護サービス等、給付費等の補正やまた事業会計におきましては、一般会計からの補助金及び消費税還付金などに必要経費を補正いたしております。

続きまして、議案第 83 号、フォレストアドベンチャー・美里の指定管理者の指定についてから、議案第 86 号、美里町東部地区活性化施設の指定管理者の指定についてまでの 4 案件につきましては、地方自治法並びに美里町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定により、議会の議決を得るものでございます。

次に、議案第 87 号、町道路線（一寸榎線）の認定につきましては、一定要件農道（第 2 一寸榎線）を町道路線（一寸榎線）として新たに認定するため、議会の議決に付すものでございます。

続きまして、議案第 88 号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更につきましては、事務対象の構成団体の脱退に伴い、地方自治法の規定により議会の議決を得るものでございます。

続きまして、同意第 2 号、美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、委員 1 名の任期が令和 6 年 12 月 22 日で満了するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、委員の任命につきまして議会の同意を求めるものでございます。

次に、諮問第 2 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、委員 1 名の任期が令和 7 年 3 月 31 日で満了するため、人権擁護委員法に基づき、委員候補者の推薦につきまして議会の意見を求めるものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、慎重なご審議をいただき、速やかなるご議決をお願いいたします。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長提出議案の提案理由説明を終わります。

-----○-----

日程第 6 議案第 73 号 専決処分事項（令和 6 年度美里町一般会計補正予算（第 8 号））の報告及び承認を求めることについて

○議長（上田 孝君） 日程第 6、議案第 73 号、専決処分事項（令和 6 年度美里町一般会計補正予算（第 8 号））の報告及び承認を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第 73 号につきましてご説明申し上げます。システム内の⑤議案第 73 号をお開き願います。

議案第 73 号、専決処分事項（令和 6 年度美里町一般会計補正予算（第 8 号））の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により令和 6 年度美里町一般会計補正予算（第 8 号）について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 12 月 9 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

予算を定めるときは、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要があるが、第 50 回衆議院議員総選挙及び台風 10 号により被害を受けた農用地等の災害復旧費用等に所要の補正を行う必要が生じ、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。専決第 8 号の専決処分書でございます。

令和 6 年 10 月 9 日付で専決処分を行っております。

それでは、次のページの専決第 8 号、令和 6 年度美里町一般会計補正予算書（第 8 号）の 1 ページをご覧ください。

専決第 8 号、令和 6 年度美里町一般会計補正予算（第 8 号）

令和 6 年度美里町の一般会計の補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,330 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 80 億 3,203 万 7,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 10 月 9 日専決 美里町長 上田泰弘

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

予算書の 4 ページをお開き願います。2 の歳入でございます。

はじめに、1 枠目の款の 14 国庫支出金、項の 3 委託金、目の 1 総務費委託金の衆議院議員総選挙費委託金といたしまして、1,037 万円を計上いたしております。

次に、2 枠目の款の 18 繰入金、項の 1 基金繰入金、目の 1 基金繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、今補正予算の事業実施に伴います財源といたしまして 293 万 8,000 円を計上いたしております。

次のページをお開き願います。3 の歳出でございます。

款の２総務費、項の４選挙費、目の６衆議院議員選挙費につきましては、令和６年１０月２７日執行の第５０回衆議院議員総選挙費に係る経費といたしまして、節の１報酬から節の１３使用料及び賃借料までに、総額１,０３７万円を計上いたしております。

次のページをお開き願います。

１枠目の款の９教育費、項の４社会教育費、目の１社会教育総務費のやすらぎ交流体験施設自動火災報知設備修繕料につきましては、落雷により自動火災報知設備が故障し、緊急に修繕する必要があったため、１４３万円を計上いたしております。

次に、２枠目の款の１０災害復旧費、項の１農林水産業施設災害復旧費、目の１農用地等災害復旧費につきましては、台風１０号の接近に伴い、８月の２８日から３０日ごろにかけて降った大雨や９月２２日に秋雨前線の影響により降った大雨で被害を受けた農用地等の災害復旧測量設計委託料としまして、１５０万８,０００円を計上いたしております。

以上で、議案第７３号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第７３号、専決処分事項（令和６年度美里町一般会計補正予算（第８号））の報告及び承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第７３号、専決処分事項（令和６年度美里町一般会計補正予算（第８号））の報告及び承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

—————○—————

日程第７ 議案第７４号 美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

等の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第7、議案第74号、美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第74号につきまして、ご説明申し上げます。システム内の⑥議案第74号をご覧ください。

議案第74号、美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年12月9日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の一部が改正されたことに伴い、美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等を改正したいため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

今回の改正内容につきましては、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図るため、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に合わせまして、第1条の美里町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例から、第4条の美里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例までの4条例を改正するものでございます。

改正内容の主なものとしましては、各条例とも旅費の計算等に係る規定を規則に委任し、簡素化するものでございます。

それでは、変更内容につきましては、説明資料の新旧対照表により説明させていただきます。

3ページをお開き願います。改正条例の第1条関係、美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表でございます。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

はじめに、第3条第2項におきましては、旅費の額を規則に委任するため、改正するものでございます。

次に、第3項におきましては、宿泊を要しない熊本県内の旅費における日当の取扱いを削除するものでございます。

次に、その下の第3条関係の別表は、旅費の額を規則に委任するため削除するものでございます。

5ページをお開き願います。改正条例の第2条関係、美里町特別職の職員で、非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表でございます。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

初めに、第2条におきましては、「別表第1」を「別表」に改め、第3条第2項におきまして、旅費の額を規則に委任するため、改正するものでございます。

次に、第3項におきましては、宿泊を要しない県内の熊本県内の旅費における日当の取扱いを削除するものでございます。

その下の第2条関係の「別表第1」を「別表」に改め、7ページをお開き願います。

改正前の第3条関係の「別表第2」は、旅費の額を規則に委任するため削除するものでございます。

9ページをお開き願います。改正条例の第3条関係、美里町長等の給与・諸手当及び旅費に関する条例の新旧対照表でございます。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

はじめに、第2条におきましては、「別表第1」を「別表」に改め、第3条第1項を「町長等が公務のため旅行したときは、旅費を支給する」に改め、第2項では旅費の額を規則に委任する規定を新設し、第3項では、前項に定めるもののほかは一般職の職員に支給する旅費の例によるものとしたしております。

次に、10ページをお開き願います。第2条関係の「別表第1」を「別表」に改め、改正前の第3条関係の「別表第2」は、旅費の額を規則に委任するため、削除するものでございます。

12ページをお開き願います。改正条例第4条関係の、美里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表でございます。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

はじめに、第24条第2項におきましては、費用弁償の額を規則に委任するため改正するものでございます。

次に、第3項では、前項に定めるもののほかは一般職の職員に支給する旅費の例によるものとしたしております。

再度、改正条例案の2ページにお戻りください。附則でございます。

第1項、この条例は令和7年4月1日から施行するものとしたしております。第2項では、経過措置を規定いたしております。

以上で、議案第74号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第 7 4 号、美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第 7 4 号、美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 8 議案第 7 5 号 美里町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第 8、議案第 7 5 号、美里町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第 7 5 号について、ご説明申し上げます。

システム内の⑦議案第 7 5 号をご覧ください。

議案第 7 5 号、美里町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 1 2 月 9 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 1 4 号）の一部が改正されたことに伴い、美里町職員等の旅費に関する条例を改正したいため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。美里町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

今回の改正内容につきましては、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図るため、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に合わせまして関係規定を改正するものでございます。

改正内容の主なものとしましては、旅費の計算等に係る規定を規則に委任し簡素化するものと、旅費の支給対象者の見直しなどに係る改正でございます。

変更内容につきましては、説明資料の新旧対照表により、主なものについてご説明させていただきます。

7ページをお開き願います。

美里町職員等の旅費に関する条例の新旧対照表でございます。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

はじめに、第1条の2第1号では、職員以外の旅費の支給対象者を明確化するのでございます。

次に、8ページをお開き願います。

改正後の第5号は、旅行役務提供者の定義を定めており、美里町と旅行役務提供者が契約を締結した場合、美里町が当該旅行者等に対し、当該旅行に係る旅費に相当する金額を直接払うことができる規定を新設いたしております。

次に、11ページをお開き願います。

改正前の第4条の旅費の種類は、規則に委任するため削除し、改正後の第4条は、見出しを「旅行命令等に従わない旅行」に改め、各項を手続に関する規定に改めております。

次に、12ページをお開き願います。

旅費の計算の第5条を、「旅費は旅行に要する実費（日当を除く。）を弁償するためのものとして規則で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路または方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。」と改正いたしております。

次に、14ページをお開き願います。

改正前の第7条旅費の請求手続きから、20ページの第14条承認等の旅費までの条項につきましては、別に規則で定めるため削除いたしております。

次のページ、21ページをお開き願います。

改正後の第9条、旅費の返納につきましては、第1項で「任命権者等は旅行者又

は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して、旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払いを受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。」、第2項で、「旅行者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、任命権者等は前項に規定する返納に代えて、当該任命権者等がその後においてその者に対し支給し又は支払う給与又は旅費の額から当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。」、第3項では、「前項に規定する給与の種類は、規則で定める。」を新設いたしております。

次に、改正前の第17条、見出しの「委任」を「規則へ委任」に改め、本文を「この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給その他手続その他この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。」と改めるものでございます。

次に、改正前の「別表第表1」から次のページの「別表第2」につきましては、別に規則で定めるため削除いたしております。

再度、改正条例案の5ページにお戻りください。附則でございます。

第1条、この条例は令和7年4月1日から施行するといたしております。第2条では経過措置を規定いたしております。第3条では、経過措置を規則に委任する規定でございます。

以上で、議案第75号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、福田議員。

○8番（福田秀憲君） ただいま上程中の議案第75号について質問いたします。

この条例につきましては、規則で定めるというようになっておりますけれども、その規則というのはもう変更してないのかどうか、その辺りを確認したいと思います。その規則というのは、この議会の中では今度は条例に関わってきませんので、その中身というのが出てこないと思うんですけど、その辺りをお願いいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員おっしゃいますとおり、規則についてはこの本議会の中ではご説明いたしませんけれども、現在規則を作成中でございます。詳細わかりましたらですね、お示しをしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○8番（福田秀憲君） 終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第 7 5 号、美里町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第 7 5 号、美里町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 9 議案第 7 6 号 美里町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第 9、議案第 7 6 号、美里町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） システムの⑧議案第 7 6 号をご覧ください。議案第 7 6 号についてご説明を申し上げます。

議案第 7 6 号、美里町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 1 2 月 9 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の改正に伴い、関係条例を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

なお、この関係条例の主な改正理由は、水道行政の所管が厚生労働省から国土交通省に移管し、国土交通省が元々所管していた下水道の設計等に係る資格要件の考え方を踏まえ、水道法施行令及び水道法施行規則に規定される布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の基準が大幅に改定されたことによるものでございます。

次のページをお開きください。

美里町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

なお、改正内容につきましては、システムの４ページ、新旧対照表にて説明をさせていただきます。左の欄が改正前、右の欄が改正後になります。

第３条の第１号から、システムの６ページの第１１号までは、布設工事監督者の資格要件を定めている基準を一部改正したものでございます。

次に、第４条の第１号から次のページ第８号までは、水道技術管理者の資格要件を定めている基準を一部改正したものでございます。

システムの３ページにお戻りください。附則でございます。

この条例は、令和７年４月１日から施行するとしております。

以上で、議案第７６号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第７６号、美里町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第７６号、美里町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 77 号 フォレストアドベンチャー・美里設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第 10、議案第 77 号、フォレストアドベンチャー・美里
設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） 議案第 77 号でございます。資料は⑨議案第 77
号をお開きください。

議案第 77 号、フォレストアドベンチャー・美里設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例の制定について

フォレストアドベンチャー・美里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 12 月 9 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由。

フォレストアドベンチャー・美里のキャノピーコースの新設に伴う利用料の設定
及び指定管理者の健全な経営を維持し、良質なサービスを安定的かつ継続的に提供
できるよう、利用料金の上限等を改正したいため提案するものでございます。

ページをお開きください。次のページでございます。

フォレストアドベンチャー・美里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例でございます。

今回物価の高騰、それから繁忙期の需要を少し分散して、利用しやすくするとい
うことの目的のために、条例の改正を提案させていただくものでございます。

ページをおめくりください。

中身については次のページの新旧対照表でご説明したいと思います。左が改正前、
右が改正後でございます。

アドベンチャーコースにつきまして、3,800 円を 4,000 円に改定、200
円の改定額ということでございます。ロングジップスライドコースにつきましては、
2,000 円から 3,000 円への改定、1,000 円の改定額ということでござい
ます。それから、新しく設置しますキャノピーコースにつきましては、3,000
円という額で料金は設定したいということでございます。

備考のところでございます。「その他必要に応じ、特別価格（割引価格）を設定
することができる。」としております。また、繁忙期（3 月の 20 日から 4 月の 5
日まで、4 月の 29 日から 5 月 5 日まで、7 月 20 日から 8 月 31 日まで及び 12
月 29 日から翌年の 1 月 5 日までの期間のうち、町長が定める期間を言う）に、利

用する場合の利用料は、上記の表に規定する額にそれぞれ1,000円を加算した額を上限として設定することができる。」としてございます。

1ページお戻りいただきますでしょうか。附則のところでございます。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、アドベンチャーコース及びロングジップスライドコースの利用料については、令和7年4月1日から施行するとしております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第77号、フォレストアドベンチャー・美里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第77号、フォレストアドベンチャー・美里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。再開を13時ちょうどいたします。

—————○—————

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

—————○—————

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————○—————

日程第11 議案第78号 美里町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第11、議案第78号、美里町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明いたします。資料は、⑩議案第78号を開きください。

議案第78号、美里町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について美里町企業立地促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年12月9日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由。

企業優遇制度の適用範囲を拡充し、町への企業誘致及び立地を促進するために、美里町企業立地促進条例の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

資料を1枚おめくりください。

美里町企業立地促進条例の一部を改正する条例

（4）賃借奨励金の交付ということでございます。

この条例の改正は、周辺の市町村の状況等も鑑み、企業立地の促進をさらに進めるため、土地の取得による立地に限らず、賃借による立地も対象とするということで、促進をさらに図っていくというものでございます。

1枚おめくりください。

新旧対照表で内容をご説明させていただきます。

第4条（1）から（3）については省略しております。（4）が新設ということでございます。「賃借奨励金の交付」ということでございます。

第6条、2、読み上げさせていただきます。操業開始日の属する月から起算して36月を経過するまでの期間に要した用地の賃借経費（敷金、権利金その他これらの類する諸経費を除く。）の2分の1に相当する額（月額20万円を上限とする。）ただし、資本関係のある関係会社または3親等以内の親族が所有する用地を賃借する場合は対象としない。

1枚お戻りください。2枚目をお願いいたします。一番下、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第 78 号、美里町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定については、
原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第 78 号、美里町企業立地促進条例の一部を改正する条例
の制定については、原案のとおり可決しました。

—————○—————

日程第 12 議案第 79 号 令和 6 年度美里町一般会計補正予算（第 9 号）

日程第 13 議案第 80 号 令和 6 年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 14 議案第 81 号 令和 6 年度美里町生活排水事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 15 議案第 82 号 令和 6 年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（上田 孝君） 日程第 12、議案第 79 号 令和 6 年度美里町一般会計補正予
算（第 9 号）から、日程第 15、議案第 82 号 令和 6 年度美里町簡易水道事業会
計補正予算（第 2 号）までの 4 案件について、一括して議題としたいと思います。

お諮りします。議案第 79 号から議案第 82 号までの 4 案件について一括して議
題とし、本日は内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は最終日に行いたいと思いま
すが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 79 号から議案第 82 号までの 4 案件について一括して
議題とし、本日は内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は最終日に行うことに決定
しました。

それでは、議案第 79 号から議案第 82 号までを一括して議題とします。

まず、議案第 79 号、令和 6 年度美里町一般会計補正予算（第 9 号）の内容説明
を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第 79 号につきましてご説明申し上げます。

システム内の⑪議案第 79 号をお開き願います。

議案第 79 号、令和 6 年度美里町一般会計補正予算書（第 9 号）の 1 ページをお

開き願います。

議案第79号、令和6年度美里町一般会計補正予算（第9号）

令和6年度美里町の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,729万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億7,933万5,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年12月9日提出 美里町長 上田泰弘

5ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正の追加でございます。

はじめに、1段目の事項のWeb会議システム利用料につきましては、期間を令和7年度から令和7年度までとし、限度額を8万円と設定いたしております。

次に、その下の宇城圏域基幹相談支援事業につきましては、期間を令和7年度から令和7年度までとし、限度額を2,844万5,000円と設定いたしております。

次に、3段目の公共土木積算システムリース料につきましては、期間を令和7年度から令和11年度までとし、限度額を808万円と設定いたしております。

次に、4段目の電話機外部保留音源設備リース料につきましては、期間を令和7年度から令和11年度までとし、限度額を52万5,000円と設定いたしております。

続きまして、6ページをお開き願います。

第3表、地方債補正の追加でございます。

起債の目的及び限度額につきましては、脱炭素化推進事業（公用車購入事業）の230万円を追加いたしております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表内に記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。地方債補正の変更でございます。

起債の目的の合併特例事業（福祉事業）から、一番下の過疎対策事業（林業振興事業）までの4事業につきまして、限度額の総額1億5,250万円を1億7,280万円に変更いたしております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表内に記載のとおりでございます。

続きまして、9ページをお開き願います。

こちらからが、歳入歳出補正予算事項別明細書になりますが、主なものにつきましてご説明させていただきます。

まず、2の歳入でございます。

3つ目の枠の、款の14国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1民生費国庫負担金、節の5の児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費交付金820万8,000円につきましては、保育所等の施設型給付費等負担金の増に伴い増額するものでございます。

次に、その下の枠の、款の14国庫支出金、項の2国庫補助金、目の2民生費国庫補助金の説明欄の3行目の放課後児童健全育成事業補助金398万4,000円につきましては、基準額及び事業拡大に伴いまして増額するものでございます。

次のページをお開き願います。

2つ目の枠の、款の15県支出金、項の1県負担金、目の1民生費県負担金、節の2児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費県費負担金488万7,000円につきましては、先ほど国庫負担金でもご説明しましたとおり、保育所等の施設型給付費等負担金の増に伴い増額するものでございます。

次に、3つ目の枠の款の15県支出金、項の2県補助金、目の2民生費県補助金、節の3老人福祉費補助金の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金5,687万4,000円の減額につきましては、介護施設等の大規模改修に併せて行う介護ロボットICT化事業が不採択により減額するものでございます。

11ページをお開き願います。

1枠目の最上段の款の15県支出金、項の2県補助金、目の4農林水産業費県補助金、節の1農業費補助金の農用地等災害復旧事業補助金（R6災害分）620万円につきましては、台風10号及び9月22日の大雨による農用地等災害復旧工事に伴います県補助金でございます。

次に、5枠目の款の17寄附金、項の1寄附金、目の1一般寄附金のふるさと納税寄附金4,000万円につきましては、寄附金の目標額を1億円にするため増額するものでございます。

次に、6つ目の枠の、款の18繰入金、項の1基金繰入金の説明欄の財政調整基金繰入金1億1,055万8,000円につきましては、今回の補正予算における財源調整のための繰り入れるものでございます。

次に3行目のふるさと応援基金繰入金2,950万円の減額につきましては、ふ

るさと応援基金を活用して行う予定でした町道維持工事の財源を合併特例債に振り替えたことや、またふるさと祭り・やまびこ祭りの中止に伴い繰入金を減額いたしております。

13ページをお開き願います。3の歳出でございます。

はじめに、2の総務費、項の1総務管理費、目の6企画費の節の7報償費のふるさと応援寄附金返礼品1,000万円と、節の11の役務費のふるさと応援寄附金事務手数料774万5,000円、それと節の12の委託料ふるさと応援寄附金事務委託料361万6,000円につきましては、寄附金の目標額を1億円にするに当たって、返礼品及び事務手数料等を増額するものでございます。

次のページをお開き願います。

1枠目の、款の2総務費、項の1総務管理費の目の11財政調整基金費の減債基金積立金1,843万2,000円につきましては、臨時財政対策債の償還金に充てるための基金積立金でございます。

次の段の目の12特定目的基金費のふるさと応援基金積立金4,000万円につきましては、歳入のふるさと応援寄附金を同額積み立てるものでございます。

次のページをお開き願います。

款の3民生費、項の1社会福祉費の2段目、目の2高齢者福祉費の節の18負担金、補助及び交付金の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金5,687万4,000円の減額につきましては、歳入でもご説明しましたとおり、介護施設等の大規模改修に併せて行う介護ロボットICT化事業が不採択になりましたので、全額減額するものでございます。

次の段の、目の3障害者福祉費の節の19扶助費の説明欄の1行目ですが、障害福祉サービス費等給付費2,110万円につきましては、サービス給付費の増により増額するものでございます。

次に、その下の障害児通所支援給付費475万1,000円につきましては、利用者等の増加に伴い増額するものでございます。

次のページをお開き願います。

1行目の款の3民生費、項の1社会福祉費、目の7社会福祉施設費の節の14工事請負費の福祉保健センター湯の香苑屋上防水改修工事1,001万3,000円の減額につきましては、防水改修工事が完了しましたので減額をいたすものでございます。

次の枠の、款の3民生費、項の3児童福祉費、目の1児童福祉総務費の節の12委託料におきまして、説明欄の1行目ですが、放課後児童健全育成事業委託料1,195万1,000円につきましては、学童保育所に係る算定基準額の変更及び事

業拡充による増額でございます。

次に、目の2児童措置費の節の18負担金、補助及び交付金におきまして、説明欄の1行目、施設型給付費等負担金1,340万4,000円につきましては、年度途中の保育所入所者数の増や人事院勧告による公定価格の変更に伴い増額するものでございます。

18ページをお開き願います。

1つ目の枠の、款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の7水道施設整備費の節の18負担金、補助及び交付金の説明欄の1行目ですが、簡易水道施設整備補助金348万5,000円につきましては、簡易水道組合からの申請件数の増により増額するものでございます。また、その下の簡易水道事業会計補助金362万7,000円につきましては、簡易水道事業における光熱費の増加に伴い企業会計へ補助するものでございます。

次のページをお開き願います。

1つ目の枠の、款の5農林水産業費、項の1農業費、目の6農地費の農道等維持工事850万円につきましては、農道第3町道線側溝布設工事に伴い増額するものでございます。

次のページをお開き願います。

2枠目の2段目ですが、款の7土木費、項の2道路橋梁費、目の2道路維持費の節の14工事請負費の町道維持工事500万円につきましては、町道木早川内線ほか1路線の維持工事を増額するものでございます。

次に、3段目の目の3道路新設改良費の節の12委託料の説明欄の2行目ですが、単独改良事業2,100万円につきましては、一定要件農道第2一寸榎線の町道編入に伴います詳細設計及び用地測量を行うものでございます。

次に、その下の節の14工事請負費の社会資本整備総合交付金事業（通学路対策）1,050万円につきましては、町道勢井下福良線改良工事に伴い増額するものでございます。

続きまして、22ページをお開き願います。

2枠目になりますが、款の9教育費、項の1教育総務費、目の2事務局費の節の10需用費におきまして、教科書改訂関係消耗品費677万円につきましては、令和7年度に中学校の教科書が改訂されることに伴いまして教材を購入するものでございます。

次のページをお開き願います。

2枠目ですが、款の9教育費、項の4社会教育費、目の2公民館費の節の11役務費におきまして、西分館支障木伐採379万5,000円につきましては、施設

周辺の樹木の伐採に係る手数料でございます。

次のページをお開き願います。

2 枠目ですが、款の 10 災害復旧費、項の 1 農林水産業施設災害復旧費、目の 1 農用地等災害復旧費の節の 14 工事請負費の農用地等災害復旧工事（R 6 災害分）750 万円につきましては、8 月の 28 日から 30 日までの台風 10 号に伴う大雨と 9 月 22 日に秋雨前線の影響で降った大雨により被害を受けた農地 3 件、施設 1 件の災害復旧工事費を増額補正するものでございます。

次の枠の、款の 10 災害復旧費の項の 2 公共土木施設災害復旧費の目の 1 町単独災害復旧費、節の 14 工事請負費の緊急自然災害防止対策事業 300 万円につきましては、町道葛之尾線の災害復旧工事を行うための増額補正でございます。

以上で、議案第 79 号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第 79 号の内容説明を終わります。

次に、議案第 80 号、令和 6 年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の内容説明を求めます。谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） 議案第 80 号についてご説明申し上げます。⑫議案第 80 号をご覧ください。

令和 6 年度美里町介護保険特別会計補正予算書（第 2 号）の 1 ページをお願いいたします。

議案第 80 号、令和 6 年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度美里町の介護保険特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 38 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20 億 8,143 万 8,000 円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 12 月 9 日提出 美里町長 上田泰弘

詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

4 ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の 2、歳入でございます。

歳入につきましては、歳出側の事務費減額に伴いまして、款の 7 繰入金、項の 1 一般会計繰入金、目の 5 その他一般会計繰入金、節の 1 事務費繰入金の 38 万 1,000 円の減額のみとなります。

5 ページをお願いいたします。3、歳出でございます。

款の1総務費、項の1総務管理費から、項の3介護認定調査費までが事務費分になりまして、減額するものとしましては、自治体情報システム標準化の実施延長により、本年度では不要となる保険証・納付書等の印刷製本費、宇城広域連合介護認定審査会の開催件数減少による宇城広域連合負担金となります。

なお、コンビニ収納事務手数料は、当初想定を上回る取扱件数にあるため、1万3,000円を増額しております。

4つ目の枠の、款の2保険給付費、項の1介護サービス等諸費、目の1介護サービス等給付費につきましては、これまでのサービス種別ごとの給付実績に基づき、組み替えを行っております。

一番下の枠で、款の5諸支出金、項の1償還金及び還付加算金、目の2償還金、節の2償還金利子及び割引料につきましては、令和5年度の実績報告に基づく精算額として返還すべき金額を計上しております。

次の6ページをお願いいたします。

款の7予備費につきましては、歳入歳出予算の調整によるものとなりまして、8万6,000円を減額しております。

以上で、議案第80号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第80号の内容説明を終わります。

次に、議案第81号、令和6年度美里町生活排水事業会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） システム⑬議案第81号をご覧ください。議案第81号についてご説明を申し上げます。

次のページをご覧ください。

議案第81号、令和6年度美里町生活排水事業会計補正予算（第2号）

総則、第1条、令和6年度美里町生活排水事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和6年度美里町生活排水事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

なお、企業債290万円を120万円補正し、410万円を借り入れる。

収入、科目、第1款浄化槽事業収益、既決予定額2億666万3,000円、補正予定額307万円、計2億973万3,000円。内訳としまして、第2項営業外収益、既決予定額1億3,266万8,000円、補正予定額125万5,000円、計1億3,392万3,000円。第3項特別収益、既決予定額0円、補正予定額181万5,000円、計181万5,000円。

支出、科目、第1款浄化槽事業費用、既決予定額2億130万1,000円、補

正予定額 1 2 5 万 5, 0 0 0 円、計 2 億 2 5 5 万 6, 0 0 0 円。内訳としまして、第 1 項営業費用、既決予定額 1 億 9, 5 5 5 万円、補正予定額 1 2 5 万 5, 0 0 0 円、計 1 億 9, 6 8 0 万 5, 0 0 0 円。

他会計からの補助金、第 3 条、予算第 9 条に定めた生活排水事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、8, 7 8 0 万 4, 0 0 0 円から 8, 9 0 5 万 9, 0 0 0 円に改める。

令和 6 年 1 2 月 9 日提出 美里町長 上田泰弘

なお、詳細につきましては、システムの 5 ページ、令和 6 年度美里町生活排水事業会計補正予算（第 2 号）実施計画明細書にて説明をさせていただきます。

5 ページをご覧ください。

収益的収入の浄化槽事業収益の営業外収益、他会計補助金は、一般会計からの補助金 1 2 5 万 5, 0 0 0 円を計上しております。

次に、特別利益、その他特別利益は、消費税の還付金です。

次に、収益的支出の浄化槽事業費用の営業費用、総係費につきましては、浄化槽の流末処理に係る整備の対策費としまして、修繕料 1 2 5 万 5, 0 0 0 円を計上しております。

以上で、議案第 8 1 号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第 8 1 号の内容説明を終わります。

次に、議案第 8 2 号、令和 6 年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）の内容説明を求めます。酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） システム⑭議案第 8 2 号をご覧ください。議案第 8 2 号についてご説明を申し上げます。

次のページをご覧ください。

議案第 8 2 号、令和 6 年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）

総則、第 1 条、令和 6 年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第 2 条、令和 6 年度美里町簡易水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第 1 款水道事業収益、既決予定額 2 億 5, 7 6 6 万 9, 0 0 0 円、補正予定額 1, 3 0 8 万 1, 0 0 0 円、計 2 億 7, 0 7 5 万円。内訳としまして、第 1 項営業収益、既決予定額 1 億 1, 5 3 8 万 6, 0 0 0 円、補正予定額 9 6 万 8, 0 0 0 円、計 1 億 1, 6 3 5 万 4, 0 0 0 円。第 2 項営業外収益、既決予定額 1 億 4, 2 2 8 万 3, 0 0 0 円、補正予定額 3 6 2 万 7, 0 0 0 円、計 1 億 4, 5 9 1 万円。第 3 項、特別収益、既決予定額 0 円、補正予定額 8 4 8 万 6, 0 0 0 円、計 8 4 8 万

6,000円。

支出、科目、第1款水道事業費用、既決予定額2億4,720万7,000円、補正予定額362万7,000円、計2億5,083万4,000円。内訳としまして、第1項営業費用、既決予定額2億2,637万6,000円、補正予定額362万7,000円、計2億3,000万3,000円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第3条、予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

科目、(1)職員給与費、既決予定額4,978万9,000円、補正予定額10万円、計4,988万9,000円。

他会計からの補助金、第4条、予算第10条に定めた簡易水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、1億2,950万3,000円から1億3,313万円に改める。

令和6年12月9日提出 美里町長 上田泰弘

なお、詳細につきましては、システムの5ページ、令和6年度美里町簡易水道事業会計補正予算(第2号)実施計画明細書にて説明をさせていただきます。

5ページをご覧ください。

収益的収入の水道事業収益の営業収益、委託工事収益は、その他工事収益として中央北地区内に消火栓1基を設置予定としており、消火栓担当課からの補償費として96万8,000円を計上しております。

その下の枠、営業外収益の他会計補助金は、一般会計からの補助金362万7,000円を計上しており、その下の枠は、特別収益のその他の特別利益は消費税の還付金でございます。

続きまして、収益的支出の水道事業費用の営業費用、総係費の主なものとしまして、電気料の高騰に伴う不足額が見込まれますので、光熱水費の電気代として351万9,000円を計上しております。

以上で、議案第82号の説明を終わります。

○議長(上田 孝君) 以上で、議案第82号の内容説明を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 異議なしと認めます。

明日10日火曜日は、午前10時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午後 1 時 3 3 分

第 2 号

1 2 月 1 0 日 (火)

令和6年第4回美里町議会定例会会議録（第2号）

令和6年12月10日（火）

午前10時00分開会

1. 議事日程

日程第1 一般質問

順 番

- (1) 5番 高田 美千子 議員
- (2) 2番 平野 保弘 議員
- (3) 4番 隈 部 寛 議員
- (4) 7番 濱田 憲治 議員

2. 出席議員（10名）

1番	村崎 公一 君	2番	平野 保弘 君
3番	吉住 淳一 君	4番	隈 部 寛 君
5番	高田 美千子 君	6番	坂田 竜義 君
7番	濱田 憲治 君	8番	福田 秀憲 君
9番	今田 政行 君	10番	上田 孝 君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町 長	上田 泰弘 君	副 町 長	吉住 慎二 君
教 育 長	宮 寄 幸仁 君	総 務 課 長	坂村 浩 君
美しい里創生課長	澤 山 誠 君	税 務 課 長	松永 栄作 君
住民生活課長	宮崎 博文 君	福 祉 課 長	谷口 信也 君
健康保険課主幹	立道 裕子 君	農 業 政 策 課 長	西 寺 清 君
森づくり推進課長	安達 浩一 君	建 設 課 長	富永 英司 君
上下水道課長	酒井 博文 君	社会教育課長	長井 一浩 君
学校教育課長	中川 幸生 君	会 計 課 長	島田 昌臣 君
こども応援課長	隈 部 尚美 君		

5. 事務局職員出席者

事 務 局 長	立道 誠 君	書 記	野田 まや 君
---------	--------	-----	---------

開議 午前 10 時 00 分

—————○—————

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

一般質問の広報掲載のため、広報担当者、福田主査の議場内での写真撮影を許可いたします。また、お知らせいたします。説明員の中川健康保険課長より、本日の欠席届が提出されております。なお、中川健康保険課長の代理として、立道主幹が説明員として出席されております。

—————○—————

日程第 1 一般質問

○議長（上田 孝君） 日程第 1、一般質問を行います。

通告がっておりますので、順次発言を許します。なお、発言時間は、申し合わせ事項により、答弁を含め 60 分以内となっておりますので申し添えます。

5 番、高田美千子議員の一般質問を行います。高田美千子議員。

○5 番（高田美千子君） 5 番、高田でございます。今日は一般質問のトップバッターということで、大変緊張しております。どうぞよろしくお願いいたします。

通告に沿いまして、1 教育問題について、2 地域の活性化について、3 環境の整備と保護について、この 3 点について質問をまいります。

さて、令和 6 年も余すところ 20 日ほどになりました。美里町にとりましては、砥用町・中央町の合併から 20 周年という節目の年であり、また町長選挙の年でもありました。これからの美里町の前途を託す町長選挙におきましては、上田泰弘町長が 4 度目の当選を果たされました。美里町のかじ取りを 12 年間の長きにわたり担ってこられたことに敬意を表しますとともに、新たな 4 年間において、もっともっと住みやすい美里町を実現していただきたいという願いから、最初の質問をいたします。

未来の社会を支えるこどもたちの教育は、まちづくりにおいて最重要課題の一つです。町内にある小中学校の児童・生徒数が年々減少する中、こどもたちの教育環境は大きく変化しています。町独自の様々な補助事業が実施され、公営塾・ICT 教育など新たな取り組みが進んでおります。町は、現在のこどもたちの状況を踏まえて、各事業の成果をどう捉えておられるか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 上田町長のこれまでの政策の中で教育に係る部分で言えば、英語検定補助、芸術鑑賞補助、公営塾、給食費補助、学習支援員の配置拡充、教育審議員及び英語指導助手、総合教育アドバイザーの配置、コミュニティスクール等

地域学校協働活動の一体的な推進、フッ化物洗口、ＩＣＴ機器導入、中学生によるふるさとＣＭ作成、岩尾野城ほか中世城の調査、各種大会出場補助の拡充など、多くの事業に取り組んでおります。その成果としましては、数値で表せるものばかりではありませんが、いずれも一定以上の成果があったものと捉えております。

例えば、公営塾については、生徒へのアンケート結果で、「解ける問題が増えた」、「テストの点数が上がった」、「やる気が出た」などの回答をいただいております。また、コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的な推進や中学生によるふるさとＣＭ作成は、こどもたちの地域理解や愛郷心の醸成、情報発信等にもつながった事業だと捉えております。

今後、キラリと光る美里っこの健やかな成長につながり、保護者に子育てしやすい町と選んでもらえる施策を提案していきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（上田 孝君） 高田議員。

○５番（高田美千子君） 国のギガスクール構想に基づいて、また、コロナ禍対策ともあいまって、本町ではこども１人につき１台の端末や、電子黒板が速やかに整備されました。こどもたちの習得力は高く、端末機器の操作もみんなよく使いこなしていると聞いております。ＩＣＴ教育のメリット・デメリットについても議論が聞こえてまいります。予算面でも、これまでにＩＴ環境の整備やシステム管理等に要した経費、また、今後機器の更新費用なども必要になります。そういうことを踏まえて、今後ＩＣＴ教育をどう進めていかれるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 本町におきましては、令和元年度からの新学習指導要領を踏まえた教育の情報化の推進、デジタル化による学校間での情報格差の解消、教育の平等性等を目的に、令和元年度から励徳小学校を先行に整備を進め、令和３年度までに児童・生徒１人１台の学習用端末（タブレット）を整備し、各学校において授業での調べ学習、ノートに代わる授業の記録、カメラ機能を使ったレポート作成等、ＩＣＴ機器を活用した授業が各学校で行われております。

これまでにＩＣＴ教育に要した費用としましては、学習用端末購入費９，８８１万円、通信環境整備費４，６８６万円、ＩＣＴ機器導入に伴う環境整備や保守委託料、フィルタリングソフト使用料などの経費８，２９４万円となり、令和元年度から令和５年度までに約２億２，８６１万円の整備費用を要しております。

今後、学習用端末の更新と併せ、デジタル機材の拡充やインターネット環境の拡充を進め、さらなる高速で安全な通信環境の提供が期待されているところです。

端末導入当時から比べますと、先生方やこどもたちのスキルもレベルアップして

おり、学習目的や目指す姿の共有化、授業の終わりの振り返りや他のこどもたちの振り返りとの比較共有、考え方の整理等に活用されております。

さらに、こどもたちの主体性を伸ばすために、画一的な教育ばかりでなく、複線的な学びも進められているところです。

今後も、学校間や学校内格差の解消、小学校から中学校への円滑な接続、特色ある授業の取り組みが求められてくるものと考えております。

ネット環境につきましても、世帯によっては使えない所も数件あると聞いておりますが、通信ができなくても使えるソフトを入れてありますので、こどもの家庭での学習には支障はないと考えているところです。また、セキュリティ対策としましても、端末導入時から児童・生徒、保護者への注意喚起も行っておりますし、フィルターもかけて学習以外には閲覧できないような対応もしているところです。

また、先生方の業務負担につきましても、それぞれの差があるとは思いますが、使い方によっては負担軽減にもつながっていくものと考えているところでございます。

以上です。

○議長（上田 孝君） 高田議員。

○5番（高田美千子君） こどもたちや先生方にデメリットが生じないように、これからはもしっかり注視しながらご配慮いただきながら進めていただきたいと思います。

全国のほとんどの自治体で少子高齢化が進んでおり、我が美里町でも町内5校の児童・生徒の数が減少していることが大きな悩みとなっております。

議会でも現状を打開するよい施策を求めて、先進地研修なども行っておりますが、特効薬となり得る対策の提言には至っておりません。町としては、この歯止めのかからない現状にどう対処していかれるのか、お考えをお聞かせください。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 少子化への対応としましては、子育ての関係部署と連携して有効な施策を検討し、実践していきたいと思っております。

ただ、教育委員会としてできることは、小規模校であることがデメリットとならないよう、一人ひとりのこどもたちに寄り添い、健やかな成長を支えていくことが大事だと思っております。大規模校ではできづらい、一人ひとりが主役となり、堂々と発表できる場があり、主体的な学びで学力ばかりでなく人間的にも成長できるよう、地域の方々と一緒になって教育に関わっていくことができる環境をさらに整えていきたいと思っております。

そのためにも、コミュニティスクール等地域学校協働活動の一体的な推進をさらに進め、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを展開していき

たいと思っています。

こどもたちに美里のよさをもっと知ってもらい、ふるさとを誇らしく思い、将来も住み続けたい、いつかは帰ってきたいと思えるようなふるさと教育に力を入れたいと思っています。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 現在、美里町におきましては、少子高齢化はもちろんのこと、急激な人口減少が大きな課題となっております。これは、我が町だけの問題ではなく、一部の自治体を除いて日本全国で見られる問題だというふうに理解しております。

私は、4期目就任に当たり、まずこの人口減対策に全力を注いでいきたいと考えております。自分の地区ではこどもを見ないといった声も聞きますが、待ったなしの人口減少問題に対応するためには、まずは人口が増える可能性があるところに注力して、一人でも多くの方々に住んでもらうこと、そのことが引いては、美里町全体の人口を増やすことにつながるというふうに考えております。そのためには引き続き、子育て政策等も充実させ、選ばれる町の創造に向け、精一杯努力してまいります。

あと、もう一つ、人口を増やす、または維持することは、これは国家の存亡にも関わることだというふうに思っております。この問題は、現在自治体間同士でのですね、人の取り合いになっている、そういった現状もあることから、しっかりと国にも、安心して産み、育てることができる社会づくり・環境づくりといったものを要望していきたいと考えているところです。

○議長（上田 孝君） 高田議員。

○5番（高田美千子君） それでは次に、学校統合問題について質問いたします。

私は、いつも美里のこどもたちは素晴らしい教育環境に育っているなと思っております。各学校の先生方のご努力下、小規模校のよさを十分発揮した、丁寧な教育がなされております。この秋の各種行事でも、今度制定されました町歌、町の歌の発表とか、太鼓演奏、それからかわいらしい園児の歌声、それから書道パフォーマンスなど、こどもたちが頑張るたくさんの姿を見せていただいて、私も元気をたくさんいただきました。しかしながら、年々児童・生徒数が減少する現実を前にしますと、昨年夏の中学生のこども議会でも、また定例会におきましても、学校統合についての質問が出ておりました。新たな4年間のスタートに当たり、学校統合問題の今後の構想について、お聞かせください。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 中学校の統合につきましては、平成30年の12月議会で中

学校統合審議会で見送られた統合案を見送って以来、積極的に統合に向けた動きや働きかけは行っておりません。ただ、同じ町に住む子どもたちの相互理解や連携を図るために、小学校同士及び中学校同士、小学校と中学校の交流授業を行っているところです。今のところ、統合に向けた具体的な構想はありませんが、以前の議会や一昨年のこども議会、今年の中学生との意見交換会でも統合に関する質問があつております。

そこで、現時点での児童・生徒並びに保護者の意向を把握するために、中学校のあり方に関するアンケート調査を実施しているところです。12月中に提出があると思いますので、その結果を参考に、また小中一貫教育、義務教育学校等の情報収集も行いながら、検討を進めたいと思っていますところです。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 学校の統合や再編の問題は非常にデリケートなものであると心底感じているところです。学校がある地域の方々に言わせますと、学校は心のより所だからであります。今、教育長が申されましたとおり、現時点では統合、あるいは再編に向けた具体的な構想はございません。しかしながら、現時点での児童・生徒の意思であったり、保護者の皆様の思いといったものはしっかりと把握をし、尊重していく必要は感じているところでございます。

○議長（上田 孝君） 高田議員。

○5番（高田美千子君） こどもたちや保護者にとりまして、また私たち町民にとりましても、学校統合問題は大きな関心事でございます。今の充実した教育のあり方を持続しつつ、さらなる教育環境整備について、今後の速やかな熟議をお願いいたします。

次に、2番目の地域の活性化について、お尋ねをいたします。

町では、コロナ禍後の地域自治活動に衰退が見られております。集落での行事や共同作業、また交流活動などが継続困難になり、従来の校区ごとのスポーツ行事などもコロナ禍で取りやめたまま復活できない地域が多いようです。これは、地域の文化やきずなのある暮らしの消滅が予想され、町全体の活気の停滞にもつながります。町はこの状況をどう捉えておりますでしょうか。また、今後も集落機能が維持されて、安心して暮らせる地域づくりについて、町はどんな構想を持っておられるか、お聞かせください。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域の自治活動が大きな影響を受けていることは認識をいたしております。特に、地域の催事やイベントの中止、住民同士の交流機会の減少が顕著でありまして、これによって地域コミ

ユニティの結束力が弱まっているとの報告を受けております。

各地区におきます活動が停滞する中で、住民の孤立感が増し、地域の防災、あるいは福祉活動にも支障が出ていることが心配されますし、人口減少や少子高齢化の進行による住民自治活動の衰退も懸念されているところでございます。

特に、若年層の減少と高齢者層の増加によりまして、地域コミュニティの活力が低下している現状がございます。この問題は、全国の過疎地域、中山間地域に共通する問題でありまして、一朝一夕で解決できるような特効薬はないものと認識をいたしております。

今後も、私たちの美里町が持続・発展していくためには、住民の皆様に住み続けたいと思っていただけることが大切だと考えております。また、町内外の皆様方から、移住・定住先として選ばれる町になっていくためには、町の魅力を一層高める普段の取り組みが必要であると認識をいたしております。

そのようなことも踏まえまして、町ではこれまでも農林業、商工業、建設業など、各産業の振興を図るとともに、観光素材の磨き上げや子育て応援策の拡充などに取り組んできたところでございます。また、暮らしやすい地域の実現のためには、買い物弱者対策を含めた地域公共交通の充実など、生活環境の整備も重要だというふうに考えております。

これからも引き続き、これと言って本当に特効薬がないような状況ではありますが、これからも引き続き総力を挙げて取り組んでいきたいと考えているところです。

○議長（上田 孝君） 高田議員。

○5番（高田美千子君） 私たち議会の産業厚生常任委員会では、この夏、島根県の邑南町へ先進地視察に参りました。日本一の子育て村を目指して、行政と地域住民が一体となった様々な取り組みがなされている町でございます。

その中で、住民が主役の夢づくりプランとして、地域コミュニティ再生事業がありました。町内の12の地区ごとに、住民が企画した取り組みに対し、初期費用を町が負担するという事業でした。さらに、4年ごとにコンペを行い、各地区から企画を募集し、優れたプランに対し、事業に要する費用を4年間補助するということで、まさに住民が元気な地域をつくり、地域が元気になると町が元気になるという仕組みでした。美里町でも、地域の大人の方のみならず、こどもたちや高校生、大学生も参加して、まちづくりを企画できる、こんな取り組みがあれば、どんなにかすばらしい夢のある企画が生まれるのではないのでしょうか。

町でも、住民の夢を自ら企画・実現できるようなコンペを実施できないものか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 本町におきまして、中山間地を中心に人口減少が著しい中で、地域おこしやお祭りの開催、観光資源や歴史的な構造物である石橋の保存、こども食堂の開催などなど、様々なかたちで活動をされている方がいらっしゃいます。このような取り組みを後押しするため、本町では令和3年度に「おもやい補助金」を創設し、令和5年度までに18件の取り組みを支援してまいりました。今年度もこれまでに6件の申請があり、地域おこしの企画立案や、季節のイベント開催などに役立てていただいているところでございます。

ご紹介いただきました島根県邑南町の地区別戦略事業は、拠点となる公民館へ町の職員を配置し、住民の皆様の企画立案を支援するなど、非常に意欲的な取り組みというふうに聞いております。実現に向けては、人員、あるいは予算の確保、そして地区ごとの課題と解決策をどうやって掘り起こしていくかなど、課題も多いと考えますが、住民自治組織の活動を活性化するための一つの好事例であるというふうに認識をいたしております。

島根県邑南町のこの事例も参考に、また今後もほかの参考になるような情報の収集を進めながら、新しい事業の検討というものを探っていきたいと考えてところです。

○議長（上田 孝君） 高田議員。

○5番（高田美千子君） ただいま上田町長のご答弁にもありましたが、町内には地域の活性化のために頑張っておられる方たちがたくさんいらっしゃいます。春の桜フェスタは、夢クラブの活動の一環ですし、石橋保存会の方たちは、石橋群を守ることで地域の活性化を頑張っておられます。また、砥用地区の東部地区におきましては、砥用ネットの皆さんが少しでも過疎化に歯止めをかけたいと、様々な取り組みを頑張っておられます。また、この夏、やまびこ祭りが中止となった土喰地区の方たちが地域の祭りを自主運営され、とても地域が盛り上がったことが、議会だより23号でも紹介されておりました。

このように、地域の元気は住民がつくりだすものだと感じております。まちづくりは人づくりです。人材の発掘と仲間づくり、そして行政からの理解と支援こそが地域の活性化にとって大きなカギだと思います。今後も、さらなる前向きな支援と取り組みを期待いたします。

次に、最後の質問です。環境の整備と保護について質問をいたします。

町は観光客の誘致や交流人口を増やす取り組みを進めておられます。この秋、合併20周年イベントとして行われました緑川湖ランタンフェスは、夜空を彩る5,000発の花火とともに、私たちに大きな感動を与えてくれました。推定5,000人以上の来場者があったと聞いております。

そのほか、町内には、霊台橋や3,000段の石段、特に今の季節は、八角トンネルとハートが見える二俣橋がいわゆる「映え」として注目されております。

そこで、町内の観光スポットの今後の整備について、新たな構想がありましたらお聞かせください。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 本町には、それぞれ趣の異なる多くの石橋や美しい棚田の風景、ダム湖周辺に広がる美里ガーデンプレイスキャンプ場、フォレストアドベンチャーなど、四季折々の美しい風景を楽しめる観光スポットや大自然を生かした体験型の観光施設がございます。また、それらを歩いてゆっくり楽しむことを目的としたフットパスの取り組みも盛んです。先般開催されました全国フットパスの集い2024 in 美里町&九州ハイランドには、遠くは北海道からの参加者も含め、全国各地から約230名が参加され、美里町の3つのコースを散策されたところです。参加者の皆様は、ゆっくりと風景を楽しむ方、地域の方との対話を楽しまれる方、ガイドの案内にしっかりと耳を傾けられる方など、思い思いの楽しみ方で町歩きを楽しんでいかれたところです。

なお、今年度から新たに開始した取り組みといたしましては、美里まちづくり公社において、二俣橋の袂の家屋を改修し、アンテナショップ「七神氣」を11月にオープンしたところです。なお、この「七神氣」のオープン前には、松本前総務大臣、それから馬場副大臣、それぞれ現職のときに視察に来られているところです。

二俣橋では、きれいな形のハートが見えるシーズンということもあり、連日多くの観光客が訪れ、橋の鑑賞や写真撮影を楽しまれております。また、アンテナショップ「七神氣」にも多くの方が訪れ、町の魅力の発信につながっているところでございます。

加えて、フォレストアドベンチャーでは、身長110センチ以上のこどもが楽しめるキャノピーコースの新設とアドベンチャーコースの改装オープンも控えているところでございます。キャノピーコースの新設によりまして、これまで利用できなかった小さいお子様連れの家族が来れるようになります。キャノピーコースでは、既存のアドベンチャーコースと比較して、体験時間が短縮されることで、小さいお子様だけでなく、企業研修での利用増加にもつながることを期待をしているところでございます。

このように、昔ながらの美里町の暮らしや自然の風景に、新しい体験や価値観を加えていくことで、「美しい里美里」をさらに魅力的な町にしていきたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 高田議員。

○5番（高田美千子君） 美里町に、あちこちにあります観光スポットがさらに整備されて、どんどん我が町を訪れる方たちが増えることを期待しております。

そこで一つ気になることがございます。それは、町内のトイレのことですが、観光地を訪れた際に、気持ちよく利用できるトイレがあればその地のイメージもよくなりますし、また逆の場合もございます。公共施設のトイレの洋式化は、少しずつ進んでおりますが、一方で多くの方が利用されている場所でも、まだ未改修の箇所があります。美里町を訪れる方たちに、気持ちよく美里町を楽しんでいただくためには、速やかな対策が必要だと考えております。

美しい里のイメージを整えるためにも、言うならば観光施策の一つとして、町内の全ての公共施設のトイレを洋式化するという構想はないのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 町内の公共施設のトイレにつきましては、順次洋式化を進めてきたところでございます。特にコロナ禍の際には国の交付金を有効に活用し、B & Gの体育館やカントリーパークなど、洋式化を含むトイレ設備の改修などを大幅に進めることができました。一方で、人口減少が続く中、限られた財源を有効に活用し、住みやすい町を実現していくためには、公共施設をマネジメントしていくという視点も必要であります。そのために、町では公共施設等マネジメント計画を策定しているところです。この計画の中では、各施設の築年数、老朽化の状態、活用状況、こういったものを踏まえまして、将来的な統廃合も含めた運用方針を定めているところでございます。

公共施設の更新につきましては、有利な財源の確保も大事でございますが、このマネジメント計画にも留意しつつ、計画的に進めていくものであると考えております。

議員ご指摘のとおり、きれいなトイレは美里町のイメージアップにもつながりますので、今後も町民の皆様の要望を踏まえながら、効率的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（上田 孝君） 高田議員。

○5番（高田美千子君） 美しく整備されたトイレは、美里町を訪れる方にとりましてもそうですけれども、町内に住んでいる皆様にとりましては、日常的に利用する機会もございますので、計画に優先順位を付けていただいて、速やかに進めていただきたいと願っております。

さて、先月、私たち町議会議員全員で、二俣橋と八角トンネル間にあります町有林で、ごみ拾いボランティアを実施いたしました。ここは、今年の2月でしたか、

一度不法投棄のごみを除去した場所でしたが、清流の隣の山に不法投棄のごみが放置されておりまして、今回は洗濯機やタイヤなどの大型ごみもございました。これまで議会では、数回のごみ拾いボランティア活動をみんなで行ってきておりますが、複数の国道沿いの山林に多くの不法投棄のごみがそのまま投棄されておりました。

環境汚染や地球温暖化が世界でも取り沙汰されております現在、私たちの足元に土壌汚染や水質汚染が危ぶまれる状況がございます。町は、その実態をどのように把握されているのでしょうか。また、今回の除去作業は町有林内で行いましたが、これが個人所有の山林であれば、そこには法令等も絡んでくると思われますが、何とかこのたくさんの不法投棄物を除去する方法はないものか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 宮崎住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎博文君） ご説明申し上げます。

ごみの不法投棄につきましては、ご指摘のように山林など車で通行でき、人目につかない場所に多くあることを確認しております。また、河川の水質汚染につきましては、町内17か所で水質検査を実施しておりますが、大きな異常はございません。ごみを山林等に投棄する行為は、地域の景観や住環境を損ねるだけでなく、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により禁止されている行為でございます。また、不法投棄されたごみの除去は、投棄した人がわからない場合は、原則として土地や建物の占有者に処理責任が発生いたします。そのため、町では私有地内の投棄物を直接除去しておりませんが、住民の皆様が回収された不法投棄ごみの処理に対する支援といたしまして、宇城クリーンセンターでの処理手数料の減免や宇城クリーンセンターで処理できないごみは町が処分を引き継いでおります。

また、未然防止取り組みといたしまして、警告看板の設置や不法投棄が多い地域の監視パトロールのほか、今年度から町内66か所で開催されております高齢者サロンに出向き、不法投棄の現状や、ごみ適正処理に関する説明を実施し、啓発を行っております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 高田議員。

○5番（高田美千子君） 私たちは、清流緑川の上流に住んでおりますので、やっぱり上流に住む者の務めとして、美しい環境を守らなければいけないという思いがいつもございます。

令和4年夏のこども議会でも、環境を守るために、美しい環境を守るために、フットパスをしながらごみ拾いなどできないかという提案が、中学生からなされておりました。毎年実施されております緑川の日のように、何か楽しいイベントとコラ

ボしたごみ拾いの行事が町独自の取り組みとして取り組まれ、そしてそれが定着していけば、不法投棄は法律違反だという意識の醸成や環境保護の大切さを知るよい機会になるのではないかと、私は思っております。美里町独自のイベントとして、町ぐるみ、地域ぐるみ、こどもから大人まで、そして役場や事業所なども参加していただいて、楽しみながら参加できる一斉美化活動を企画できないものでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 宮崎住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎博文君） ご説明申し上げます。

現在、町内一斉の美化運動として、年に2回のイベントを開催しております。4月の緑川の日一斉清掃は、緑川ダムをメイン会場といたしまして、緑川流域の住民の皆様、参加希望があった企業や団体、役場職員が参加しております。6月の環境美化行動の日は、地域の清掃につきまして、各地区を通じて住民の皆様に参加をお願いしてるイベントでございます。

不法投棄の撲滅と環境保全意識の醸成のため、現在の取り組みの改善や、こどもから大人まで楽しく参加しやすい新たなイベントの検討など、より効果的な手段で今後も取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 高田議員。

○5番（高田美千子君） 美しい景観と澄んだ清流は、私たち美里町民にとりまして誇りです。いつまでも美しい環境を守って、美しい美里町であってほしいと願っております。不法投棄されたごみは、これから見過ごしにできない課題だと思っております。

上田町政の今後の4年間において、そういった細かいところも含めて、町内全域に満遍なく目を配っていただいて、柔軟な住民支援の施策に取り組んでいただきますことを心から期待しつつ、私の一般質問を以上で終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、高田美千子議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を11時ちょうどといたします。

—————○—————

休憩 午前10時42分

再開 午前11時00分

—————○—————

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、2番、平野保弘議員の一般質問を行います。平野保弘議員。

○2番（平野保弘君） 2番、平野です。通告に従い、質問をいたします。

本日は、1番目に買い物支援について、2番目に特別支援学校への通学支援について、3番目に学校給食について、質問をいたします。

まずは、買い物支援についてですが、私自身、本年3月と6月の定例会で移動販売について質問をしています。その後、暑い時期を迎えまして、衛生上の観点から一旦中止をしたと聞いています。持続可能な取り組みとなることを願い、質問をすることにいたしました。また、福祉課と地域包括支援センターでの共同でアンケートを取られているようです。

まずは、6月以降の移動販売の取り組み実績とアンケートの結果に特徴的なものがあつたのかをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

6月以降の移動販売による高齢者の方への買い物支援の取り組みの実績でございますが、6月に藤木地区と下福良地区の2回、利用者22名、7月に中岳地区と竹の原地区の2回、利用者11名、11月に大井早地区と田底地区、越早地区の3回、利用者19名となっております。合わせますと7回の実施で利用者は52名でございます。なお、商品の管理上、気温が高くなる8月及び9月、アンケート調査期間であつた10月につきましては、実施を見送っております。

ご質問後段のアンケートの結果でございますが、移動販売を利用された方には、感想やご意見を伺い、未実施のサロン参加者等に対しては、移動販売での実施の希望の有無、実施された場合の買い物の有無、購入したい商品の種類、実施の回数等を伺っております。

利用された方では、「継続的に来てほしい」が72%、実施の希望回数には「月1回」が最も多く、実施場所、サロン会場等への交通手段としては徒歩が62%でございました。

感想やご意見としては、「来てもらったら助かる」「人がにぎやかに集まること自体が楽しい」「自分で見て買い物をする楽しさがある」との一方、「品数をもう少し増やしてほしい」「生ものの販売ができないのが残念」「今は自分で買い物に行けるが、将来は必要になると思う」との、感想やご意見がございました。

未実施のところをまとめますと、「来てほしい」が376人中161人（43%）、「実施された場合、買い物をするか」が371人中207人（56%）、そのうち、複数回答として、「どのような商品を購入するか」では、「魚」123人が最も多く、次いで「加工食品」116人、3番目に「肉」109人でございました。いずれの地区においても、実施の希望回数は週1回が最も多い結果でござい

ました。

その他、サロン会場までの交通手段の問いに対しましては、「徒歩」が215人（54%）、「自家用車・バイク」が135人（34%）でございました。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 気温が高くなる8月と9月ができなかったということであります。食品の一部で衛生管理上の問題があり実施を避けられたようです。私が見てきた現場の印象では、パンや加工食品など人気があるように思いますが、そこら辺りがネックになるようです。できない時期があるのは残念だと思います。

アンケートの結果についてですが、私もアンケートの結果を見させていただきました。来てほしいかどうかの回答では、来てほしいが43%ということですが、これはですね、集落によってかなり偏りがあるようです。お店が近くにある所では、来てほしいかの問いに「いいえ」と答えられておられる方が圧倒的に多いように見受けられます。逆に、お店が近くにない地区では、大方来てほしいの問いに「はい」と答えられている方が多かったようです。理由についてのアンケートの回答としては、「買い物に行けるから」という回答になっています。

次に、実施の希望回数についてですが、これは非常に、私は興味深い結果が出ていたと感じています。移動販売を既に実施した地区ではですね、「月に1回」や「月に2回」が圧倒的に多かったです。未実施の地区ではですね、「週1回来てもらいたい」という回答が多かったという結果が出ています。これは、実施地区では実施はされていても、月1回も来ていないわけですね。ですから、月に1回は来てもらいたいという思いが出ているのかとも思いました。あくまでもこれは憶測です。

次に、「どのような商品を購入するか」では、どこの地区も似たような傾向が出ているのですが、肉・魚・加工食品が総じて多く、後は地区によって、弁当・惣菜が多かったり、野菜・果物が多かったりしているようでした。

それから、同じような時期にですね、東部地区のまちづくり協議会でも似たようなアンケートを取っています。アンケートの実施範囲は励徳小学校校区であります。全世帯に配布し、回答後、郵送してもらおうという方法で取っています。先ほどの福祉のほうでのアンケートは、サロンの参加者を対象に書いてもらっておられるようです。励徳校区のアンケートの結果についても紹介いたします。

アンケートは大変項目が多かったですので、関係ある部分についてだけ抜粋して紹介していきます。資料を用意しています。システムの中ですね、緑のフォルダー、一般質問「平野」という所を開いてください。

①励徳校区まちづくり協議会アンケートを御覧いただきたいと思います。今日は、

傍聴にいらっしゃっている方々にはですね、印刷したものを配付してあると思います。ご覧ください。

最初に、「買い物に出かける回数」についての質問です。グラフの表題をですね、ちょっと簡略したために説明を付け加えないといけませんが、ここでは食料品の買い物で出かける回数で聞いています。

198人世帯の回答があっていますが、週に2、3回という回答が一番多くて、75人（38%）、円グラフのグレーの部分です。次いで、週1回という回答が62人（31%）ありました。左側の黄色の部分です。合わせると7割の方が週に3回以内で買い物に行かれているということになります。

次に、その下の段です。よく利用するお店もですね、「食料品の買い物でよく利用するお店は」という問いになります。2つまで選んでということではありますけれども、スーパー・ショッピングセンターが169人で一番多く、次いでホームセンター・ドラッグストアが94人となっています。私は意外な感じもしたのですが、コンビニは31人と少なくなっています。

次に、ページをめくっていただいて、「お店までの移動手段は」という問いですが、194の回答のうち、169人（87%）が自家用車ということでした。

前の設問と合わせてみますと、東部地区にはコンビニがありませんので、自家用車で出られるわけですがけれども、近くのコンビニに行くよりも遠くてもスーパー・ショッピングセンター等に行かれているということになるのではないかと思います。

次に、その下の段ですが、「買い物で不便を感じている商品」の間ですが、ここは食料品に限らずということになっています。鮮魚類・肉類・衣料品・野菜・果物類の数が多くなっています。これは複数回答可になっているんですが、福祉のアンケートでも同じような結果が出ていますし、コンビニに置いていない、又は少ない商品であることから、どうせ自家用車で出かけるわけですから、遠くてもスーパー・ショッピングセンター・ドラッグストアに行かれているというのが、改めてわかると思います。

次に、ページをめくっていただいて、「買い物でどのような不便を感じるか」という間ですが、これは圧倒的に「お店までの距離が遠い」という回答が多いです。大差はありますが、2番目に多いのが「家族の協力がないと買い物ができない」という回答です。

次に、下の段、最後ですが「あったら便利、利用したいと思うサービスは」という間です。これは、食料品の買い物をするに当たりとなっています。設問が細かくなっているんですが、一番多いのが、「移動販売など、近所で買い物ができる場がほしい」で79の回答のうち、33回答ありました。ちなみに、このアンケートは

移動販売に関するアンケートというわけではありませんが、こういう結果が出ています。2番目が79の回答のうち、25回答なので変わらないぐらい多いのですが、「コンビニなど既存店の品ぞろえを増やしてもらいたい」という回答でした。

アンケートの結果から、大ざっぱに言えば、自分の運転なり家族の運転なり、中には近所の人に乗せていってもらって、ということで現在は買い物に行けている、行き先は遠くても品ぞろえの多い所ということになると思います。

私たちもそうなのですが、将来ずっと自動車の運転ができるわけではありませんので、将来的には近くに来てもらいたい。しかも、たくさんの品ぞろえでというふうにアンケートの結果では言えるのではないかと思います。

そこで、次の質問に移りますが、これまでの取り組みを踏まえて、またアンケートの結果を踏まえての課題について、どういう認識を持たれているのか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

買い物支援としてのこの移動販売の実態は、事業者の方の自家用車に商品を積んで、サロン会場等で陳列するかたちになっております。この方法によるこれまでの取り組みを踏まえての課題につきましては、先ほどのアンケート調査からも大きく3つの課題があると考えております。1つ目に、購入したい商品の上位にあるものが現状提供できないこと、2つ目に、移動販売の実施対象地区が多くなればなるほど次に回ってくる間隔が長くなり、対象地区の実施の頻度が減少していくこと。3つ目に、継続性を考えますと、事業者の方の一定の収益等が確保される必要があること。以上、大きな課題としては、この3つがあるのではないかと認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 今、説明していただいたとおりだと思います。購入したい商品が提供できないとともに、暑い時期にはさらに提供できない商品があるということ。それから、現状では業者さんが移動販売で出ていただけているのは月に1度だけであり、その1回に3か所までしかできていません。対象地区がどれくらいになるかでも違いますが、来てもらった地区から見れば、3、4か月に1回ぐらいの回数になると思われます。これまでは、試行期間と言いますか、そういう感じもあったと思います。イベント的でもあったと思います。本格的に始めれば、最低月に1回は来てもらいたいとなるのではないのでしょうか。

また、業者のほうの持続可能性というのも大事です。業者さんと何回か話をさせ

ていただきましたが、地域に貢献したいという思いから手を挙げられています。ボランティアのようなものなのですが、いくら何でもですね、赤字にするわけにはいきませんので、人件費をはじめ、極力経費をかけないかたちでやられています。課題は、アンケート等の結果から、はっきり出てきているのですが、これ以上を求めるといのは難しい現状です。そこで、私は、移動販売車、車のですね、導入をしたほうがよいのではないかというふうに考えています。

今年に入りまして、熊日で移動販売について連続して紹介がされています。熊日電子版をちょっと見て、掲載された日付なんですけど、6月15日に本町の今の取り組みが紹介されています。そして、6月17日には、南阿蘇村が移動販売を続けていたグリーンコープと住民らの見守り活動に関する協定を結んだことが、7月6日には、熊本市西区河内芳野地区で熊本市とコンビニのローソンが連携して高齢者の見守りを兼ねた移動販売を行っていて、3年を経過したことが、8月2日には、山都町でゆめマートが町の補助を受け、移動販売を始めたことが掲載されています。

その中で、お隣の山都町の取り組みについて紹介します。山都町とゆめマートが地域包括協定を結び、町が車両の購入費用や運営費用に補助をしています。ゆめマートは月に15日以上移動販売を行うことや、5年以上継続すること、そして、見守り活動に協力するなどの要件を満たし、町との協定が結べるようになっています。

これも資料を用意しています。先ほどの続きですが、②広報やまと8月号、4、5ページをご覧ください。左側に、山都町の地図と移動販売で回るコースが示されています。私はこれを最初見て、「あれっ」と思いましたが、へんぴなところには行っていません。今日はそこには触れませんが、3人のドライバーで曜日を担当して販売に出られています。販売に来ていただく地区から見ればですね、毎週同じ日、同じような時間に来てくれているということになっています。移動販売車の写真も撮ってきています。先日、移動販売されてる所にちょっと取材に行ってきましたけれども、写真を3枚ほど載せています。この写真を撮影したのは、ある福祉施設で販売をされているときなんですけど、この日は10人ぐらいのお客さんだったように見えました。写真にはできるだけお客さんが写らないようにしていますが、実はですね、ここでの販売の前の場所に、私は11時半ごろに着きました。そのときは既に販売は終わっていて、ハッチ（扉）をですね、ちょっと閉められているようなときで、「車の写真だけ撮らせてください」と言いましたところ、「次の場所に行かれませんか」とドライバーの方から言われましてですね、すぐ近くだということでしたので、この写真の場所についていきました。ここでの販売がですね、終了したのが11時50分を過ぎていたのかなというぐらいの時間でしたけれども、非常に

短時間で済んでいます。これ、ゆめマートさんではですね、熊本市内で商品の積込をされて、遠くは蘇陽のほうまで行かれていますけれども、それでもですね、何か所も回られています。

販売車があればですね、短時間でその場その場を回って、何か所も回ることができるというふうに思います。

それでは、本町ではどのようなかたちがよいのか、本町の場合、ほかの所と違うのはですね、美里町では既にコンビニの2店が始められており、比較的小規模です。山都町ゆめマートの場合は、契約で人を雇っておられますが、本町では、先ほども言いましたが、極力経費を抑えてボランティア的にやっておられます。そこを踏まえて、さらに参加する業者が増える可能性もあることを考えればですね、業者がそれぞれに移動販売車を持つことは現実的ではないと思います。何らかの町の手助けがあればと思うのですが、案としてですけれども、幾つか挙げたいと思います。

1つは、町が移動販売車を購入して業者に貸し出す。又はですね、どこかの業者が購入し、町が補助した上でほかの業者に貸し出す。又は、業者間で協議会とか組合のようなものをつくって購入し、共同利用する。あるいは、NPO法人のようところが町の補助を受け、購入し、自ら使用しながら業者に貸し出す、など、そんなことができないものかというふうに思います。美里町に合った美里型をつくればよいのではないかと思います。

勝手ながら提案をさせていただきましたが、私の提案分も含めてですね、町として買い物弱者対策についてのお考えがあるのかをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今月12日、今週の木曜日ではありますが、未実施地域であった中央地区におきましても、アンケート調査で実施希望が多かった払川地区、それから坂本地区を皮切りに、サロン等での移動販売が開始をされます。これは、上中郡に店舗がありますセブンイレブンの事業者の方のご協力により実施されるものです。

現段階では、買い物支援はもちろんのこと、サロン等の活性化を含めた高齢者福祉の観点で実施しているといった状況であると同時に、事業者の、これは先ほど議員もおっしゃいましたが、事業者の皆様の善意で行われている状況でございます。その結果として、販売場所が固定化されてしまいますので、全体的な買い物弱者対策にはつながっていないのかもしれないかもしれません。

国におきましては、地方創生2.0の名のもと、交付金を倍増させ、人口減や社会的な基盤の維持など、地方が抱える課題の解消を目指すとされております。今後は、国の動向も注視しながら、他の自治体の成功例、あるいは先ほどいろいろご提案を議員からいただきましたが、そういったことを参考に、また、現在検討中の公

公共交通の活用も含めまして、持続可能で総合的な買い物弱者対策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） できるだけ早く、何かが実現できるように検討を始めていただきたいのですが、町長もただいまおっしゃいましたが、美里町の売りといいますか、特徴は、いきいきサロンや通いの場に参加を促す、参加者を増やすねらいがあったと思っています。集客効率もよいと思います。これらをですね、絡める工夫も引き続き検討していただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

本年4月に特別支援学校に通われているご家庭から通学に対する相談がありました。その後、なかなかその問題が解決できていないようですので、今回質問することにいたしました。

まずは、本町から特別支援学校へ通学している人数と、通学方法の現状はどうなっているのかをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 今年度、本町から7名のこどもたちが特別支援学校に通学しております。通学方法につきましては、6名のこどもたちは中央中学校下の駐車場へ毎朝8時30分に保護者の送迎で集合し、社会福祉協議会が運行する福祉有償バスで通学をしております。ただ1名のこどもは、福祉有償バスの定員制限により乗車できないため、特別支援学校が運行する甲佐町発のバスで、毎朝7時30分に保護者の送迎で甲佐町のショッピングセンター駐車場に集合して通学をしている現状です。下校時については、詳細な把握を行っておりませんが、それぞれ利用する福祉施設へ向かったり、保護者の送迎で帰宅していると聞いているところでございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 7名中6名が社会福祉協議会が行っている福祉有償運送事業のバスで、中央中学校下の駐車場から学校まで送ってもらっているということでしたが、この福祉有償運送事業というのは、なかなか聞きなれないものですので、少し説明をしますが、高齢者や障がいのある方など、単独では公共交通機関の利用が困難な方を対象に、NPO法人などの非営利法人が自家用自動車を使用して行う有償の移送サービスのことを言います。福祉有償運送を行うためには、国土交通大臣が行う登録を受ける必要があり、そのためには、複数の自治体にまたがる福祉有償運送運営協議会にて協議が整う必要があります。そうすることで初めて、白ナンバーでの有償の旅客運送ができるわけです。そこに、美里町社会福祉協議会が手を挙げ

られて、福祉有償運送を行っているということになります。このサービスの利用希望者は、運送主体である社協にあらかじめ登録を行うことにより、利用することができます。その福祉有償運送事業の一つが、今ご説明のあった通学支援ということになると思います。

一方ですね、町の当初予算の中に、特別支援学校通学費というのが計上されています。福祉有償運送事業の利用者への支援はどのように行われているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 利用者への支援につきましては、社会福祉協議会が毎月の運送費用を、学校送迎バス保護者の会へ提出し、学校送迎バス保護者が町に対し請求書を出され、町はその請求された額を学校送迎バス保護者の会にお支払いをし、学校送迎バス保護者が社会福祉協議会にお支払いする流れとなっております。特別支援学校通学費として、町の予算から支出執行しているところでございます。

また、福祉有償バス利用に係る登録申請につきましては、保護者から社会福祉協議会へ登録申請などの関係書類を添えて登録し、社会福祉協議会が記載事項を確認し、登録通知を保護者へ通知されるという手続きをとっているところです。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 社協が行う福祉有償運送に係る料金と言いますか、費用分を利用する6名の家庭でつくる学校送迎バス保護者の会が支払っているわけですが、この支払っている金額を全額町が補助しているということになります。この福祉有償運送事業もやっているところはそんなに多くはないようです。特に、支援学校の通学に対してやっているところはあまりないというふうに聞いています。それに対して、町からその有償分の全額の補助をしているということで、町としてはですね、子育て支援、障がいのある方への支援として、大変充実していると思っています。ほかの自治体にはないであろう社協と町のすばらしい取り組みだと思っています。

一方、その自動車に乗れないこどもさんがおられます。説明にもありましたが、定員制限で乗れていません。乗りたくても乗れないこどもさんがいるわけです。7名のうち1人だけ乗れない。そのため、甲佐発なのですが、支援学校が運行するバスで1時間半バスに揺られて通学しておられます。出発時刻が1時間違います。中央中学校下の集合と、甲佐の集合では出発時刻が1時間違います。甲佐までいかなくてもはいけませんので、家を出るのはさらに早くなります。バスに乗っている時間も1時間ぐらい違うと思います。そのこどもさんに対しては、福祉有償バスでの通学と同様、又はそれに近い方法で通学ができるような支援はできないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 先ほども話がありましたが、社会福祉協議会が運行する福祉有償バスは10人乗りのワゴン車を、車椅子も乗車できるように一部改造されているために、利用者の乗車定員が6名に制限されております。今年度、本町より7名のこどもたちが特別支援学校に通学しておりますが、先ほどもありましたように、1名のこどもが定員を超過するため、社会福祉協議会が運行する福祉有償バスに乗れない状況となっております。

このような課題を解決するには、通学費の補助や、現在スクールバスを運行されている町の輸送運営協議会等のタクシー業者への委託等も考えられます。

これまでも、福祉有償運送事業について、社会福祉協議会の担当の方に車両の増便やピストンでの送迎を協議したところではありますが、運転手の不足や特別支援学校の登校時間に間に合わないなど、これという改善策が見いだせない現状となっております。

できるだけ早い段階で、支援策を提案していく必要があるとは考えているところです。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 私は、4月に相談を受けたわけですが、その頃、ちょうどこども家庭センターがスタートしたばかりでしたので、私はその間には入らずにですね、「こども家庭センターに相談してみてもはどうですか」というふうにアドバイスを行いました。その後、相談はしてみたものの、何の返答もなかったということで、また私に相談がありました。恐らく、いろいろと関係各所との調整や検討をされているのだらうなと思いました。話を聞いた時点で、簡単に解決できる内容ではないとも思っていましたが、相談した側は不安なんですね。それで、そのときも間に入らずに、「どうなっているのかももう一度問い合わせてみたらどうですか」というふうにアドバイスをしました。すると、「9月まで待ってほしい」と言われたそうです。保護者さんはですね、9月になれば福祉有償バスに乗れるようになると思われたようで、9月になるのを楽しみにしながら、また、それまで我慢もしてですね、待っておられたようです。ただ、その間もですね、通学バスの運転手さんから「危険だからもう乗せられない」とも言われているようです。その間、いろいろと苦労されているようです。そして実際、9月になっても何の連絡もなかったそうです。それを待ちきれずに、またこども家庭センターに問い合わせたところ、「9月の補正に上げたけどだめだったから、もう少し待ってもらいたい」というような答えだったようです。それで相当ショックを受けたように、また私に相談がありました。それを聞きまして、「補正に上げるから9月だったのか」というのはわかりましたが、

私も何の補正だったのだろうかと思いましたので、学校教育課に問い合わせましたところ、7名のうち乗れなかった1人のこどもの登校に、タクシーを使うための費用を計上したとのことでした。ただいま説明していただいたようにですね、いろいろと検討・協議をされたのだと思います。その上で、苦肉の策として、タクシーを使うということが案として出たんだと思いますけれども、それが通らなかったということのようです。

これは、どういう理由で削られたのでしょうか。町の財政を考えて、お財布のひもを締められたということなのかもしれませんが、内容等はですね、十分おわかりの上で削られていると思います。これは、通告はしていませんでしたが、説明できますでしょうか。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） まずは、非常に不便を被っていらっしゃる保護者の方にですね、しっかりと連絡ができていなかったということはお詫びを申し上げたいと思います。

予算は、要は保留となった理由でございますが、福祉有償運送事業における定員オーバーにつきましては、調べたところ過去にも同様の事象があり、定員が空くまでは特別支援学校のバスを利用していただくか、保護者による送迎を行っていただいていたというふうに聞いております。

このように、定員の問題は、その時々を対象児童数により変化していくものであり、また、対象児童の特性によって同乗が可能かなども考えなければなりません。

今回の事象は、単にタクシーで輸送すれば済むといった問題ではなく、介添人の確保や乗車場所の問題など、今後の利用者の方々のためにも公平性の視点も含め、様々な観点から持続可能な輸送方法を検討する必要があると判断をし、予算については保留とさせていただいたところです。

先ほど、教育長からも説明がありましたが、早い段階で解決できるように、いろいろと模索をしてまいりたいと思います。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 一応、わかりました。過去にも我慢してもらったので今回も我慢してもらいたいというふうにも受け取れるんですけども、私も過去にそういうことがあったというのは聞いております。それがそのままになっているということにもなるとしますので、早くですね、解決をしていただきたいというふうに思います。

先月、11月22日の日にですね、園児が餅をついて、勤労への感謝とともについた餅を配られました。そのときの様子がNHKで放送されました。その放送の中で、町長は、「改めて、地元の全てのこどもたちが安心して暮らせる環境をつくっ

ていきたい」とおっしゃっています。その子の保護者さんもですね、その放送を見られています。見た上でですね、何ておっしゃったかというのをここでは言いませんが、私は聞くだけで、何も言ってあげることができませんでした。できるだけ早い段階で、支援策を提供すると、提案するとおっしゃいましたが、もしタクシー代を出すということになってもですね、町長がおっしゃったとおり本来のかたちではないと思います。町としても2倍の支出となります。過去にもありましたし、今後もし同じようなことは起きてきます。現在進行中でもあります。取り組み自体は本当に素晴らしい取り組みをされていますので、なおさら公平を期すことを考えなければいけないと思います。今、町長にもお話をさせていただきましたけれども、町ではどう、その点をお考えなのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 繰り返しになって大変申し訳ない部分もございますが、社会福祉協議会や特別支援学校等、関係の機関とさらに協議を深め、公平かつ平等に対応する対策をですね、なるべく早い段階で提案していきたいというふうには考えています。よろしくお願いいたします。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 今回のこの質問をするかどうかですね、実は相当悩みました。一般質問に出さなくてもとも思いましたが、もしですね、万が一、一人のこどものためだけにタクシー代を出すことはできない。一人のこどもだけ贅沢はさせられないとそう思われてこの補正予算が保留になったとするのであればですね、それは違うとの思いから質問することにいたしました。一人だけタクシーで贅沢させてくれと言っているわけではないんです。一人だけ乗っていないんです。そもそもタクシーを出してくれとも言ってはおられないんですが、これ一般質問で出さなければですね、泣き寝入りになってしまう可能性もあると思いましたので、現にですね、今回の補正にも上がっていません。4月に相談していますが、もう12月ですし、検討しているうちにですね、1年ぐらいうすぐ経ってしまいます。1年経てば同じようにまた1年経ち2年が経過します。このこどもさんたちの学年からして、再来年、令和8年度までは人数は変わらないようです。ということはですね、令和9年度になれば乗れるようになるのかもしれませんが、そんなには保護者さんが耐えられない可能性があると思いましたので、少々きつい言い方もありましたかもしれませんが質問をさせていただきました。

それでは、次の質問に移ります。

前回、9月の定例会で、福田議員の学校給食についての質問を聞いていまして、私も以前から感じているところもありまして、もう少し具体的に確認したいことも

あり、学校給食について質問をすることにいたしました。

まずは、給食費の公会計化についてです。私が議員になる前にも、令和3年12月に、坂田議員から質問があつています。また、私も令和4年12月に質問をしています。そのときの答弁では、システム構築の財源確保、担当職員の配置、関係課との調整が必要で、今のところ開始年度は決まっていないということでした。それから2年が経ちました。坂田議員の質問からは3年が経っています。先ほどの質問ではありませんが、このように検討しているうちに2、3年すぐ経ってしまいます。

改めて、給食費の公会計化の現状についてお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 学校給食費の公会計化につきましては、文部科学省より令和元年に学校給食費徴収管理に関するガイドラインが作成され、令和5年には学校給食費の徴収管理に係る公会計化等の推進についての通知が来ているところでございます。この推進に当たっては、平成31年の中央教育審議会答申、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導、運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策において、学校給食の徴収管理に当たっては、基本的に学校、教師の本来的な業務ではなく、学校以外が担うべき業務であり、地方公共団体が担っていくべきである。」と示されております。

特に、学校給食費については、公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべきと示されているところです。

学校給食の公会計化により見込まれる効果として、教員の業務負担の軽減、保護者の利便性の向上、公平性の確保、給食の安定的な実施・充実等が挙げられております。

しかしながら、県内の学校給食費の公会計化の実施については、令和5年の調査結果で8市町村、実施率は19.0%で、全国の実施率34.8%より15.8%低い状況となっております。この背景には、先ほど議員も申されました業務システムの導入、導入経費の確保、適切な職員の人員配置、食材調達方法の整理等の支障が挙げられております。

本町においても、公会計化への情報収集や体制の整備ができておらず、現在導入を進めている学校事務センターとの調整を図りながら取り組む必要があると考えているところです。学校及び教育委員会、首長部局が連携をして、公会計化の実施に向けた整備を進めていきたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 国は、学校給食費の公会計化を基本としていながら、実際にはこの公会計化が進んでいないというのが現状ということのようです。公会計化によ

る効果についても、ただいま説明がありましたが、私は、同じ給食費で全く同じ給食内容とするには、公会計化というよりもですね、会計を1つに統合したほうがよいと思っています。形が決まった公会計化ではなくてもですね、3つ目の提案にも絡んできますが、1つにしたほうが都合がよいのではないかと考えています。

また、現在では、給食費の半額補助をされていますし、物価高騰対策でも補助をされています。以前と比べるとかなり穴埋めされてですね、不公平は少なくはなっていますが、やはり1つにまとめることができればそれに越したことはないと思っています。

次に、給食調理員の人員についてですが、前回、福田議員の質問で、給食調理員の平均年齢について触れられていました。これを具体的に見てみますと、定年等により、令和9年度には、定年前の職員は2名になります。将来的にはゼロになった後のことも考えていかなければいけないと思いますが、この配置計画についてどう考えておられるのかをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 議員のおっしゃるとおり、現在、町内小学校の調理員は8名で、そのうち3名が再任用職員及び会計年度任用職員となっております。令和5年度から実施された地方公務員法の一部改正に伴う段階的な定年引上げにより、定年年齢が延伸しておりますが、令和9年度には言われるとおり、定年前の給食調理員は2名となってしまう、現状を維持するのであれば、少なくとも6名の再任用職員及び会計年度任用職員を配置する必要があると考えております。

教育委員会としましては、将来的にも学校給食の提供に支障を来すことがないよう、早急に町の学校給食調理業務に関する検討委員会を開催し、今後の配置計画や提供体制、さらには学校給食の方向性についても協議をし、必要かつ適正な人員配置等を計画していきたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 新しく採用していない以上、増えることはありませんので、検討はされてきたと思いますが、これもそう遠くない話です。再任用や経験のある会計年度任用職員が必ずいるとも、必ず出てくるとも限りません。業者に外部委託するにしてもですね、業者のほうでも人を集めるのに苦勞されているようです。

福田議員が給食センター方式についても触れられています。ランニングコストが相当節約できるとおっしゃっていました。イニシャルコストは考慮されていないということでしたが、そこで提案ですが、給食センターに行きつく前の段階として、例えば中央小学校の給食室で、中央小学校・中央中学校の分をつくり、砥用小学校又は砥用中学校の給食室で砥用中校区3校分をつくり、それぞれの学校に配送する

ということはいえないでしょうか。今ある施設を利用し、とりあえずのランニングコストだけを抑えて、職員減少にも対応しながら、センターや配送のノウハウも蓄積し、さらにセンターや配送のマイナス部分の検証もできると思いますが、そのような効率化を図ることはできないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 以前の一般質問でもお答えしているかと思いますが、センター方式を導入するのか、現在のまま自校給食方式を継続するのか、又は外部委託をするのかは、先ほど申しました学校給食調理業務に関する検討委員会で検討していきたいと思っているところでございます。

また、現給食室を利用した中学校区ごとの集約化及び効率化についてですが、町の学校給食基本計画における各学校の給食処理能力を見てみますと、砥用小学校が200食、励徳小学校が80食、砥用中学校200食、中央小学校300食、中央中学校150食となっております。現在の中学校区ごとの児童・生徒数としましては、砥用中校区が208人、中央中校区が235人となっており、中央中校区においては処理能力から見て、給食の提供は可能ですが、砥用中校区においては児童・生徒数の減少は続いている中ではありますが、集約しての給食の提供は難しい状況となっております。

また、平成30年度からの町内中学校での学校給食の外部委託も導入しております。施設の効率化も検討すべきところではありますが、今後児童・生徒数の推移をしっかりと見通した上で検討委員会で話を進めていきたいというふうに思っているところです。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 今後の児童・生徒数の推移を見通した上で検討委員会で検討されるということですが、砥用中学校区は残念ながら来年度にも200人以内に収まるのではないのでしょうか。少なくなることを期待するわけではありませんが、それが現実のようです。先ほども申しましたが、給食センター方式ではですね、メリットやデメリットがあると思いますが、それも検証できます。極端な場合ですね、どうしても自校方式がよいとなれば、戻すこともできますので。センター方式の一手前の段階としてやることもできるのではないかなと思い、質問いたしました。

また、福田議員は、給食費の無償化ができると、コストを下げた分ですね、給食費の無償化ができるとおっしゃっていましたが、物価が高騰している現状ですので、栄養の摂取基準をクリアできる献立を立てたり、保護者の負担増を抑えることもできると思います。職員減少にも対応しやすくなりますし、給食費の統合も必要になってくると思います。

また、数年先の計画を立てることで、施設や備品等の更新を効率的に判断できます。検討委員会があるようですので、先入観を排除していただいでですね、しっかりと検討していただくことを期待しまして、私の質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、平野保弘議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を13時ちょうどといたします。

-----○-----

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お知らせします。説明員の中川健康保険課長の代理として、立道主幹が出席されていましたが、ここからは川上係長が出席されます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、4番、隈部寛議員の一般質問を行います。隈部寛議員。

○4番（隈部 寛君） 4番、隈部です。通告に従い、質問いたします。質問事項といたしまして、1美里町の未来創生策について、2狭あい道路整備について、3ふるさと納税のアイデアと応援大使の活用策について、の3点を質問いたします。ただし、3のふるさと納税のアイデアと応援大使の活用策については、①と②の質問が似通っておりますので、一括質問させていただきます。

それでは、質問に入る前に、今回の町長のご就任を心よりお祝い申し上げます。このたびのご就任は、町のさらなる発展と栄光への大きな一歩であると確信しております。これからのご活躍を期待するとともに、私たちも一丸となってまちづくりに尽力を尽くしてまいります。上田町長のますますのご健康とご活躍をお祈り申し上げます。誠におめでとうございます。

それでは、質問に移らせていただきます。

まずは、美里町の未来創生策について質問いたします。美里町では少子高齢化が進行し、特に若者層の流出が顕著であることから、地域の活力が失われつつあります。このままの状態が続けば町の未来を担う人材の確保が困難になり、町全体の衰退を招く恐れがあります。このような現状を踏まえ、町として未来創生策をどのように描いておられるのかをお尋ねしたいと思います。その中でも、特に若者層や子育て世帯の定住を促進し、人口流出を抑えるための施策が重要であると考えます。具体的には、子育て支援住宅等を活用した人口流出制御案について、どの程度考えておられるのか、また、現実に向けた計画や見通しについてお尋ねです。

この課題を解決するヒントとして、9月の26日に議員研修として千葉県多古町

の「すくすくテラスたこ」という取り組みを紹介します。この制度は、町外から転入者や子育て世帯を対象に、定期借家契約を活用した子育て支援住宅を提供しています。この住宅は、こどもが18歳になると退去する仕組みを取り入れることで、若者向け住宅政策として、柔軟かつ効果的に機能しております。さらに、建物自体も非常に整備されており、こどもの遊び場や十分な駐車場が併設されているほか、内外装とも清潔感があり、快適な環境が提供されています。このような環境は、子育て世帯の安心と利便性を備える重要な要素となっていますと思います。この取り組みにより、多古町では人口流出制御に一定の成果を上げております。こうした事例を参考に、美里町でも砥用地区や中央地区の旧工場跡地などにおいて、子育て支援住宅等を活用した人口流出制御案を導入する計画はありますでしょうか。また、具体的な取り組みや見通しなどありますなら、お聞かせください。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 議員ご指摘のとおり、人口減少を食い止め、地域の活力を維持していくことは、待ったなしの課題であります。町では、その課題解決に向け、中央北地区における宅地開発を進めるとともに、砥用地区を含めた地域においても、町内への住宅建設の誘因や刺激策につながるような補助制度の新設等についても、検討を進めていくこととしております。

中でも、有安工場跡地につきましては、役場前の言わば一等地に位置していますし、既に町有地となっておりますので、宅地開発を急ぎ、当該用地を中心に周辺一帯のバランスのとれた開発を目指してまいります。なお、その際の宅地開発の手法といたしましては、定住促進住宅のような公共事業として整備する手法だけでなく、民間開発を呼び込む方法や、先ほどご紹介のあった千葉県多古町の「すくすくテラスたこ」のように、官民連携によるPPP方式によって整備する手法もございます。

今後、周辺の宅地ニーズや民間の開発意欲の調査、コスト比較などを経て、具体的な開発手法を決定していきたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 隈部議員。

○4番（隈部 寛君） 町長にお聞きしました。自分の考えですけど、ぜひとも未来のため、よい知恵を出し合い、この美里の課題を考え、若者が地域に残ってもらうような政策をぜひともお願いしたいと思います。砥用地区と中央地区ありますので、どちらも予算的なものがありますですけど、あちらも砥用地区もお願いしたいと思います。中央地区は旧跡地がありますですけど、砥用地区にも必要だと思います。よろしくお願いします。

では、②の商業施設の活性化について、検討されているのかの質問いたします。

美里町の人口は現在約8,860人ですが、町内にも幾つかの商業施設はあるも

の、その規模が小さいため、多くの住民が隣町の甲佐町や御船町、宇城市などへ買い物に行かれている状況です。また、砥用東地区にお住まいの方々は山都町を利用されることが多いと聞いております。これにより、町内のお金が町外に流出し、地域経済が停滞している状態があると思われます。未来創生策の一環として、商業施設の充実や地域経済の活性化は、重要な課題です。特に、若者世代にとって、身近に利用できる商業施設があることは、生活の利便性ではなく町の魅力を高める重要な要素と私は思います。「この町に住み続けたい」、「ここで家庭を築きたい」と思える環境を整えることで、美里町の未来を支える人材を確保し、町全体の発展につなげていくことが求められると思います。

また、山間部においては、移動販売車が既に導入されているものの、平地地区に住む一人暮らしのお年寄りの方々については交通手段がなく、買い物に困っているという声が寄せられています。

このような現状を踏まえ、町として、若者世代を含めた住民全体が住みよい環境を整えるために、商業施設の活性化や平地地域の買い物難民対策を、どのように進めていくとお考えでしょうか。また、具体的な政策があるのなら、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 活力のある地域を維持していくためには、商業施設の活性化は重要な課題であると認識をしております。ご紹介がありました移動販売車につきましては、町と町内のコンビニエンスストアが連携し、高齢者サロンの際に日用品の販売を行っているものであり、利用者の皆様からは大変喜ばれていると聞いているところでございます。一方で、販売場所と時間が限られていること、冷蔵車両ではないことから生鮮の取扱いができないことなど課題も多いため、今後さらに利便性を向上させるための検討を進めてまいります。

また、宅地開発と併せて、様々な商業施設の誘致も進めていければと考えているところでございます。加えて、現在、地域公共交通のあり方についても見直しを進めており、来年度までに再編案を取りまとめることとしておりますので、この議論の中でも、高齢者や買い物弱者の方々の交通手段の確保をどうするかという視点もしっかり持ちながら、再編案を取りまとめたいきたいと考えているところです。

○議長（上田 孝君） 隈部議員。

○4番（隈部 寛君） 住民の方々から要望が寄せられる中で現状を放置すれば、町の課題がさらに深刻化すると思われます。この課題をすぐさまできるという問題でもありません。段階的な、順序を踏まえて、水道事業が収まるころには少しでも前に進んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、狭あい道路についての質問事項に移ります。

狭あい道路は、現在、事業についてお伺いします。この事業には、狭あい道路整備促進事業と狭あい道路情報整備モデル事業があると思いますが、現在も継続的に利用されているのでしょうか。その活用状況や現状についてお聞かせお願いいたします。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） まずはじめに、狭あい道路の定義と事業の目的についてご説明申し上げます。

狭あい道路とは、建築基準法第42条第2項に該当する幅員1.8メートル以上4メートル未満の町道や里道などの道路のことを言い、安全な住宅市街地を形成するため、平成22年度より、狭あい道路解消を目的に国土交通省において社会資本整備総合交付金の基幹事業として、狭あい道路整備等促進事業が創設をされております。

美里町におきましても、平成26年度から平成30年度において、町道4路線、集落道1路線の整備を行っておりますが、それ以降は国の補助制度としてはございますが、事業としては取り組んでいないというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 隈部議員。

○4番（隈部 寛君） 現在の国の補助制度が利用可能ということですが、住民の安心安全のためにもこういう場所がありますので、予算の関係上とかの問題もありますけど、町民の方々からの要望がありますときは速やかなる対応をお願いしたいと思っております。

②の質問に移ります。住民の安全と町のインフラ整備です。町内には、進入困難な狭い道路が点在しており、その一例として10軒ほどの家が立ち並ぶ地域では、車がドアを開けるスペースすら確保できない状況があります。道路幅が対応できず、火災や緊急時に十分な活動が困難であると指摘されています。

ここで写真を公開します。私のファイルが、美里町議会のほうの私の名前で入っておりますので、参考までに見てください。傍聴席におられる方は、写真の配布があると思います。

まず、写真の上からですけど、その上は砥用地区です。下の2枚が中央地区です。このように、狭い道路、これは町道ですので、どうにか狭あい道路対策での対応をできるならお願いしたいと思っております。

こうした現状を踏まえ、町としての住民の安全確保などのように、重要視しておられるのか、また、町全体のインフラ整備を進める上での具体的な方針や計画につ

いてお聞かせください。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 住民の安全と安心を確保する上で、道路などのインフラを整備することは行政の重要な役割だと認識をいたしております。町内全域を見渡してみますと、救急車や消防車などの緊急車両が進入できない道幅の狭い道路が多数存在している状況です。町ではそのような道幅の狭い町道や集落道につきましては、社会資本整備総合交付金などの国の補助金を活用して整備する路線、町単独事業で改良工事や維持工事として整備する路線、または集落からの要望に応じて、機械代や原材料を支給して整備する路線などに分けをし、道幅の狭い道路の解消に取り組んでいただいております。今後も要望があった際には、緊急性や事業の効果などを基に優先順位を付けて事業着手の検討を行い、計画的に整備を進めることにより、住民の安全・安心を確保するよう、道路のインフラ整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 隈部議員。

○4番（隈部 寛君） こういう対応策は予算との問題が大変ありますので、段階的に速やかにお願ひしたいと思います。

これに、今3路線ぐらいの写真だったんですけど、まだ美里町にはいっぱい、町道じゃない所の狭い所もいっぱいございますので、適時適応していただくなれば、町民の皆様の安心・安全につながりますので、よろしく対応をお願いいたします。

それでは、③の緊急時の対応力について、どのように強化していくのかの質問をいたします。

緊急時の対応力についてお伺いします。現在、狭い道路における消防車や救急車の進入困難な道路がありますが、町として具体的な対応をどのように考えておられるのでしょうか。例えば、緊急時における代替手段や住民の避難支援体制の整備について、具体的な計画があればお聞かせください。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

現在、住宅密集地域等の狭い道路隣接住宅におきましては、火災発生時に延焼リスクが高くなることが知られております。このような地域におきましては、防火水槽の整備に加え、現在行っております水道事業の沿線において消火栓の整備も併せていく予定をしております。

次に、急病等の救急搬送時の対応につきましては、救急車の進入が困難な場所において、軽自動車のカーゴ（通称軽バン）を使用し、救急車の待機場所までの中継による搬送を行っています。

次に、住民の避難体制整備につきましては、狭あい道路の問題を解消する有効な手段が限られるため、日頃からの備えとして、危険箇所の確認や避難道路の選定、障害物の除去など、住民が行える簡単な維持管理を行っていただくことが重要だと考えております。その上で、現在、町内全域を対象に巡回して行っておりますマイタイムラン説明会を利用し、避難路を含めた住民それぞれの避難行動計画を作成していただくことで、緊急時でも慌てず安全な行動ができると考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 隈部議員。

○4番（隈部 寛君） 今のお話の中で、マイタイムラインの説明会、こういうのが活用されて、住民の方々の避難路などがあり、きめ細かな対応をお願いしたいと思います。それと、山間部におきましては、山火事などの対策等の検討をしていただき、大変な避難誘導などの対策が必要だと思います。

また、中央地区北地区では水道事業が完成の後は、消火栓などの配備がされますので、これはよい方向性ができますと思いますですけど、とにかく速やかな消火活動ができますような、計画しての説明会とか何とか、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ふるさと納税のアイデアと応援大使の活用について、①と②、これは一括質問いたします。

ふるさと応援大使活用策について、お伺いします。現在、美里町には、画家の瀧下和之氏やタレントの緒方由美氏といったふるさと応援大使がいらっしゃいます。このお二人の活躍をさらに町の発展に活かすために、町としてどのような展開をお考えでしょうか。例えば、瀧下氏の作品の庁舎や公共施設に展示することで、文化振興に役立てたり、緒方氏の知名度を活用した広告活動を通じて、町の魅力を全国に発信するような取り組みが考えられます。

このような具体的な活用策について、町としてどのような方針をお持ちなのか、お聞かせください。それと、これまでもお二人が町のPR活動に大きく貢献されていますが、その活動を強化し、さらにその活動を強化し、町全体の発展につなげるための具体的な支援策や強化案はあるのでしょうか。例えば、瀧下氏のアートを活用したイベントの開催や、緒方氏を通じた観光やふるさと納税のプロモーション活動に、さらに促進するなど、様々な可能性が考えられます。

このような取り組みを含め、町の応援大使支援の方針についてお聞かせください。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

本町のふるさと応援大使につきましては、合併20周年記念事業の一環としまし

て、本町の魅力を広く宣伝し、関係人口・交流人口の拡大や、観光振興及びイメージアップを図ることを目的に、令和6年、本年5月31日に画家の瀧下和之氏を、また、6月7日にはタレントの緒方由美さんをふるさと応援大使に任命いたしました。

議員お尋ねの、ふるさと応援大使の活用策でございますが、現在テレビでも活躍をされておりますタレントの緒方さんには、これまでも町が開催する祭りなどイベントでの司会をお願いいたしております。また、桃太郎図シリーズで知られる、画家の瀧下さんには、大使就任後、ふるさと納税返礼品としまして、特別限定色の鬼のフィギュアを各色50体出品してもらうなど協力をいただいております。

また本年度は、美里町合併20周年を契機に、美里町の雄大な自然や美しい棚田の風景、体験型の観光施設、子育てしやすい町など、住みやすい・行ってみたいというイメージを広く発信するための、ふるさと応援大使にご協力をいただきながら、PR動画の作成も行っております。このPR動画では、本年度新設しましたこども応援課の子育て応援事業の様子や本町に移住してこられた方に応援大使の緒方さんから美里町での生活についてインタビューされる様子なども撮影しております。

そのほか、九州でも高い評価を受けている美里米を学校給食で食べているこどもたちの様子など、これまでに作成してきた観光動画にはない、子育てや移住を素材に取り上げ、「遊びにきたい」だけではなく、「美里町に住みたい」と思っていただけの動画を作成しております。

また、瀧下さんには、本町の情報発信のために、鬼の画像を数種類ご提供いただいております。今回作成します動画にも、鬼の画像を登場させ、こどもから大人まで見て楽しい動画になるよう、現在作成を行っております。

今後、ふるさと応援大使を強化する案につきましては、応援大使の活動内容や成果を広く周知するために、SNSや本町ホームページなどを活用し、情報発信を強化していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 隈部議員。

○4番（隈部 寛君） いろんな強化策があると思います。ぜひとも美里のPRをお願いしたいと思います。

また、瀧下氏の鬼をモチーフにした返礼品などの包装紙やシール、オリジナルバッジとかの考案をしていただき、返礼品に、美里のは瀧下氏の鬼のマークが入つると、そういうふうな少しでもお客様の届いた先が「おお、これが付いとるな」というごたる感じになれば、ものすごくまた、それで伸ばせると思います。どうぞそういうこともいろいろ考えられて、していただきたいと思います。よろしく願い

します。

それでは、最後の質問になりますですけど、ふるさと納税のアイデアはどのように展開されているのか、町はふるさと納税をどのように展開し、伸ばしていこうと考えておられるのか、またその中の一つの策として、先ほども言いましたふるさと応援大使をふるさと納税に活用した新たな取り組みなどは考えているのかのお伺い

です。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

ふるさと応援大使、瀧下和之氏の作品、鬼のフィギュアについては、ふるさと納税返礼品として、黄色・紫・緑の各色を提供いただいております。20万円という高額な納税額が対象であるにもかかわらず、既に10体以上の申込みが合っているということで、ファン層からは一定の支持をいただいているというふうに捉えております。また、ご提案いただきましたパッケージへの採用、あるいはバッジ制作ということにつきましては、対象となる商品のイメージとの整合、あるいはコスト面、送料、いろんなことをですね、検討しながら、順次検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 隈部議員。

○4番（隈部 寛君） これには、ふるさと応援大使の、今のは瀧下さんのほうだと思いますですけど、十分なお話し合いを重ねていただき、よりよい方向性を一緒に考えていただければと思います。確か、瀧下氏は作品を何年か待ちとか聞いております。まずは美里に、庁舎に飾るとか、それも可能だと思います。いろんな施設がありますので、そういう所で瀧下氏の作品が美里町の人たちが「わあ、こういうのがあるんだ」という告知も大事だと思いますので、その辺はよろしく願います。

以上で、私の一般質問を終わります。本日はご丁寧にご解答いただき、ありがとうございました。引き続き、町の発展と住民の皆様の暮らしの向上に向けた取り組みをお願い申し上げます。今後ともよろしく願います。ありがとうございました。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、隈部寛議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を13時45分とします。

—————○—————

休憩 午後1時32分

再開 午後1時45分

—————○—————

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、7番、濱田憲治議員の一般質問を行います。濱田憲治議員。

○7番（濱田憲治君） 7番、濱田でございます。通告に従いまして、今回は2項目、新しく始まる美里町長としての4年間の抱負、若い世代への住環境整備及び支援策についての質問をいたします。

まずはじめに、美里町長4期目の抱負として質問してまいります。11月に行われました美里町長選挙、今回も無投票となり、3期続けての無投票になった結果でございます。

上田町長、4期目のご当選おめでとうございます。町では、人口減少、主産業である農業後継者の育成など、多くの課題がひしめく中でのスタートとなります。

先の3期目では移住・定住促進の政策を重視され、町独自の子育て支援を拡充する政策や発展性のある地域に集中的に投資することで、人口減少を緩やかになるようにと中央北地区への水道整備を着手されました。この4年間で水道整備を確実に進め、その後の住宅開発、企業誘致等、大事な4年間になると思っております。

また、本来の選挙では、町政をどのように考え、町の課題をどのように解決していくのか、また、小さくてもきらりと光るまちづくりなど、どのように描いていくかを町民の皆さんに問う選挙であったと思っております。しかし、上田町長のほかには政策論争をされる対抗馬もおられませず、このことは、3期目で選出された水道整備事業など、町民の方々が信任された結果だと考えるところでもございます。

さて、町は今年で合併20周年を迎えました。合併当時の人口は1万2,849人で、令和6年11月末の人口では8,643人でございます。高齢化率も33.6%から現在では48.2%と、熊本県内でも上位になるような厳しい現実でございます。このような中、町長選挙の当選報告会では、人口増が見込まれる地域に集中して投資をしていくことは、美里町全域で住民サービスの質を落とさないための施策であり、水道整備の先に宅地開発や企業誘致構想があり、観光振興を通じ、交流人口増を目指すことと静から動への町政を進めたいきたいと抱負を述べられております。

町議会では、町長選挙が終わられた直後の議会で、新しい町長の4年間の所信表明をする場がない状況でございます。町民や議員に向けての所信を、一般質問ではありますが、美里町長4期目、この4年間の抱負、所信表明をお尋ねいたしたいと思っております。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今年、民間の有識者で組織されます、人口戦略会議が発表した

レポートにおいて、美里町は消滅可能性自治体に位置づけられたところです。その自治体に住民がいらっしゃれば消滅することはないものの、急激な人口減少は美里町にとって最大の課題であると認識をしております。もし、このままのペースで人口減少が進めば、税収減による行政サービス水準の低下や、地域コミュニティのさらなる機能低下が顕著になってくることが予想されます。

そうなる前に、この人口減少のペースをいかに緩やかにするかが、これからの４年間で取り組む大きな難題であると考えております。

そもそも人口減少を論じる際に、忘れてはいけないのは、私は国のやる気だと思います。国家は国民がいて初めて成り立つわけですので、国として真剣に人口を増やす手立てを講じていただきたいと考えております。この点につきましては、町村会等でも具体的な対策を国に求めていきたいと思っております。

そして美里町です。国全体の人口が減少し、東京をはじめとする大都市圏への一極集中が変わらない中で、人口の減少を緩やかにするためには、「選ばれる美里町」をつくる必要があると考えております。

実は、このことは４年前から言い続けていることでございまして、一朝一夕にできることではないと改めて感じているところでございます。とは申しまして、中央北地区での水道工事も始まったところです。この美里町において、宅地としての問い合わせが最も多い地域である中央北地区にしっかりと投資をし、１人でも多くの方々に定住していただければ、美里町全体としても人口が増えることになります。そうすることで、美里町全体の人口減少のスピードを緩やかにしていきたいと考えております。

だからと申しまして、他の地域を軽んじるというわけでも、見捨てるというわけでも絶対にはございません。定住を促す地域、交流人口を増やすことから始め、最終的には移住を促す地域、関係人口の創出でにぎわいをつくりだす地域など、美里町はこれだけ広い町でございまして、それぞれの地域に文化や特色があると思っています。それらを活かしながら、私たちの子や孫にこの町をしっかりと引き継いでいけるように頑張る必要があるというふうに考えております。

また、これから先、先ほど議員もおっしゃいましたが、農業等においても非常に厳しい時代が来ると、担い手をどうするのか、耕作放棄地をどうするのかといったことも大きな問題として出てくるというふうに思います。そのためにも、やはりその後を継いでいただける、そういった方々がこの美里町に住んでいただける、選んでいただける、そういった環境をこの４年間でしっかりと、その地盤を、基礎をつくっていければというふうに考えておりますので、議会の皆様にもどうかご理解・ご協力をお願いを申し上げますし、そのことが３０周年、４０周年、５

0周年を美里町が迎えられるような、そういう取り組みに発展するものというふう
に考えるところです。

○議長（上田 孝君） 濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 抱負を述べていただきました。非常に、人口減少を食い止めなければいけないという立場でおられます。国のほうへ伝えること、そして町の水道をまず整備して、町全体が継続できるようなかたちをつくっていきたいというこの4年間ということでありました。我々も一緒になってその4年間を一緒に、共に、喧々諤々しながらでもいきたいなというふうに思ったところです。

また、当選報告会で次のようなことを述べられております。「遊説でいろんな話を聞かせていただいた。話をすることで距離も近くなり、要望を聞くことが大切だと思った。」と話されております。町民の声を真摯に聞くスタイルを今後も継続されて、町民との距離をさらに縮め、町民の意見を大切にする町長であり、先頭に立って町政を進められることを期待し、次の質問に入りたいと思います。

次に、子育て支援住宅の整備を進めることが必要だと思うが、どのように考えていかれるのかについて、お尋ねをしていきたいと思います。

4番議員の質問と重なることがございますけども、質問させていただきたいと思います。

先の質問でもお話をしましたが、人口減少が町の喫緊の課題であります。その中でも、小中学生を含む子どもたちの減少が厳しいものだと思っております。合併時、小中学生の児童・生徒数は912名でありました。それから20年、現在では433名となり、20年間で半数以上の児童・生徒数が減少したことになります。

これまで20年間、町では若者定住住宅地、4か所を整備されております。しかし、若い世代の人口減少を食い止めるだけの戸数ではなかったのかもしれない。

また、民間の住宅会社の宅地開発や賃貸アパートなど、上水道が未整備であったり、農業振興地域の問題で住宅建設が出来てきていない現状であったと思います。

そこで、町長は上水道の整備を皮切りに、農振除外地域を拡大し、その後の宅地開発や企業誘致ができる仕組みを考え、水道整備事業を進められております。先ほどの話もありましたが、今年の9月、国会陳情と行政視察で、千葉県の大古町を、町長も含め、議員で訪問いたしました。大古町は、成田国際空港の近隣の町で、今後、成田空港の機能強化に伴い、新たに約6万人もの雇用が生まれるエリア内にある自治体でございます。

町では、若者定住の施策とし、子育て住宅「すくすくテラスたこ」を整備されておりました。この大古町の若者支援住宅は、PPPの方式で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活

用し、財政資金の効率的使用や、行政の効率化等を図り、建設されたものでございます。中でも、町は箱物、町営住宅を持たないという考え方で建設をされており、斬新な発想だと強く感じたところであります。また、構想から入居まで約3年で完成を迎えられておりました。

このような手本にもなる子育て支援住宅を美里町でも必要だと感じているところでございます。今後、子育て支援住宅の整備計画や必要性をどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 若い世代への住環境整備につきましては、4期目のスローガンとして掲げた「静から動へ」の中核となる政策でございます。中でも、町内において宅地や住宅が不足し、「住みたくても住めない」という声も聞かれる中、宅地の開発は最重要課題であると考えております。そのため、中央北地区において宅地開発を進めていくこととしておりますが、それ以外の地区におきましても、町内への住宅建設のインセンティブにつながるよう、補助制度の新設等について検討が必要であり、様々な方策を駆使して美里町へ人を呼び込み、にぎわいをつくる施策を進めてまいります。

議員ご紹介がありました千葉県の多古町ですが、成田空港の強化機能によって6万人の雇用が生まれるというお話でありました。非常に、美里からすればうらやましい話ですが、この熊本県におきましても、菊陽・大津・菊池方面、県北のほうでは半導体メーカーの進出によりまして、たくさんの雇用が生まれております。また、県南八代地域におきましては、熊本県が工業団地を整備するというような方向性も打ち出されております。そういった意味では、この美里町の周辺においてはいろいろな動きがでていくというような状況の中で、今、美里町も諦めてしまっただけではこれから増えるものも増えていかない、つまり人口も増えていかないということになりますので、何とかもがいて人口減少を緩やかにしなければならないと考えている中でのこの政策でございます。

議員がご紹介ありました、先ほどの千葉県多古町子育て支援住宅、ここの子育て支援住宅は、子育て世帯を呼び込み、人口流入を図るための合理的な手法であると考えております。非常に勉強になったところです。本町におきましても、この多古町の事例も参考にしながら、宅地開発の手法を検討してまいりたいと考えております。

現在、担当課におきまして、複数の開発業者やハウスメーカー等からの聞き取り、あるいはコストの算出、開発手法ごとのリスクの比較などを進めているところでございますので、来年度には開発に向けた基本構想が策定できるのではないかと考え

ているところでございます。

○議長（上田 孝君） 濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 静から動へのテーマを町長は持っておられます。いろいろな施策を考えながら、来年度にはその策定ができるんじゃないかなということでございますので、それを見守りつつ、いろいろなことを検討されていっていただきたいと思います。

中央北地区の水道整備事業が給水可能になる年には、町営の土地に、例えば中央庁舎裏側の土地や有安工業団地等には、この子育て支援住宅が完成をされ、入居ができるよう、整備スケジュール等を含め、検討願いたいと思っております。また、宅地開発も同様に取組み、1年でも早く住環境の整備を整えてもらいたいと思います。

話は変わりますが、九州新幹線が全線開通した時点で、熊本駅新幹線の駅舎も完成をしておらず、その周辺整備は現在でも行われている状況であります。数年前、北陸新幹線開業前の石川県の金沢を訪問したことがございます。新幹線が開業する数年前には、新幹線の駅舎や周辺整備も完成していた風景を思い出します。取り組まれる組織で、こんなにも大きな違いが生じるのだなと実感した記憶が残っております。

このように、事業の進め方次第では、大きな違いが生じてまいります。ぜひ、子育て住宅や住宅地の開発など、水道整備に併せて事業展開を希望し、次の質問に入りたいと思います。

次に、若い世代を呼び込むために、定住促進助成金等の支援策が必要ではないかということの質問に入ります。

若者の定住を促進することで、活力あるまちづくりに寄与する目的のために、一定の条件に該当する方が町内に住宅を建設し、定住された場合、定住促進助成金を支給する仕組みを美里町でも取り入れなければならない状況だと思っております。他の自治体では住宅を建設された場合、様々な支援策を用意をされ、人口減少を少しでも抑える施策がとられております。

甲佐町では、一定の条件に該当すれば、最大で100万円の助成金等、未就学児童がおられる場合は、1人当たり10万円か5万円を支給される仕組みであります。宇土市では市西部地区に限り、住宅を建設された場合には100万円が交付をされ、中学生以下のこどもを帯同して転入、転居された世帯には、中学生以下のこどもの場合20万円、2人の場合は50万円、3人以上の場合では100万円を補助される仕組みと聞いております。

宇城市においても、令和6年度に限り、補助対象物件・補助対象者の要件を設け、

補助額50万円を支給される仕組みでございます。

熊本県内において、多くの市町村が同様な補助制度を設け、人口減少対策をされているのが現状であり、美里町においても必要な制度だと感じております。美里町は、この定住促進助成金に乗り遅れている現状だと思っております。財政的に厳しい現況だとは思いますが、早期に検討をいただき、補助制度を設けることが望ましいと考えております。また、水道事業整備後の宅地開発で呼び水とも言える補助制度の創設は、若者世代への投資でもあり、人口減少対策の重要要件であると考えております。

今後、定住促進助成金の支援策はできないか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 定住促進助成金につきましては、議員ご紹介のとおり周辺市町村でも制度化している所が多くございます。町内に住宅を構えて移住してこられる方や、町内に住宅を構えて移住してこられる方へ1年後、5年後に助成金を支給する甲佐町をはじめ、山都町や宇城市でも同様の制度を設けられており、周辺市町村との移住者獲得競争という点からは、このような補助制度を創設することは、必要かつ有効な手段であると考えます。

一方で、宅地やその他の施設でバランスのとれた開発を進めること、子育て支援策をさらに推進すること、交通手段の確保、そして観光地としての魅力をさらに高めることなど、町としての魅力を高め、選ばれる町を実現していくことも非常に重要であると考えるところです。

これから先、人口減少を食い止めるために、限られた財源をどう配分し、選ばれる町をどう実現していくかが、4期目の最重要課題であり、総合的・多面的な取り組みを進めてまいります。

○議長（上田 孝君） 濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 定住促進住宅を助成金を含め、必要であるという答弁でありました。町の魅力をもっともっと磨き上げて、選ばれる町というかたちで今後進めていかれると思っております。

私の知り合いで、令和7年4月以降、住宅が美里にできます。他の自治体から両親を含め、こども4人が転入されると聞いております。令和7年4月、現在では16歳の高校1年生、13歳の中学2年生、11歳の小学5年生、8歳の小学3年生で、家族6人が父親のふるさと美里町へ来ていただきます。非常にうれしい事案だと思っております。

先ほどお話にもありました熊本県ではTSMCや関連企業の進出も今からますます多くなるかもわかりません。雇用もさらに多く求められることになり、一旦は美

里町から転出された若い世代のご家族もＵターンを希望され、美里町に帰ってきていただけるかもしれません。

呼び水になるこの仕組みづくり、必要案件だと強く感じておりますので、どうか前向きに検討していただきたいと思っております。

以上で、通告していた質問を終わりますが、美里が美里であり続けるよう、上田町長はじめ執行部、議会も一緒に力を合わせ、危機的な人口減少を緩やかになるよう手段を講じ、地方創生にも邁進し、「にぎわいある町・美里町」を目指していきたいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、濱田憲治議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日は、これで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

明日１１日水曜日は、午前１０時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午後２時１０分

第 3 号

1 2 月 1 1 日 (水)

令和6年第4回美里町議会定例会会議録（第3号）

令和6年12月11日（水）

午前10時00分開会

1. 議事日程

日程第1 一般質問

順 番

(5) 6番 坂田 竜義 議員

(6) 3番 吉住 淳一 議員

(7) 1番 村崎 公一 議員

2. 出席議員（10名）

1番 村崎 公一 君

2番 平野 保弘 君

3番 吉住 淳一 君

4番 隈 部 寛 君

5番 高田 美千子 君

6番 坂田 竜義 君

7番 濱田 憲治 君

8番 福田 秀憲 君

9番 今田 政行 君

10番 上田 孝 君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町 長 上田 泰弘 君

副 町 長 吉住 慎二 君

教 育 長 宮 寄 幸仁 君

総 務 課 長 坂村 浩 君

美しい里創生課長 澤 山 誠 君

税 務 課 長 松 永 栄作 君

住民生活課長 宮崎 博文 君

福 祉 課 長 谷 口 信也 君

保険年金係長 川 上 紫月 君

農 業 政 策 課 長 西 寺 清 君

森づくり推進課長 安 達 浩一 君

建 設 課 長 富 永 英司 君

上下水道課長 酒 井 博文 君

社 会 教 育 課 長 長 井 一浩 君

学校教育課長 中 川 幸生 君

会 計 課 長 島 田 昌臣 君

こども応援課長 隈 部 尚美 君

5. 事務局職員出席者

事 務 局 長 立 道 誠 君

書 記 野 田 まや 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

一般質問の広報紙掲載のため、広報担当者、福田主査の議場内での写真撮影を許可します。また、説明員の中川健康保険課長から本日の欠席届が出されております。なお、中川健康保険課長の代理として、川上保険年金係長が出席されております。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（上田 孝君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

6番、坂田竜義議員の一般質問を行います。坂田竜義議員。

○6番（坂田竜義君） 6番、坂田竜義でございます。今回は3項目一応通告しております。1項目目は、町政3期12年、とりわけ3期目の総括と4期目の公約について、2点目は、カスタマーハラスメントへの対応について、3点目が、高齢社会対策大綱について、以上3点お尋ねをいたします。

まず、1点目でございますけれども、3期12年、とりわけ3期目の総括ということでお尋ねなんです。私は基本的に首長は大体3期までが適当だろうという私は持論を持っておりまして、4期目に入ったということは多選の域に入ったと、このように思います。それで、権不十年と言われますように、権力の頂点にある者は10年すると腐敗するという格言がございます。細川、前の知事は、2期8年の知事の任期をさっさと辞められまして、国会議員に転身され、日本新党を結成されまして、そして今の某政党と同じようなことで二十数名の国会議員をつくられまして、あっという間に総理大臣になりました。そして総理大臣になって1年ぐらいても、さっさと今度は総理大臣を辞めてですね、今は神奈川県湯河原という所で、不東庵という所で陶器をつくったり、書を書いたり、仙人のような暮らしをされておまして、非常にすごい人だなと常々思っておるところでございます。そういうことで、いろいろこれは私の勝手な意見ですから、何も拘束される必要はございませんけれども。

そこで、いろいろ先日の選挙の告示日のコメント、ずっとそれから、その前後して熊日にいろいろ特集的に取り上げられました記事について、今全部私は文字にして持っておりますけれども、大体その、とりわけ3期目、4年前も大体同じような質問を実は私してるんですね。その中で、特に4年前は熊本地震とその後の豪雨災害、また新型コロナ、そういった状況の中でありました。それで、一つは、eスポーツを中心とする、あるいはいきいきサロン等を含めた高齢者の生きがいづくり、

それから美里バス、中央北地区の上水道の整備、18歳までの医療費の無料化、こういったものを重点にやりたいというのが公約でございましたけれども、あと、課題としては、中学校の統合問題、そういったことがあったかと思いますが、このそういう課題を設定されまして取り組まれた、その総括はですね、どのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 3期12年間を振り返ってみますと、議員おっしゃいましたように、熊本地震とその後の豪雨災害や新型コロナウイルスへの対応など、歴史的にも類を見ない災害に見舞われる中で、決して派手ではありませんが、堅実な町政運営に努めてきたところでございます。

特に、生活道路の整備であったり、施設の改修、子育て支援策の充実など、町民の皆様の生活に直結する施策を展開してきたところでございます。

3期目の総括についてでございますが、昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類になるまでは、コロナ禍における個人や事業者等に対する支援に注力しつつ、甲佐町との包括連携協定の締結、あるいは子ども子育て政策の充実、DXの推進、中央北地区での水道事業への着手、そして20周年記念イベントの開催等に尽力してきたところでございます。

これらはいずれも、人口急減に対応するそれぞれの施策と言っても過言ではないと考えているところです。特に、子ども子育て政策の充実につきましては、給食費の半額補助や保育料の無償化、出産・子育て応援給付金の町独自の上乗せ、こども応援課の創設とこども家庭センターの開設など、他の自治体に負けないような環境整備ができたと思っております。

また、20周年記念イベントの開催につきましては、ランタンフェスタや記念式典、鼓動の演奏や武田鉄矢氏によるトークショーなど、成功裏に終えることができましたし、SNS等を通じて、町内外に美里町の魅力や元気を強力に発信できたと思っております。

あわせて、町民の皆様の一体感を醸成するために作成した町歌も、多くの皆様からご好評をいただいているところでございます。コロナ禍で制約を受けた時期もありましたし、足らざるところももちろんあると思いますが、将来を見据え、そのときそのときにやるべきことを堅実にやってきた3期目であるというふうに考えております。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） その中でですね、先ほど申し上げましたけれども、1つは美里バスの関係ですが、美里バスにつきましても、結局プロポーザル方式はいいんです

が、悪く言えば、コンサルに丸投げしたような計画になってなかったのか、その後、コロナの関係で利用者が低迷したというのは理由としてわかりますけれども、そしてまた、今までですね、数千万投資をしてきて、今見直し、全面的にゼロベースで見直すと、こういうことに今なっております。このバスについては以前から福祉バスのようなかたちがいいというのが、かなり声としてはですね、ありましたし、ただそのときは福祉バスは無料でしたので、それを１００円とか２００円取ったらどうかとかいろいろ現実的な意見も多かったろうと思います。今、路線バスに対しましても、４，０００万近く補助金が出てると思いますし、昼間は空の状況が多いと、現実的にはですね。ただ、そういうこと、路線バスに対する補助金をやめれば直ちに今２社ですか、撤退すると思いますけれども。その路線バスの足りないところを美里バスで補うというかたちであろうと思いますけれども、なかなかやっぱりお年寄りには前の日の３時まで予約をしてですね、そして乗らないときには断りの電話を入れないかないと、こういったことが非常に面倒だという方がかなりおられるのも事実でございます。

そういうことで、いろいろ先日、鳥取県の智頭町に総務常任委員会が行かれまして、後で勉強会もございました。そういうことで、いろいろ先進的な取り組みをしている所は県外に限らず県内にもいろいろですね、あるだろうと思います。甲佐町におきましても、バスを見直して乗り合いタクシーにしようという計画になつとるようですし、山都町についても新たな交通システムをですね、考えているということで、県内にも同じような事情がある中で、特に進んだ取り組みをしているところを十分勉強をしてですね、そしてできるだけお金をかけずに、専門的なシステムとか何か頼まにやいかんところあると思いますけれども、やっぱり全体的にコンサルに何千万もかけてですね、計画を作ってもらうようなことはちょっと見直した方がいいと私は思います。

先日、砥用庁舎で座談会、公共交通の説明会座談会があつて、３か所したということですが、残念ながら、私も参加しましたが１０名ぐらいしか参加ができなかったわけですね。やっぱりワークショップであるとかですね、結局ただ夜７時から集まれと言ってもなかなかですね、難しいです、現実的には。だから、やっぱりいろんなその嘱託会議だ、民生委員の会議だ、健康推進の会議だと、いろんな町が招集する会議の中に、時間を１０分とか２０分でも時間を取って説明するとかですね、要するに説明する対象を増やしていかないと、なかなか意見の収集ができないと思うんですよ。そういうことはぜひ、今後の進め方としてやっていただきたいと思いますし、アンケートも取って一応結果は出されておりました。

そういうことで、やっぱりお金のかからないようなやり方、近隣の進んでいると

ころをやっぱり参考にして進めるとか、いろいろやっぱり工夫を凝らしてですね、住民の本当に要望に沿った使い勝手の良い交通システムをぜひですね、つくっていただきたいと、このように思うところですが、その辺りはどうでしょうか。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） まさにおっしゃるとおりで、特に利用をされる層、特に高齢者の方々、こういった方々の声もですね、しっかり聞いていかなければいけないと思いますし、やはり使い勝手がいい、利便性がいい、そういった公共通システムというものを構築できればと、これまでの反省を踏まえてですね、やっていければというふうに思います。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 町長、いろいろ新聞には要するに切り取って書かれるからですね、言うた人の意向が必ずしも反映されてないという部分はあると思いますけども、一つは要するに、公共サービスを落とさないためには人口を維持せにゃいかん、確保せにゃいかんという趣旨のことをどこかで言われて、告示日かな、言われているわけですが、逆に言うと、人口が減ったときには行政サービスは落ちるんですかと。要するに、切り取って書かれているから、その辺りは誤解を招くんじゃないかと思うですね。人口が減ったらサービスを落とすんですか。そこはどうですか。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 全てのサービスが人口減少によって落ちるというふうには考えておりません。ただ、それぞれの地域でのコミュニティあたりが成り立たなくなってきましたので、そういった意味ではこれまで以上に、いろんな、例えばそういったところにサービスを回さなければならなくなっていて、他を少し落とす必要が出てくる、そういったところに波及してくるのではないかというような考えです。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） あと一つ、中学校の統合問題ですけども、昨日も議員から質問がありました。教育長の答弁を聞いておりましたけれども、結局12月に再度保護者か何かアンケート調査をするという話は聞きましたけれども、私、平成29年の12月の議会で質問してるんですね。そのときはちょうど学校規模の適正化審議会の答申がまとまって、そしてそれをまとめて町長に答申すると。そういう時期でございました。答申の内容としては固まっております、要するに小学校は当面そのままだけど、中学校2校については統合しますと。統合の候補地としては、砥用中ですよ。それから令和2年の4月1日に統合しますと、こういう方針が決まっていたんですね。それからいま令和6年ですから、もう5年も6年も途中で私も何回

か聞いたことあるんですよ。とか、それはもう、お互い学校間の交流を進めたり、いろいろするとか。要するに部活ができないとかいろんな問題があるのでお尋ねしたんですけども、その間利用せず6年間棚ざらしにしていたということは、悪く言えば行政の不作为とも言われるような形じゃないかと私は思うんですよ。結局父兄の、父兄って保護者の意見を尊重するのか、地域の意見を尊重するのか、非常に微妙ですよ。励徳小を例にとるとあれですけども、地域の方から言わせれば「これは地域の拠点だけん、困る」と、小学校のことまだ言ってないのにですね、地域の拠点がなくなると困る、それはもうわかるんですよ。保護者からすればもう、複式学級が幾つもできて、もちろん部活はできないし、将来どぎゃんしょうか、こどもの教育をどうしようかと、この前切実に言われたです、座談会のときに。

そういうことで、恐らく保護者としては、規模を大きくして、我々よりいつもいますけども、小中一貫校じゃなくて、私は義務教育学校が適当だと思いますけども、そういったところの希望される保護者というのは結構おられるんですよ。ところが、地域のもうこどもがいない人たちの意見とこどもがおる人の意見がやっぱり対立するもんだから、非常に難しいところですけども、ただ基本的にはやっぱり保護者はこどもの教育を考えられるから、私はそこを優先するべきだと私は思います。

ですから、地域の拠点がなくなることなら、ちゃんとそれはそれに代わるべきコミュニティセンターとかいろんな形で地域の人たちの拠点になるような施設を町がやっぱりつくらなきゃいかんと私は思うんですね。

ですからこの統合問題というのは、本当にまた昨日の話ではアンケート調査すると、アンケートはもう何回もしてるしと私は言いたいんですけども。またアンケートをしてまた時間稼ぎをして先送りするのかなと。これは、町長もこれは教育問題だけん教育長にじゃなくて、これは町の基本的な問題だけん町長自身がですよ、この統合問題でどうするかと、きちんとやっぱり方針を示した方がいい時期に来とるんじゃないかと思うんですよ。もう中学校合わせても200人おらんでしょ。昨日も数が給食のときにそういう数が出ておりましたけども、やっぱりもうそういう時期じゃないかと、そうじゃないならもう「統合はしません」と言うたほうがはっきりするんじゃないかと思うくらいなんですよ。

ですからここは、統合問題というのは、教育長にお任せじゃなくて、町長自身が今後本当にどうするのか、その辺りどうでしょうか。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） ご進言も含めてですね、保護者の方々、あるいはこどもたちがどう考えているのかというのがまた出てくるというふうに思いますので、慎重にそ

の辺は考えていきたいというふうに思います。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） やっぱり意見が出てくるのを待ってってもですね、やっぱりもう逃げのようにはしか見えんとですよ。やっぱりもう、なら、ある長期政権の人にですね、新聞記者が聞いてですね、「長期政権を維持する秘訣は何ですか」て。そしてですね、言われたのは「いたらんことを言わんことです」て。余計なことを言わんことがですね、長期政権につながると。余計なことを言わないということは、もう対立的なことを言わない。できるだけ争いになるようなことは避けていく。そういうことではですね、おかしいて。ただポストにしがみついているだけの話ならですね。そういうことは基本的にはおかしいから、やっぱりもう、この時点である程度リーダーシップを発揮して、きちんとした結論を出す時期だと、また改めてアンケートが出たならまたお尋ねしますけども、そういう時期に来てるんじゃないかということだけ申し上げておきます。

あと、そのこの4年間の公約ですけども、一応新聞、いろいろ告示日の話、それから出馬表明、議会で言われたこと、その後の熊日の記事にいろいろ、読売新聞にも出ておりました。ほかの新聞にも断片的に出ておりますけれども、要するにこの4年間には何を重点、昨日もですね、いろいろ質問が出ておまして重なる部分もあるかもしれませんけれども、この4年間の重点的な公約、これはどうなっているのか、お尋ねします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） この先4年間の公約についてでございますが、今の町政におきまして、最も注力しなければならないのは、昨日もお答えしましたが、人口減少のスピードをいかに緩やかにするかだというふうに考えております。これはもう4年前も同じようなお話をさせていただいております。ただ、大きく変わりましたのが、菊陽・大津・合志、あるいは菊池方面で世界的半導体メーカーの進出によります人口流入、それから商工業用地の開発によりまして、土地価格が日本一の上昇率を記録するというような現象が起きております。その恩恵はその地域のみならず、上益城地域の一部の自治体にも広がってきているというふうに感じております。あわせて、熊本県は八代市での工業団地の開発を発表したところでございます。

このように本町の周辺では、様々なことが動き始めております。県北と県南の間に位置する美里町です。このような動きをしっかりと把握をし、埋没していくことなく、やはり浮揚、浮かび上がってこなければならないと考えております。そのためには流入人口を増やし、流出人口を減らすための宅地開発、宅地としての開発が期待できる中央北地区での水道整備、そして働く場を確保するための企業誘致、ま

ずはこの宅地開発、それから中央北地区での確実な水道整備、それから企業誘致、この3点を4期目の最大の公約と位置づけ、達成に向けて努力してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 先ほど権不十年ということで申し上げましたけれども、やっぱり多選の弊害というものはいろいろと指摘されています。例えば意思決定が独善化する、あるいは側近政治が横行する、職員の士気低下、いろいろそういうことが指摘をされておりますし、大森先生という東大の教授が言われておりますのは、まずエネルギーやアイデアの枯渇、独善的傾向と政策の偏り、人事停滞や側近偏重による職員の士気低下、議会との緊張感欠如、日常の行政の選挙運動化、それから別な識者が言っておられますけれども、「人は長い間高いポストに居続けると専制化・独裁化する傾向がある」と。自治体の長は行政の人事権や毎年の予算を決める決定権、また土地利用の許認可権と、一手に握る非常に強い権限を持つポストであると。首長が多選の結果独裁化することで、人事の停滞や側近政治により職員の士気が低下し、癒着による腐敗も起きやすくなると。こういうですね、指摘がされております。

また、権力を持った人間の周りにはイエスマンばかり増えてですね、なかなか意見がしにくくなってしまうと。その結果、どうしても人事が硬直化して、役所の組織の活力を失くして、市民に向けた行政の活力が低下するということが指摘されております。

そういうことで、職員も町長の顔色をうかがってですね、仕事をするのがあってはならないと、このように思いますし、首長が公共事業を決め、業者を決めているわけですから、その人に業者のほうから首長に「辞めなさい」とはとても言えません。職員もそういうことは言えません。そういう弊害というのは非常にあります。それから、選挙の公正ということで考えるならば、現職と新人のハンデというのはとてつもなく大きいと。現職は毎日選挙運動をしていると同じですから、そういうことではなかなか候補が出てこないというのもですね、あるんじゃないかと、そのように思います。

昨日も、信任を受けた云々という話もございましたけれども、果たしてそういうことかどうか、なぜそういうことを言うかということ、過去の実績でいきますと、投票率掛ける本人の得票率がですね、大体半分ぐらいですよ、だから、町民全部がですね、信任をしてると思わない方がいいと思いますよ。ですから、町民の半分は自分の名前を書いてないという思いの中から出発したほうがですね、謙虚にやっぱり行政を進めたほうがいいと私は思いますので、申し上げておきたいと思います。

そういうことで、次のローカルマニフェストですが、結局職員に対しましてはですね、職員には人事評価というのがありますね。当然職員にはその能力評価と業績評価として、個人面接して、1年間の目標を立てなさい。1年して、面接をして、管理職が評定をして、そして勤勉手当に差をつけるとか、そういうことに結果としてなってるわけですが、それと一緒に、職員には人事評価をしながらですね、自らの行政についてそういう評価のシステムがないというのは、基本的に不公平だと私は思うんですよ。ですから、そこで当然やっぱりマニフェストというのをですね、なられたから今からつくれと言ってもあれですが、ただ、マニフェストというのは結局、従来の選挙の公約と何が違うかということ、候補者が考えた当該地域の目指す姿を掲げ、その実現のために政策目標、財源、達成期限について、数値目標を含めて具体的に説明すると。こういうことになります。ですから、いろいろ前に、もう辞められましたけども、御船の町長がですね、そういう、あすこでマニフェスト大会ということで、元三重県の北川知事とかを呼んでですね、されたことがありました。私参加しましたけれども。そのときは今はもう代議士になっておりますが、佐賀県の知事も参加されて、非常にあそこの会場が満杯になるようなですね、ことでした。

非常に、そういうことで職員に人事評価をするならば、当然自分も町民からですね、評価をされなければならない。これが私は、そういうふうに思います。ですから、ある程度、政策目標を掲げてですね、できないことを掲げる必要はありません。職員に対しても結局、いろいろ何ですか、ストレッチゴールとか到達可能な目標を立てなさいと指導するでしょ。それストレッチゴールということなんですね。それからコンピテンシー評価というのも、やむを得ず不可抗力的にその目標を掲げたけれどもできないということがありますよね。そういうことは事情として考えた上で、自分自身もやっぱりちゃんとマニフェストをね、示すべきだと私は思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 私は、ここ数回の選挙では、細部にわたる詳細な公約、いわゆるローカルマニフェストは示しておりません。その理由といたしましては、災害等が発生した場合、これは先ほど議員おっしゃいましたが、そういった災害等が発生した場合は、その復旧や復興を優先せざるを得ないため、そのマニフェストがどうしても絵に描いた餅になってしまう、あるいは財源の多くを国の交付金等に依存している財政力が弱い自治体では、国が政策を転換させた際には、その方針に従わざるを得ず、マニフェスト達成が困難になるといったところからお示しをしてないというような状況です。

しかしながら、先ほどもお答えしましたように、大きな公約は示しつつ、町民の皆様へのニーズをしっかりとくみ取りながら町政を進めてまいりたいという思いでございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 人事評価についてもある程度目標を立てさせて、その数値目標まで職員に求めているのかどうか知りませんが、ただ業務的には、例えばその地方創生の総合戦略でありますとか、そういった中ではKPIということで、何年後にはどこまでしますっていうのがありますよね。ですから、基本的に、今言われるように、そら事情はわかりますけど、ただ大きな目標として、大体何年ごろに何をしますぐらいはですね、少なくとも出すべきだと私は思いますけどね。今、何も答えてもらわなくても結構ですから、そういう課題としてあるんだということでぜひ認識をしていただきたいと思います。思っております。

それではですね、次のカスタマーハラスメント、カスハラと、要するに、顧客によるハラスメントというのは嫌がらせということなんですが、役場におけるカスタマーハラスメントの対応についてお尋ねをいたします。

これには、今、現実としては不当要求に対するマニュアルというのがあるとじゃないかと思いますね。以前、暴力団とかいろんな人が高価な書物を買って来るとかあったんですよね。そのときの対応策マニュアルというのはあると思いますけど、それに似たような、ちょっと似たようなところがありますね。そういうことで、例えば職員、第三者が役場に押しかけてですね、結局もうとんでもない非常識なことを要求してくるとかですね、あるのかないのかわかりませんが、そういうことのためにどういう準備をするかということなんですが、もう既に東京都が条例化しました。それと、熊本市も条例化というのが出ておりましたし、熊本県も先日県議会の議論の中でですね、熊本県も指針を出すと、こういうことになっております。一番基本になるのは、厚生労働省のカスハラの指針というのが出されております。それを受けて、人事院規則、あるいは総務省の通知、いろんな文書が既に自治体に対して出されておると承知しておりますけれども、そういう状況を受けて、このカスハラ問題というのをいかに町として捉えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 吉住副町長。

○副町長（吉住慎二君） カスタマーハラスメント、いわゆるカスハラにつきましては、顧客や取引先から受ける嫌がらせや過度なクレームなど著しい迷惑行為とされ、近年全国的に増加傾向にあると認識をいたしております。

カスハラ対策のため、民間企業の間ではマニュアルを整備する動き等もあります

けども、現時点では明確な解決法はまだ確立されておられません。カスハラ被害は民間企業ではなく自治体で働く私たち公務員にも及んでおります。カスハラは従業員や職員の尊厳を傷つけ、健康不良や精神疾患を招き、職場全体の生産性にも影響を及ぼすなど、様々な悪影響を与えることとなりますので、見過ごすことはできない大きな問題であるというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） それでは、本町においてそういった事例等はないのか、お尋ねいたします。あわせて、教育長にもですね、同じ質問をいたしますので。

○議長（上田 孝君） 吉住副町長。

○副町長（吉住慎二君） 本町におけるカスハラの実態でございますけども、主に窓口を預かる部署において、面談中の暴言や電話による長時間拘束、ネットで悪評を流すとの脅迫とも取れるような行為があったとの報告を受けております。

対応した職員がそれを要因に体調を崩したということはありませんでしたが、過度なストレスを受けたことは間違いありませんので、職員をカスハラから守るためにもカスハラ対策は急務であるというふうに考えております。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 教育長にも。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 教育現場におけるカスハラでございます。学校の先生方からそのような実態があるかということで一応お聞きしておりますが、今年度はこのカスタマーハラスメントと思われる悪質なクレームや理不尽な要求、暴言等の案件は発生していないということでございます。

しかし、以前は保護者から学校に対するクレームによる長時間の電話対応や学校行事に対する反感等があったと聞いているところです。近年、このようなハラスメント行為により、精神疾患を発症したり離職に追い込まれたりする教職員もいるとも聞いております。

このような現状を受け、教育委員会では、町内の教職員向けに県の事業であるスクールロイヤー活用事業により、学校が抱える問題に対し、弁護士から法的助言をいただき、学校現場の負担軽減を図る取り組みを実施しているところでございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 問題はその、上司以外の第三者によって理不尽ですね、範囲を超える言動によって、職員の就業環境が害されるというところに大きな問題があるわけございまして、警察ならばすぐ公務執行妨害ということで逮捕ができます

けれども、そういうことは権限がありませんけれども、そういったことで、非常にこの、先ほど言いますように、東京都も条例化して、県も市もそれなりのマニュアルとかですね、指針を示しているということでございますので、当然町としても、このカスハラに対してですね、何らかの指針・対策、こういったものが必要じゃないかと思いますが、この点はどうでしょうか。

○議長（上田 孝君） 吉住副町長。

○副町長（吉住慎二君） 今年に入り、東京都や北海道でカスタマーハラスメント防止条例が制定され、三重県桑名市の条例案では、カスハラをした人の氏名を公表するなど、積極的な対応を図る自治体が増えてきております。ほかにも、フルネームの名札を廃止し、名字のみの平仮名表記に変更したり、電話の自動録音や防犯カメラを設置するなどの対応を検討している自治体も増えてきているというふうに聞き及んでおります。

現時点では、カスハラを直接的に規制する法律が整っておらず、自治体の対応にもばらつきがありますが、国におきましては、労働施策総合推進法の改正を2025年の通常国会に提出し、カスハラ対策の強化を図るという報道があっていることも承知いたしております。

本町では、不当要求行為等の防止に関する条例という条例を制定しております。この中では、町民等の責務として、何人も本庁職員に対して、「公正な職務の遂行を損なう恐れのある行為を求めてはならない」、「暴力行為等社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為をしてはならない」と定め、職員の責務として、「職務の遂行を損なう恐れのある行為を求める要求があったときはこれを拒否し、上司に報告しなければならない」、また、管理監督者及び任命権者の責務として、公正な職務の遂行の確保、研修会の実施など、組織全体としての対応を本条例では求めています。

今般、熊本県がカスハラ防止の手引きを策定するという報道がありました。本町におきましては、当面、不当要求行為等の防止に関する条例の規定を改めて周知徹底するとともに、国の法改正の内容を注視しながら、町独自のカスハラ防止条例の制定や条例に基づく対応マニュアルの作成を検討してまいりたいというふうに考えております。

ただ、カスハラ対策は急務であることには間違いございませんので、研修会の開催や名札表記の変更、電話の自動録音、防犯カメラの設置など、身近にできる職員を守るための対策を速やかに実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 教育委員会においてもそうですけれども、実態としては教育委員会はあんまりないということなのですが、対策としてはですね、早すぎることはありませんので、マニュアルの指針を町独自できちんとですね、要するに職員の仕事ができないような状況になってはもちろんこれは問題ですので、職員がやっぱりちゃんときちんと仕事ができる職場環境は、指導者としてですね、つくっていただきたいと、このように思いますので、早急に対策をお願いしておきたいと思います。

続きまして、高齢社会対策大綱についてですね、お尋ねをいたします。

一応、新聞等でも、これは9月の13日ですか、閣議決定されました高齢社会対策大綱ということですので、併せて75歳以上の後期高齢者の医療費の窓口負担、これを現役並みの3割になる人を増やすと、それから年金制度の見直しによって、高齢者の就労を促進すると、こういったことが骨格かなと、このように思います。

現在、人口1億2,400万ですけれども、2040年には1億1,000万を切ると、15歳から64歳の生産年齢人口は1,500万人減ると。65歳以上の人口は逆に4,000万人になるということですので、非常に高齢者が増える。こういった傾向というのが指摘されています。当然医療費が増えますし、働ける人には一定の年齢を過ぎても支える側に回ってもらいたいというのが国の考えだろうと思います。支える現役の負担ももう限界に達しておりますので、そういうことで指針が出されたものだというふうに思いますけれども、この大綱を出されて、この本町として、この大綱をどう捉えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

令和6年9月13日に閣議決定がございました高齢社会対策大綱をどう捉えているかのご質問です。

この高齢社会対策大綱（以下大綱と申し上げます。）は、高齢社会対策基本法第6条の規定に基づき、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として大綱を定めるものとされております。

大綱では、「高齢社会対策とは、増加する高齢者を支えるための取り組みだけではない、今後、高齢者の割合がこれまで以上に大きくなっていく社会を前提として、全ての世代の人々にとって持続可能な社会を築いていくための取り組みである。」とされております。

また、大綱では、分野別の基本的施策としては、1 就業所得、2 健康福祉、3 学習社会参加、4 生活環境、5 研究開発国際展開等とされております。

多岐にわたり、それぞれが全ての世代にとって持続可能な社会を築くための推進

すべき取り組みが示されており、地方公共団体への要請や地方公共団体が大学等、企業・団体・NPO・地域住民等の多様な主体の連携の必要性が示されております。

一部をご紹介しますと、健康福祉では、生涯にわたる健康づくりの推進として、企業・団体・地方公共団体に対し、相互に連携しながら、労働者・構成員・地域住民等が自発的に健康づくりに参画することができる取り組みの実施、学習社会参加では、高齢期等のデジタル活用の不安の解消に向けた取り組み、生活環境では、豊かで安定した住生活の確保として、公営住宅への入居に際して保証人を求めないよう、地方公共団体に要請することを含めた居住支援等の充実を図るとされているほか、多岐にわたり関連するものがございます。

これらを踏まえまして、ご質問後段の「どう対応していくか」につきましては、地方公共団体である町としまして、この高齢社会対策大綱を全庁的に共有し、地方公共団体へ求められるものの理解・把握をするとともに、各課の施策や実際の取り組みの中で留意していくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） そこで、認知症の関係ですね。非常に、2025年には471万人が、60年には645万人になるという推計がされております。

高齢者の認知症になる割合を示す有病率については、前年よりも減ってはいるけれども、トータルとしてはですね、認知症とされる方たちが非常に増えてくると、こういうことが指摘されております。原因はいろいろ言われておりますけれども、この国の研究では、これはイギリスですね。イギリスの研究では教育不足が認知症のリスクになるという指摘もありますし、軽度の認知障害の有病率は前回の15%から15%に増えてる。一方、認知症とMCIですか、軽度認知障害というのはMCIということをやられておりますが、一方、認知症とMCIの合計割合があまり変化していないということやられております。

いろいろ認知症対策としては、有酸素運動とかいろいろ食事面での多品種の食事の摂取であるとか、野菜とか海藻類とかが認知症予防のための指針も出されておりますけれども、この認知症の対策ですね、特に高齢者、若い人も認知症にかからんとは限りませんけれども、お年寄りの認知症の対策、この辺りについてはどう考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

高齢者の認知症対策をどうしていくかのご質問です。先ほどの高齢社会対策大綱の分野別の基本的施策では、2の健康福祉、4に認知症施策の総合的かつ計画的な

推進が掲げられております。大綱では、共生社会の実現を推進するための認知症基本法を踏まえて、誰もが認知症になる得ることを前提に、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができる社会を実現するため、認知症施策推進基本計画を策定し、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとされ、その認知症推進基本計画も去る３日には閣議決定がなされました。

本町の現行第９期高齢者福祉計画介護保険事業計画では、目指す姿の実現に向けた基本方針の中に、共生と予防の２本柱による認知症施策の推進を掲げております。認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続ける共生を目指し、認知症バリアフリーの取り組みを進めていくとともに、共生の基盤のもと、通いの場の拡大など、予防の取り組みを進めてまいります。具体的には、認知症の早期発見、初期の認知症に対する支援を行うため、地域包括支援センターの認知症初期集中支援チームによる総合相談事業の中で対応してまいります。また、認知症の程度に応じ、必要なサービスにつながるよう、認知症ケアパスを作成しております。認知症の症状とケアの流れ、相談窓口等をまとめたもので、認知症高齢者を支えるシステムの流れ、内容がわかるようなケアパスとして、周知・普及に努めます。

併せまして、認知症の方を支える家族や地域住民が関わりを持てるよう、認知症カフェ等の設置を推進するほか、見守りネットワークによる連絡会議の開催をはじめとしたＳＯＳネットワークづくり、権利擁護における成年後見制度の利用促進、認知症サポーターの養成、若年性認知症の人や、家族への支援を推進していくこととしております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○６番（坂田竜義君） ２０２４年に施行されました認知症基本法の基本理念としましては、認知症共生社会の構築ということと言われております。適切な運動や食事、社会的交流の促進、本来の認知症、平等に接するためにですね、そういうことを取り組もうということと言われておりますし、今言われますように、認知症の人と家族を支える人づくりですね、あるいはまちづくり、こういったことを強化するべきだと言われております。

市町村の認知症対策には、法律上努力義務になっておりますけれども、やっぱり義務化すべきような内容であろうと思いますし、そういう趣旨で取り組みを強化していただきたいと思います。

あと、その単身の高齢者対策ですけれども、身寄りなし、身寄りがある方もあるかもしれませんが、身寄りなしの高齢者、新大綱におきましては、６５歳から６９歳までの就業率ですね、これが現行は５２％だけど、これを２９年までに５７％に

すると。それから、70歳まで働ける企業、これが現在が29.7%を40%まで引き上げたいということで言われているわけであります。年金におきましても、高齢期まで働くと減額となりますし、在職者老齢年金制度を見直して、高齢者の働く意欲を減退させないようにしてほしいと、このように思うところであります。

先ほど出されましたけれども、50年には9人に1人が身寄りなしになるということと言われておりまして、高齢者の孤立を防ぎ、安心して暮らせるようにですね、一つ、その中で大きな問題は、高齢者でも契約できる賃貸住宅の維持ということで、なかなか一人暮らしの高齢者になると、身元保証人も簡単に見つけれないと、こういう状況になりますので、こういった点をやっぱり行政としてきちんと身元保証、あるいは高齢者でも契約できる賃貸住宅の確保、それから亡くなった後の手続きなど、様々なサービスをですね、行政としてやっていただきたいと、このように思います。その点についてはどうお考えですか。お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

身寄りのない方への対応と言いますか、高齢者のお一人暮らしの方へのいろんなセーフティネット辺りに関するご質問でございます。

高齢社会対策大綱（以下、大綱と言います）では、大綱策定の目的において、人口構成や社会構造の変化に伴い、経済社会の担い手の不足、経済規模の縮小等のほか、一人暮らしの高齢者の増加等のライフスタイルの変化や、認知機能が低下する人の増加等に伴う、様々な課題が懸念されているとの記述がございます。

本町における単身の高齢者の世帯は、直近、令和2年の国勢調査では629世帯、総世帯数3439世帯の18%の状況にあります。参考までに、二人暮らしの高齢者世帯も615世帯と、ほぼ同数の状況にあります。大綱の基本的な考え方では、一人暮らしの高齢者の増加等の環境に適切に対応し、多世代が共に安心して暮らせる社会の構築として、地域のセーフティネット機能を高めていくことが重要とされております。

本町としましては、社会的な孤立、病気やケガ・認知症などの発見の遅れ、孤独死、これらを防ぐためにも、高齢者対策、特に見守り活動につきまして、日常の民生委員・児童委員による活動やシルバーヘルパーによる老人クラブ会員相互の訪問活動をはじめ、地域包括支援センターによる個別訪問、相談支援等の継続した取り組みにより対応していくこととしております。

併せまして、緊急通報体制整備事業を活用した緊急通報装置の設置等も含めて、そのセーフティネット機能を強化していきたいと考えております。

なお、今後いろいろICT情報通信技術の活用等も考えられますことから、有効

になるようなものについては取り組みの検討をしていきたいと思います。

また、身寄りのない方にとりまして、成年後見制度を活用するなど、積極的な周知や啓発に努めていきたいと思います。

以上です。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 先日新聞記事では、山口県の萩市の例が出ておりまして、65歳以上の高齢者のボランティアがですね、そういう高齢者の単身の、多分障がい者だろうと思いますけれども、そういったところの家に出かけて草むしりをしているというようなことが出ておりまして、そういうこともですね、今後増えてくるんじゃないかと思っています。

そういったことも含めて、トータル的にですね、やっぱり日常、身寄りのない、特にお年寄りに対しましては、日常的な日常生活の援助、そういったことを重点にですね、社協とも連携をとって取り組みを強めていただきたいと、このように思います。

それから、先ほどこちよつと言い忘れましたが、新しくバスの問題もそうですが、新しくゼロベースで見直しますということ、それはいいんですけども、ただやっぱりこれまで何千万ものお金をかけてですね、結局それが当初の目的を達成していないと、コロナとかいろいろやむを得ない事情があったにしても、それはそれとしてきちんと総括をしてですね、総括というのは要するに成果と欠陥です。いろいろあったけど、こういう成果がありました。で、この何年間取り組んだ中で、やっぱりこういう欠陥がございましたということをきちんと総括をある程度説明した上で、座談会とかしてもらわないとですね、いいことだけ説明してですよ、ということじゃなかなか来とる人の認識もちょつといかんとじゃないかと思いますのでね、今後はやっぱりそういうことで、今やった、「見直すのはこういう理由からですよ」ということで、そういうこともきちんと説明していただきたいということを申し上げまして、終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、坂田竜義議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を11時10分といたします。

—————○—————

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

—————○—————

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、3番、吉住淳一議員の一般質問を行います。吉住淳一議員。

○3番（吉住淳一君） 3番、吉住でございます。事前に通告をしておきました内容について質問させていただきます。

質問に入ります前に、上田町長におかれましては、先の町長選において当選され、4期目のスタートを切られたわけであります。まずは、お祝いを申し上げたいと思います、と同時に、合併20周年を迎えた本町のかじ取りを今後もしっかりとお願いしたいというふうに思っております。

町長は、4期目へ向けての挨拶の中で、これまでの静の政策から動の政策へ移行していくという話をされました。少子高齢化による人口減少をはじめ、課題は山積しております。この4年間で答えを出すことは出していかなければなりません。町民ファーストを基本に、一步踏み込んだ取り組みを展開していただきたいというふうに思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。今回の質問は、最初に石川県能登豪雨から見る本町の災害対策について、次に、移住定住と宅地開発について、それから最後に、小中学校における教職員の職場環境と部活動について、この3項目についてそれぞれ質問をさせていただきます。

まず最初に、石川県能登豪雨から見る本町の災害対応についてということで、最初に大規模災害が発生し、被災した場合の一時的な住居となる仮設住宅の設置場所等は検討されておるのかというところでお伺いをいたします。

今年、元旦の地震で甚大な被害を受けた石川県能登地方ではありますが、やがて1年を迎えようとしております。そこに今度は、記録的な大雨が襲いました。9月21日午前3時過ぎ、石川県で、同じ場所で大雨を降らせる線状降水帯が発生したと発表されました。停滞した秋雨前線に南から流れ込んだ暖かく湿った空気がぶつかり、積乱雲が次々と発生したのが原因とみられています。また、西にあった台風14号の影響もあり、輪島市と珠洲市では24時間雨量が400ミリを超える観測史上1位の大雨が降り、大雨特別警報や記録的短時間大雨情報が発表され、23の河川で氾濫が発生し、土砂崩れや土石流による家屋の倒壊で、犠牲者15人が出ております。また、地震により一時的に避難され住んでおられた仮設住宅も浸水被害を受け、入居者においては二次避難を強いられるなど、「何で能登だけが」と、住民の方は落胆を隠せない状況になっておられます。

そして、能登だけに限らず、昨今の自然災害はどこでも頻繁に起きることを考えれば、本町も例外ではないと思っております。とりわけ中山間地においては、孤立する集落が多く発生すると想定され、そういった場合の対応やシミュレーション、いわゆる訓練は想定できておるのか、また長期避難になった場合の仮設住宅の設置

場所等の検討はできておるのか、まずは伺いをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 美里町におきましては、平成19年7月の豪雨災害や、平成28年4月の熊本地震とその後の豪雨災害、これらを経験をいたしております。

特に、平成19年の豪雨では、時間雨量85ミリ、2日間で544ミリ、これは当時の年間雨量の5分の1に充たる量です。それらの雨量を観測をいたしております。また、熊本地震の後の豪雨では、時間雨量98ミリ、2時間雨量178ミリを観測したところでございます。なお、いずれもこの2つの災害は激甚災害に指定をされたところでございます。

このように、本町におきましても、いつ、どこで大規模な災害が発生するかわからないというような状況でございます。

そのような中、本町では、様々なリスク情報などから、孤立する可能性がある地区につきましては、把握ができていたという状況でございます。

しかしながら、孤立する可能性がある地区、全てが孤立するような大規模災害が発生した場合は、本町だけでの対応は困難となるため、国や県としっかりと連携をして取り組む必要があるというふうに考えております。

また、長期避難時の仮設住宅建設についてですが、これまで培った大規模災害対応の経験から、浸水や土砂による被害が出ないような場所を選択し、建設することになると考えております。現在想定しております設置可能な場所といたしましては、中央庁舎南側の広場、あるいは砥用庁舎の駐車場、B&G海洋センター体育館周辺の駐車場を考えております。

とはいえ、度々申し上げてきましたとおり、平時から自宅周辺の危険箇所を把握していただくとともに、昨年作成しました防災マップ等をご確認いただき、早め早めの避難に心がけていただきますようお願いを申し上げます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 今回の能登半島を襲った豪雨ではですね、能登半島地震の被災者向けに県などが建設を進めてきた仮設住宅が水没をいたしました。背景には、能登半島は山間地が多く、洪水の浸水想定区域に整備をせざるを得ない状況があると、用地確保の難しさを指摘しています。床上浸水した石川県内の仮設住宅は、輪島市の5か所と珠洲市の2か所で、この内、輪島市の3か所と珠洲市の5か所は浸水想定区域に含まれておりました。この仮設住宅に入居されている家族は、5月に入居する際に、「川が増水したらどうなるか市の担当に聞いたが、前例がないから大丈夫」と言われたそうであります。しかし実際は、胸の位置まで水位が上がり、「まさかこんなことになるとは」と落胆を隠せない状況になっておられます。なぜ、

浸水想定区域内や危険な川の近くに仮設住宅が整備されたのか、県の担当者は建設場所に選択肢はほぼなかったと実情を明かしておられます。

本町においても、海には面しておりませんが、能登地方と地形的に似ている部分もあるように感じます。大規模な災害が起きる前に、しっかりとした準備や対策が必要だと感じております。

仮設住宅においても同様で、災害が起きてからではなく、あらかじめ想定しておくのも大切ではないでしょうか。

防災については、毎回のよう質問させていただいておりますが、前にも申しました、防災には終わりはありません。行政だけでなく町民でつくる自主防災組織や消防団も含めた全体で取り組んでいくことが大切だと考えております。

次に、②の車中泊避難所と個別避難計画について、お伺いをいたします。

車中泊避難所につきましては、前の定例会でも質問をいたしましたが、現在、砥用地区に2か所、中央地区に1か所が整備されておるところであります。そして、新たな候補地を選定し、整備をするとのことでしたが、その後の進捗状況はどうなっているのでしょうか。大規模災害による車中泊避難所の整備は、全国的にも重要視されてきており、本町においても同様だと考えます。また、現予定地が無理であるのなら、代替地を検討されておるのか、また加えて、近年の豪雨災害では、高齢者が犠牲になる割合が高くなっております。こうした中、高齢者や障がい者などを守る対策として注目されているのが個別避難計画であります。避難に支援が必要な人を自治体が名簿化し、一人ひとりの避難計画をつくることで、みんな助かることを目指しています。

ただ、作成には多くの課題も見える中、本町においては、どういうふうに捉えられておるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

車中避難所の整備につきましては、議員からもご紹介がありましたとおり、現在中央地区では総合体育館の駐車場に1か所、砥用地区では砥用中学校体育館と砥用庁舎駐車場の2か所、合計3か所に整備を完了いたしております。現在、中央地区に新たに1か所整備を計画しておりますが、まだ工事着手には至っておりません。整備が実現できるよう、様々な可能性を探っていきたいと考えております。

また、個別避難計画の作成状況でございますが、一人では避難が困難な高齢者や障害をお持ちの方の避難につきましては、本町でもこれまで個別避難計画の作成などの取り組みを福祉課のほうで行ってまいりました。この災害時に重要となる個別避難計画につきましては、現在作成を要する方で、地域の関係機関等に対し、情報

の開示をすることに同意をいただいている方が３３１人おられ、うち全ての方の作成が完了いたしております。個別避難計画の作成につきましては、議員が申されるところ、みんな助かることへのアプローチとして非常に重要だと思っておりますので、今後も計画策定が必要な方につきましては、作成をしていただけるよう取り組みを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○３番（吉住淳一君） 災害時における避難は、基本、徒歩移動とされておりますが、本町の中山間地においては地理的条件等から徒歩避難はほぼ困難だと推測されるわけであります。車での避難が必要だと思われる地域では、避難ルートの策定や逃げ遅れ防止を兼ねて知り合いの車に相乗りを推奨し、車の台数を減らすなど、自治体独自の取り組みも見られます。

熊本地震では、車中泊避難を実施した方が多かったことから、車中避難を想定したハンドブックを配付した自治体もあるようです。やむを得ない場合に限りとはいえ、車での避難、車中泊避難をせざるを得ない状況はゼロではありません。本町においても、中山間地域から近い場所に整備がまだ必要だと思いますので、引き続き取り組みをお願いしたいと思います。

そして、個別避難計画であります、これは２０２１年、令和３年に災害対策基本法が改正され、市町村に個別避難計画を作成する努力義務が課せられました。支援をしようとする人たちの避難計画を一人ひとりの状況に合わせて事前に作成しておき災害に備えるもので、いつ、どこへ、誰と一緒に、どうやって逃げるかなどを具体的に決めておくものであります。努力義務ということですから、義務規定とは違い、必ずしも従わなくてもよいのですが、高齢者が高い割合を占めている本町においては、避難行動要支援者をどう守っていくか、再度考えていく必要があるのではないのでしょうか。

国は、先月９日、災害時に設置する避難所の環境改善に向け、全国の自治体に対し、水洗式の便器を備えた移動式のトイレやキッチンカーなどの防災備蓄品の導入費用を補助する方針を固めました。地方創生の交付対象を拡大する方針であります。また、民間が保有する資材のデータベース化のほか、自治体の備蓄品の調査や公表も行う方針で、月内に取りまとめる経済対策に盛り込むとしております。

本町におきましても、みんなが助かるための個別避難計画として、情報収集も含め、取り組みの強化をお願いしたいというふうに思っております。

次に、③です。道の駅佐俣の湯を、防災の視点から整備ができないかということでお伺いをいたします。

道の駅佐俣の湯につきましては、１９９８年、平成１０年１０月に開業をし、その後２０１３年平成２５年１０月に道の駅佐俣の湯として登録されたと記憶をしております。

また、ＪＲ九州による八十八湯めぐりの一つに選ばれており、運営する石段の郷中央の経営状況によりますと、昨年度の売り上げは１億６，６１０万円で、前年度を大幅に上回り、入館者においても１７万７，４６７人で開業以来５００万人を超えているとのことであります。

その道の駅佐俣の湯を防災と掛け合わせた取り組みができないかと思っております。毎回申し上げておりますが、昨今の温暖化による異常気象は、今後さらに頻度を増していくものと考えられ、本町においても大規模な地震や大雨が発生した場合、大きなダメージを受けることは予想に違わないところだと思います。

そういった激甚化・頻発化する自然災害に備えた広域防災拠点の整備が急がれると感じております。

国は石破内閣に替わり、総理が防災相の設置を公言されるなど、防災強化に対する方向性を示されております。１０月１日には、省設置に向けての設置準備室を新設すると明らかにしました。防災においては今後も取り組み強化が進められると思われることから、本町においても、こういった防災拠点設置は緊急の課題だと思っております。

様々な条件や課題は出てくると思いますが、この道の駅佐俣の湯を防災道の駅として登録・活用できないか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 国会陳情を行った際に、防災道の駅について大変貴重なアドバイスをいただいたところでございます。現在、道の駅佐俣の湯は災害時の食料供給及び入浴提供施設として、その都度施設管理者と協議をするよう地域防災計画に定めております。

そのような観点からも、防災及び災害発生時に大変重要な施設であると考えているところです。しかしながら、施設敷地のほとんどが土砂災害警戒区域に指定されていることとアクセス道が国道から川を渡るルートの１本だけという環境から、防災拠点施設としての登録は難しいのではないかというふうに考えております。

とは申しまして、災害時に安全がしっかりと確保できれば、引き続き食料供給及び入浴提供施設として活用していきたいと考えているところです。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○３番（吉住淳一君） この道の駅の防災機能強化につきましては、２０１９年に国土交通省より提言された「新・道の駅のあり方検討会」から始まっており、道の駅に

広域的な防災拠点と地域の防災拠点の機能を持たせる取り組みであります。

この提言を受け、2021年には広域的な防災拠点機能を担う防災道の駅に、全国で39か所が選定されております。

また、今年9月に上京して国会陳情を行った際、先ほど町長からも答弁がありましたが、前職でありました内閣府特命担当大臣の松村祥史大臣から、この防災道の駅についてのお話があり、私も思いがありましたので、さらに気持ちを新たにしたいところでありました。

国政においては、衆議院選挙が終わり、政局も変わりつつある中、防災については一番大切な政策だと思っております。ほんの数年前まではあまり注目されていなかった道の駅であります、今や話題沸騰の観光スポットになっている地域もあります。この道の駅が安全安心の拠点として注目され、災害時に利用できる避難所になればと考えます。

今年1月に発生した能登半島地震や9月に発生した日向灘を震源とする地震によって南海トラフ巨大地震が発生する可能性にも注目が集まっている中、広域防災拠点としての防災道の駅や一時避難所としての機能を持つ道の駅が今後注目されていくものと考えます。

現在、県内で防災道の駅として指定されているのは、芦北町の道の駅田ノ浦1か所となっており、本町においては土砂災害警戒区域に指定されていることもあり、防災拠点としての登録は難しいとのことですが、宮崎県をつなぐ国道218号線が通っており、災害時の物資輸送や救助活動の拠点としての役割を果たせるものと感じておるところであります。できる範囲で検討をお願いしたいと思っております。

次に、2番目の、移住定住と宅地開発についてということで質問してまいります。

まず最初に、農業振興地域制度、これについての概要、内容ですね、仕組み、それからこれは個人になると思いますが、除外申請等に係る経費等はどうなっているのかということでお尋ねをしていきます。

この農業振興地域制度については、あらましを調べてみましたところ、「自然的・経済的・社会的といった諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。」とあります。

まずはですね、この制度についての仕組み、それから除外申請等に係る経費などについて、説明をお願いします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

農業振興地域制度につきましては、議員お調べのとおり、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講じることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の総合的な利用に寄与することを目的とした制度でございます。制度の仕組みにつきましては、農林水産大臣が食料・農業・農村政策審議会の意見を聞きまして、農用地等の確保等に関する基本指針を策定し、都道府県知事が農林水産大臣と協議し、基本指針に基づき農業振興地域整備基本方針を定め、これに基づき都道府県知事は農業振興地域を指定し、指定を受けた市町村は知事と協議し、農業振興地域整備計画を定めることとなっております。

市町村が策定する農業振興地域整備計画におきましては、都道府県が農業の振興と農用地等の確保を図るべき土地としまして指定した地域内において、農業上の利用を確保すべき土地の区域を農用地区域として設定し、その区域におきまして、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施するため、市町村が定める総合的な農業振興の計画となっております。また、農業振興地域整備計画書の変更につきましては、経済事情や変動、その他の情勢の推移に対応し、適切な計画として機能するよう、計画の全体見直し及び個別見直しを実施することとなっております。

計画の全体見直しにつきましては、おおむね5年ごとに基礎調査を行い、本町では令和6年度、本年度でございますが、計画の全体見直しの事前協議を熊本県と現在実施しているところでございます。

次に、計画の個別見直しにつきましては、全体見直しの際に予測し得なかった事態の発生など特別な事情があり、かつ緊急を要する案件についてのみ、個別に見直しを実施することとなっております。

熊本県では、通常5月と11月の年2回を協議時期と定めてあり、町におきましてもそのスケジュールに合わせて農用地区域への編入、区域からの除外の申請を受付しているところでございます。

農用地区域からの除外の基準といたしましては、優良農地を確保し、また地域の営農環境などに支障を及ぼさないかなどの観点から、6つの要件を全て満たすことが必要でございます。

第1号要件といたしましては、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、当該地以外に代替すべき土地がないこと。次に、第2号要件といたしまして、地域計画の達成に支障を及ぼすことがないこと。次に、第3号要件といたしまして、農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的・総合的

な利用に支障を及ぼす恐れがないこと。次に、第4号要件といたしまして、農用地区域内における効率的かつ安全安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障がないこと。次に、第5要件といたしまして、かんがい排水施設や農道等の機能に支障を及ぼす恐れがないこと。最後に、第6号要件といたしまして、土地基盤整備事業完了後、これは公告後になりますけれども、8年未満でないこと。以上の6要件を全て満たした上で計画変更が適当であるかを審査し、熊本県との事前協議、本協議や公告縦覧などを経て、県知事の同意により、変更計画、すなわち農用地からの除外が決定されることとなっております。

なお、宅地開発を行う場合につきましては、農用地からの除外、農振除外といたしますけれども、そのほかに農地法の農地転用の手続が必要となります。農地区分といたしまして、本町におきましては、第1種農地、第2種農地、第3種農地と区分されており、その農地区分ごとに応じた許可基準が設定され、その許可基準をクリアする必要があります。

また、議員お尋ねの除外申請に係る経費等につきましては、申請者から町へ負担していただく経費のほうはございませんけれども、申請に必要な添付書類の作成などを司法書士などに依頼される場合につきましては、申請者に経費がかかることとなります。

また、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法の改正が、現在公布されている状況でございます。農業振興地域の整備に関する法律の改正につきましては、国・都道府県において、確保すべき農用地の面積目標達成に向けた措置の強化とされており、また農地法の改正につきましては、農地の違反転用に対する措置の強化とされております。

2法ともに、公布の日から1年以内で施行するとされておりますので、今後の動向に注意していきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） ただいま担当課長からですね、詳しい説明がありましたが、私自身、この農業振興地域制度については非常に複雑な感じを受けております。農用地区域の農地を農地以外のもの、宅地や駐車場、資材置き場などにする場合は、実施する前に、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法によって定められた要件を全て満たす場合に限って、農業振興整備計画を変更して、当該の土地を農用地区域から除外することができるとされ、この整備計画を農振除外ということであります。また同時に、農地法の第4条、5条の規定による届け出又は許可の手続をしなければならないとあります。また、宅地開発においては、農振除外のほかに、

農地法による農地転用の手続きが必要となり、第1種から第3種に区分されている農地ごと、それぞれに応じた許可基準が設定されており、その基準をクリアする必要があるとの説明でありました。

本町においても、様々な話が出ている中、この制度が大きなハードルとなっている感じがしております。

このことを踏まえて、次の質問に移らせていただきます。

②の、今後宅地開発を進める上でですね、課題が山積していると思いますが、どう進めていくのかというところです。前の定例会においても、質問いたしましたが、全国的に少子高齢化が進む中、地方においては人口減少が止まらない状況が続いております。本町においても同様で、移住定住に向けた取り組みの強化を図っていかなくてはなりません。先の全員協議会において、宅地開発に向けた機構改革案も示され、今後宅地開発事業に力を入れていくとのことですが、先ほど質問いたしました農振制度をはじめとする様々な課題や問題があると思っております。

また、手法においても、区画整理方式や全面買収方式などがあり、規模や地域性によって使い分けられると思います。

そういうことから、本町においては、こういったビジョンを持って進められていくのか現在進行形も含めて、わかる範囲で結構ですので、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

議員ご指摘のとおり、今回宅地開発を計画する中央北地区は大部分が農用地区域となっており、宅地化に当たっては、まず農用地区域からの除外の後に、農地転用の許可を受けるということが大前提になります。中でも、高木台地周辺の大部分を占める農地が、農地法の農地区分として、第1種農地であり、立地基準として原則転用不可という厳しい運用となっておりますので、農用地区域からの除外、農地の転用許可までの流れをどのように進めるとよいのか、県の関係部局との協議を継続的に行っております。

今年度既に、合計6回の協議を行い、少しずつ実現に向けた道筋も見え始めているところですが、その中で一貫して県側から求められているのは、宅地開発の具体的な計画を示すということです。そのため、町としては、県との協議と並行し、開発に向けた計画の策定を進めようとしています。具体的には、今年度から来年度にかけて当該地域に係る空撮を伴う地形・地籍の把握、開発計画図の作成、開発経費の算出を含む基本構想の策定を行うこととしております。この構想を策定するためには、関係法令に精通することはもとより、土木・建設・マーケティング戦略等の高度な専門的知識を要するため、現在業者選定に向けた仕様の整理と発注に向けた

準備を進めているところです。

以上が、農業振興地域の農用地区域からの除外、農地転用を伴うエリアについての開発計画の進捗状況でございます。

一方で、有安工場跡地については、宅地であり、ご承知のとおり既に町有地となっておりますので、宅地開発に向けてのハードルは農地部分よりも低いものと認識しております。ただし、当該用地は、周辺の土地よりも一段低く、浸水のハザードエリアとなっておりますので、宅地化に向けてかさ上げが必要と考えております。この点については、緑川ダムの浚渫土砂を活用するということで、国土交通省と協議済みであり、去る12月9日から第1弾として、3,500立米の搬入が開始されてところでございます。今年度の搬入は、この3,500立米で終了ですが、今後の浚渫土砂の搬出は続きますので、当該用地のかさ上げはそう時間をおかずに完了するものと想定しております。

また、開発手法については、定住促進住宅などの公共事業として実施するやり方以外の、民間開発を呼び込む方法、官民共同事業としてのPPPといったやり方も考えられますので、現在、業界団体や大手ハウスメーカーに対して、宅地開発に向けたヒアリングを行っているところです。民間の開発を呼び込むためには、まず相互の受容があることが大前提ですし、場合によっては宅地開発や住宅購入に係る補助制度の導入についても検討する必要があると考えております。

このような観点も踏まえ、引き続き関係機関と連携しながら宅地開発に向けた取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） ご承知のとおり、宅地開発とは計画配慮の基に宅地以外の土地を宅地にすることであります。造成とは異なり、都市としての機能を整備する点や関連する町との地理的關係や交通輸送を考慮する点が特徴だと思います。

現在、本町の中央北地区で工事が進められている上水道においても、宅地開発の一環として整備されていると認識をしております。新たな住宅地を造るために、土地を整備し、住環境を整えるための重要なプロセスだと思っております。

そして、その先に少子高齢化、人口減少社会に向けた新たな住宅政策の方向性を示していかなければなりません。

平成18年6月には、住生活基本法が制定され、それに伴い、国土交通省は同年に住生活基本計画を策定し、政策評価や経済情勢の変化を踏まえて、おおむね5年ごとに見直しを行っております。この基本計画では、様々な課題を3つの視点から整理されており、1つ目は、「若年層や子育て世代、高齢者世帯を含め、誰もが安

心して暮らせる住生活の実現」、2つ目は、「住宅という大切な財産を価値あるものとして活かしていく」、3つ目は、「住生活産業の成長と魅力ある住宅地を目指す」であります。

これを成果指標として明確化し、実現していこうとしています。宅地開発の実施においては、様々な規制が伴いますが、地域の条例に基づく開発行為の理解と、適切な手続きがよりよい住環境の実現に寄与することになると思いますので、ハードルは高いものの新たなまちづくりを目指すべく、取り組みの強化をお願いしたいと思っております。

次に、③の外国人を含めた町外からの移住定住促進にさらなる取り組みは、というところでお伺いをいたします。

今年5月の熊日に、県の人口が170万人割れと掲載をされておりました。2014年、平成26年3月の掲載では、県の人口180万人割れとありましたので、この10年間で10万人もの人口が失われたことになり、今後将来に目を向けた場合、次の10万人割れはもう10年かからないのではないかと危惧をされております。合併20周年を迎えた本町においても例外ではなく、20年が経過し、9,000人を割り込む状況になっております。

そういった中、いかに地元に残ってもらえるか、また、移住者・定住者を増やしていくかに、行政・町民が一体となって取り組んでいく必要があると思っております。

ほかの町村でも、様々な取り組みがなされているようで、氷川町では住民促進や空家対策、事業の継続など、町が抱える課題に対して、若手職員が解決策を提案する報告会を町役場で開き、新たな視点で調整の難題について検討し、内容を町幹部に報告しております。

また、甲佐町では、新たな移住定住促進として、町内に賃貸住宅を建設する事業者に対して、補助金支出に係る要綱を新たにつくり、建設費の一部を補助する事業を始めております。

本町においても、減少率を少しでも緩やかにするべく、移住定住促進にさらなる取り組みが求められると思いますが、今後の方向性や考え方について、お伺いをいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

町外からの移住定住の促進について、本町では今年度、東京・大阪での移住相談会に合計3回参加、今後も東京での相談会やオンライン交流会へ参加予定となっております。美里町の豊かな自然や暮らしやすさについて、来場された方々へPRを行う

こととしております。

また、美里暮らし体験住宅については、11月28日に竣工検査を終え、1月中をめどに運用を開始することとしており、現在、運用規定との最終調整を行っているところです。この美里暮らし体験住宅を多くの方が利用し、美里の暮らしを体験していただくことで、移住者の増加につなげたいと考えております。具体的には、地方創生関係の交付金等の財源を活用しながら、暮らし体験住宅を活用した体験ツアーの開催や、体験メニューの造成、ツアー参加者の町内での一時保育の実施など、様々な角度から町の魅力を感じていただくメニューの検討を進めてまいりたいと考えております。

一方で、移住定住を進めていく上で必要になる住宅・宅地が町内に不足しているという問題があります。宅地開発の推進については、先ほどご説明したとおりでございますが、併せて、空き家バンク制度の活用推進も重要な課題であると認識しております。そのため、町では空き家の実態を把握するための空き家調査を今年度実施することとしております。先般、嘱託員の皆様にご協力いただき、住宅地図による事前調査を行いました。12月には委託先であるゼンリン社員による現地調査を行うこととしております。この調査では、建物の屋根や外壁の状態、ごみの放置や雑草の繁茂の有無など、詳細に状態を把握した上で、損傷等がなく、管理に特段の支障がないAランクから、主体構造部に著しい損傷があるか複数箇所に損傷が見られ、大規模な修繕や除却等が必要なDランクまでの4段階に分類することとしております。

このように、今回の調査では個々の空き家の詳しい現況を明らかにし、データベース化することとしておりますので、今後は空き家バンクの登録をさらに進めていくことが可能になると考えております。

また、外国人の移住ということでは、昨年度末時点で105名の技能実習生が町内の複数事業所に就労されています。人手不足が深刻化する中、技能実習生の皆様には大変重要な役割を担っていただいているところであり、1日も早く美里町での暮らしになじんでいただき、滞在期間が有意義なものとなるよう、今後も事業所を通じた暮らし情報の提供と、受入れ環境の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 全国的な少子高齢化により人口減少が急速に進行している中、東京圏への一極集中の傾向が継続し、地方から東京圏に人口が流出していることなどにより、地方における人口減少が起きております。特に、生産年齢人口が減少しており、企業の労働者不足を招くだけでなく、消費が落ち込み、地方経済が縮小す

ることにもつながります。

この状況が続くと、人口が少ない地域では日常の買い物や医療体制にも影響が出てくると予測されます。自治体を存続させるためには、一定の人口規模が必要になります。移住定住者を増やすということは、自治体の活性化だけでなく、存続にも関わってくる重要な施策だと思っております。

一方で、都市圏への転入数は増える傾向にあるものの、地方への移住定住に対する興味関心が高まっているのも現状あります。

理由に挙げられるのが、新型コロナウイルス感染症が流行したことに伴い、新しい生活様式が徐々に浸透したことが挙げられるとしています。企業がテレワークの導入や、ワーケーションの推進など、新しい働き方を提示したことで、移住環境の見直しを行う機会も増えたと思います。また、結婚・出産・子育てといった家族の変化もあると思います。

昨年、2023年の移住者相談件数は5万9,276件で、前の年に比べ、13.3%増となり、3年続けて過去最多となっております。先ほども申しましたが、本町において現在進めている北地区間に水道事業も、整備は整ったが、人口、いわゆる戸数が減ってくるとなると、1戸当たりの水道料金も負担が大きくなるわけであり、そういった意味でも、宅地開発と並行して、移住定住促進を図っていくことが重要になってまいりますので、今後のさらなる取り組みをお願いしたいと思っております。

それでは、最後の質問になります。

3番目の、小中学校における教職員の職場環境と部活動についてということで2点、伺いをいたします。

まず最初に、本町教職員の労働環境ということでお尋ねをいたします。このほど、公立学校共済組合が加入する小中高校に実施しているストレスチェックの集計結果を初めて公表いたしました。これは、2016年、平成28年から毎年実施されているもので、その中で高ストレスと判断された人の割合は、コロナ禍で臨時休校などがあった令和2年度を除き増加傾向で、令和5年度の速報値は11.7%となり、過去最多となっております。事務的業務の多さなどが要因に挙げられるとしております。

このストレスチェックにおいては、2015年（平成27年）12月に施行された改正労働安全衛生法で、労働者が50人以上の事業者に実施が義務付けられているものであり、働く人の精神的不調を防ぐために、年に1回質問票を使ってストレスの程度を数値化しているものであります。

そこで、本町においては、こういったチェックがなされておるのか、また職場環

境等の把握はされておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 近年の教職員の労働環境の改善、そして働き方改革は、喫緊の課題となっております。町教育委員会におきましては、教職員の実勤務時間の把握と縮減に向け、超過勤務者数の報告を県教育委員会へ行っております。

その中で、教職員の勤務時間の現状を具体的に把握するため、教職員の勤務時間が月４５時間以上、加えて月８０時間以上、さらに１００時間以上の教職員について、報告の対象としており、定期的に年３回報告をしております。

今年度、町には６５人の先生方がおられますが、４月から１１月までの超過勤務者につきましては、月４５時間以上が月平均で１７．３人、そのうち８０時間以上が月平均で２．３人、さらに１００時間以上が月０．５人となっております。

その主な理由としましては、校務分掌処理、教材研究、諸調査等の事務処理などが超過勤務の理由として挙げられております。業務の適正化、明確化、必要な環境整備等、教職員の長時間勤務是正に向けた取り組みを進めていかなければならないと考えております。

また、先ほど議員おっしゃられました教職員のストレスチェックにつきましては、町教育委員会では実施しておりませんが、公立学校共済組合のホームページに掲載されている「心のセルフチェックシステム」で教職員が任意で現在のストレス度をチェックすることができます。また、定期的なセミナーの開催等の周知を行っているところでもございます。

まずは相手の気持ちを理解し、相談しやすい環境づくりの整備や、教職員研修等を通じて、心身の健康保持に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○３番（吉住淳一君） 一般にですね、学校の先生といいますと、労働者というよりはこどものことを一番に思っていて働いてくれる、第２の保護者的なイメージが強いように思います。しかし、教員を労働者、学校を職場として見たとき、その働き方にも職場にも様々な課題が見えてくると思います。長時間労働の慢性化、労働環境の過酷さ、教員不足、教員としての自立性の低さ、事務的な業務の多さなど、様々であります。

そういう中、２０１６年には、働く人の視点に立って、労働環境の抜本的な改革を行う働き方改革が提唱され、近年ではあらゆる業界や職種において労働環境の見直しが進んでおります。しかし、教育現場の働き方においては、以前として改善されていないように思います。社会の急激な変化が進む中で、こどもが予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質、能力を育成するため、

学校教育の改善、技術が求められるわけでありますが、学習指導のみならず、学校が抱える課題はより複雑化、困難化しているように思います。

そういう中、県内のある中学校では、改革に取り組んでいる所があります。教頭先生を中心に、改革推進のプロジェクトを立ち上げられております。4つのチームをつくり、それぞれで働き方改革を進めておられます。具体的には、ICTの活用により、校務を改善するチーム、働く環境を整備するチーム、情報提供を効率化させるためのチーム、コミュニケーションの活性化を促すチームの4つであります。これを実施したところ、業務の効率化や働きやすい環境が実現できたとしています。

本町においても、負担を抱えている教員・職員がいないか、実態調査も含め、注視していく必要があると思っておりますし、職場全体で取り組んでいくことが重要であると思っております。

最後の質問になります。中学校部活動の地域移行についてお伺いをいたします。

10月25日の熊日に、中学校の運動部活動が岐路に立っているとの記事が載っておりました。子どもたちの多様な学びとスポーツの振興に貢献した部活動であります。少子化や教員の負担軽減を理由に、国は地域への移行を打ち出しました。また、先月末には、全日本教職員連盟の勤務環境に関する調査結果が明らかになっております。それによりますと、部活動業務にやりがいを感じている中学校教員は、全体の1割にとどまっていることがわかりました。調査は6月から8月に実施され、小・中・高の教員ら約6,000人が回答し、このうち中学校教員約1,800人に、部活動業務全般への意欲を複数回答で尋ねたところ、「大いにやりがいを持っている」が12.0%、「こどもの成長のため、取り組んでいる」が30.7%、そして、「家庭の事情により意欲が低い」と答えた人は42.2%に上っております、また、そのほかにも、「意欲はあるが、大会等が多く、家庭や育児に影響を与えている」とそういう意見もありました。しかし、子どもにとっては、部活動を楽しみに学校に通ってくる子どもも少なくありません。

教職員の働き方にも関わってはまいります。本町においてはそういったところの整備や環境は現状どう捉えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 中学校部活動の地域移行につきましては、近年の少子化による影響や、教職員の働き方改革など、本町のみならず社会全体の問題となっております。部活動はこれまで教職員の献身的な働きにより支えられ、生徒の体力向上や人間関係の構築にも貢献しており、生徒が主体的に部活動に取り組むことで、生徒同士の人間関係を築き、学習意欲の向上及び自己肯定感や責任感、連帯感を養い、生徒の多様な学びの場、活躍の場として、生徒にとって教育的意義を有していると

考えております。

町では、令和4年度から中学校部活動の地域移行に向けた検討会を開催してきました。さらに、中学校部活動の地域移行に関するアンケート調査を、小学校4年生から6年生の児童、中学生、保護者、中学校の教職員を対象に実施しました。議員がお尋ねになっている教職員の働き方にも係る設問では、約8割の教職員が、休日の部活動自体を「負担である」と回答され、また「競技歴や意思にかかわらず部活動の顧問を務めなければならない」、「休日にもかかわらずほぼボランティアで長時間の指導に拘束される」などの回答が寄せられているところです。

今年度、中学校部活動地域移行検討委員会を設置し、教職員に代わる地域指導者の確保や今後の中学校部活動のあり方等について、検討委員会でさらに協議を進めていかなければならないと思っていますところです。

また、現在の中学校の部活動は、生徒数及び入部者の減少により、チーム編成が厳しい状況にあります。野球・サッカー・バレーの3つの部が合同部活動で取り組んでおります。また、生徒が在籍する中学校に希望する部活がない場合に、その部活動のある中学校の生徒を受け入れる拠点校方式を導入し、生徒のニーズに応え、持続可能な部活動の実現が図れるようにも取り組んでいるところでございます。

今後、教職員の働き方改革の観点からも、地域指導者の確保や、送迎等の課題について、検討委員会で協議を重ね、令和8年度中の地域移行に向けてさらに協議を行い、地域のこどもは地域で育てるという理念のもと、課題解決に取り組んでまいりたいと考えているところです。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 部活動の地域移行については、以前にも質問があったかと思いますが、地域移行が求められる背景には、児童・生徒数のニーズの多様化、生徒数減少に伴う部活動メニューの多様化、部員数の減少と勤務負担増などが指摘されています。そもそも部活動における地域連携は、1995年の中教審答申が、学校のスリム化の観点から地域社会に委ねることが適切であり、可能なものは移行していくものも必要だと述べたところから始まっており、この答申後、学校の働き方改革の観点から教員の業務負担の軽減策の一つとして地域移行が現実味を帯びてまいりました。そして2019年の中教審答申では、部活動の指導を、学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務に位置づけ、将来的には学校以外が担うことも積極的に進めるべきだという考え方、ガイドラインが示されました。

しかし、地域移行をめぐるっては、地域によって差が出ており、特に地方においては人口減少もあいまって指導可能な知識や技術を備えている人材が不足している実態があります。そういう中、熊本市教育委員会はこのほど、市内の中学校で、校内

での部活動を新たな仕組みで継続する改革案を示しました。

大まかな概要は、教員は希望者のみが指導に携わり、市教育委員会が報酬を払うというものであります。部活動は子どもたちにとって、社交性を身に付け、将来の目標を見つけるのに大切なものだと感じております。メリット・デメリットそれぞれにあるかと思いますが、指導者受け皿の確保や、安全上の問題、また保護者の経済的負担など、もう一度検証していただき、子どもたちが伸び伸びと部活動に励めるよう、町としても取り組んでいただきたいと思っております。

以上で、本日の質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、吉住淳一議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を１３時１０分といたします。

—————○—————

休憩 午後０時０９分

再開 午後１時１０分

—————○—————

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、１番、村崎公一議員の一般質問を行います。村崎公一議員。

○１番（村崎公一君） １番、村崎です。通告に従い質問いたします。

１つ目が、子育て環境について、２つ目が観光振興について、質問をさせていただきます。

まず、令和６年４月に民間の有識者で組織される人口戦略会議が地方自治体持続可能性分析レポートの中で消滅可能性自治体として全国で７４４の市区町村が発表され、その中に美里町も含まれていました。

消滅可能性自治体というワードのインパクトが大きな話題となりました。そもそも消滅可能性自治体の定義は、２０２０年から２０５０年の３０年間で、子どもを産む中心になる年齢層の２０歳から３９歳の若年女性の人口減少率が５０％を超える自治体のことを指します。もちろん、美里町として人口減少・少子化という課題がありますが、日本全体が人口減少・少子化に進んでおり、全体が減れば地域が減っていくのは当然で、その原因の一つとして、若者の都市部への流出があります。高校・大学と進学し、卒業後は都市部に就職し地元を離れていく、この流れが定着している、そしてこの流れに当てはまるのが先ほどの消滅可能自治体の定義になる２０歳から３９歳の年齢層になります。

こうした地方からの都市部への人の流れは、ある意味しょうがないと思うのですが、行った先がほかの地域からの人口流入により人口は増加しているが、出生率が

低い都市圏の自治体がブラックホール型自治体と呼ばれています。代表格が東京都で、大手企業が集まり、日本の首都ということで人口は増えていますが、今年発表された東京都の合計特殊出生率は0.99で、1を切ったことも、これも話題になりました。

地方からどんどん人が流出し、人口が集まった都市では出生率が低いなら、国全体として人口が減っていくのは自然の流れだとは思いますが、合計特殊出生率は定義として、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で、一生の間に産むとしたときのこどもの数に相当するとなっております。2024年に発表された全国の数値は、1.20、最高が沖縄県の1.60、最低が先ほど出てきた東京都で0.99で1を割り込み、全国平均の1.20も、統計を取り始めて最も低い数値となり、8年連続で前年を下回りました。

熊本県は1.47で、全国で5番目に高い数値となっております。美里町の最新のデータでは、1.40、この統計で興味深いのが1位が沖縄県1.60、2位が長崎県と宮崎県で1.49、4位が鹿児島県で1.48、5位が熊本県で1.47、6位佐賀県で1.46と、九州の各県が上位の数値が出ているということ、大分県も1.39で12番目となっております。福岡県は1.26で28番目の数値となっています。福岡県の福岡市などは、全国的に見ても開発・発展が目覚ましい都市で、九州各県から若年層が流入している現状は、まさにブラックホール型自治体の一例だと言えます。

ただ、この合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性が対象であり、結婚されている方もされていない方も含まれています。一方、完結出生児数という数値があります。これは結婚持続期間、結婚からの経過期間が15年から19年の夫婦の平均出生子ども数であり、夫婦の最終的な平均出生子ども数と見なされています。全国の数値は、調査が始まった1977年からしばらくは2.20前後で横ばいでしたが、2005年から下がり始め、直近の2021年には1.90となりました。

我が家は一番下が小学校4年生ですが、周りを見るとけっこう兄弟が多いご家庭が多く、実際どのくらいの数値になるのか、わが子が通っている砥用小学校で平均を調べてみました。小学校の児童数が102名、世帯数が69世帯を対象に調べ、正確に子どもさんがわからない所が2件あったんですけれども、そこはもう小学校に在籍している子どもだけをカウントしました。その結果、平均は2.64で、全国平均を大きく上回っていました。ただ、小学校の低学年のご家庭の場合、これからも子どもさんが生まれることも考えれば、2.64から増えることもあるかと思います。また、69世帯中3人以上の子どもがいるご家族が36、全体の52.

1%ありました。本来の完結出生児数は、結婚された夫婦が分母なので、こどもがいらっしゃらないご夫婦は今回の数字は入っていないので、あくまで小学校の保護者さんのご家庭を対象としたデータとなります。

ここまで、合計特殊出生率や完結出生児数の話をしたのかというと、美里町も子育て施策に対してはとても力を入れておられます。出生時祝金、保育料の無償化、給食費半額補助、18歳までの医療費無償化など、様々な施策がありますが、美里町が現在取り組まれている子育て支援策の数や内容について、どのように評価しているのか、お伺いいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 本町では、早い段階（平成27年度になりますが）、早い段階から積極的に子育て支援策を展開しております。中でも、他の自治体に先駆けて、18歳までの医療費を完全無償化しましたし、出生時祝い金や不妊治療費の助成のほか、令和4年度から国が実施した出産・子育て応援給付金事業に町独自で2万5000円を上乗せし、支給しております。

さらには、令和5年度から保育料の完全無償化も開始したところです。令和6年3月に、子育て中の保護者を対象に、子育て支援の満足度調査を実施したところ、約80%の保護者が、「現在の経済的支援に満足している」という結果でありました。一方、「美里町は、子育てしやすい町だと思いますか」という質問に対しては、「子育てしやすい町だと思う」という割合が、就学前の子を持つ保護者で76.1%、それに対して、小・中・高の子を持つ保護者では41.3%となっており、こどもの年齢が高くなるにつれて、子育てしやすい町だと思う割合が低くなる傾向が見られたところです。これは、通学における利便性や集団生活ができないことへの不安の表れでないかと推察するところです。

以上のことから、総合的に勘案してみますと、議員ご指摘のとおり、子育て支援の先進地である他の町村や合計特殊出生率の高い自治体と比較しても、本町の子育て支援策はひけを取らない数であつたり内容であると言えます。

特に、就学前の保護者からは、本町の子育て支援策に高い評価をいただいているところです。現在、令和7年度から11年度までの5年間のこども計画をこども応援課の担当で策定中です。今後は、アンケートの調査結果やこども・若者の意見もその計画に反映させていきたいと考えているところです。

引き続き、全ての子育て中の方々、これから子育てをする方々、そして次世代を担うこどもたちにも、美里町は子育てしやすい町だと思ってもらえる、そんな子育て支援策を効果的に展開してまいりたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 村崎議員。

○1番（村崎公一君） 私も、決して他自治体と比べても遜色のない施策を出されていると思います。ただ、その施策の中には、そこはもう国がやるべきではないかということもあり、例えば、給食費の無償化は自治体として取り組むのではなく、国の方針でやるべきという意見もあります。現状として、各自治体が様々な子育て政策を出して、子育て世代の取り合いをしているような環境になっているのではないかと、私の家は、上が大学3年生から下が小学校4年生おり、この15年ほどで子育て施策は大変充実されました。私より上の世代の親御さんは、まだこういった子育て施策がない中での子育てだったと思います。我が子の給食だから、親が払うのが当たり前という方と話したこともありました。私も上の子が幼稚園などのときは、普通に幼稚園の月謝を払い、小学校では給食費も払っていましたが、途中から医療費が無償になったり、保育料が無償になり、給食費も半額補助になったり、移行期間を過ごしたため、すごくありがたかったのを実感しました。

これからの世代は、最初からないのがベースとなってきます。さっきの数字を読めば実際に子育てをされてる方たちの半数以上のご家庭が3人以上のこどもさんを産み、育てているということ、この町の子育て施策の支援の環境が充実しているからとも読み取れるし、もしかしたら、中には周りから「こどもが減った、こどもが減った」という声を聞き、その使命感からこどもさんをたくさん産んでらっしゃる方もいるかもしれません。

私自身は、最近の子育て世代や子育て支援という流れに少し違和感を感じているところもあります。支援が本当に必要なのは、子育て世代だけでしょうか。こどもがいない家庭や独身の方など、現役世代への支援が親の数を増やすという意味では、必要になってくるのではないのでしょうか。

今、国会では、手取りを増やすという流れに対し、税収が減ると地方が困るという理由で結果的にあまり手取りは増えそうにありませんが、今朝のニュースでも、社会保険料の負担を5割、本人と事業所で折半というのを、本人1割の事業所が9割という案というのがニュースで流れていましたけれども、確かに、本人はその分減税になると思いますけれども、美里町にあるような事業所が9割負担というのはかなり厳しい状況になると思います。

そういったのを見ながら、税収が減っても地方が困らないような仕組みをつくるのが、国会にいる方たちの仕事ではないかと、テレビを見ながら心の中で叫んでいます。

次に、小学校・中学校についてですが、今回あえて、子育て環境についてという質問事項の中で学校のことを質問するのは、美里町で子育てをしていく中で、いずれ小学校・中学校へと進学していくわけですが、その中で、保護者さんの中には、

我が子を学校に入学させるとき、少子化の影響でどうなるのだろうという不安があれば、中には転居を選択される可能性もあり、町内の違う校区へと転居されるならまだしも、町外へという選択肢も出てくるかもしれません。

そこで、現在美里町には、3つの小学校と2つの中学校があります。極端な例として、1つの小学校と1つの中学校にするというのは課題が多すぎるので現実的ではないと思いますが、こういった状況の中、今後町内の小中学校の再編は考えていないのか、お聞きいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 昨日の高田議員への答弁でも申しましたとおり、現時点での児童生徒並びに保護者の意向を把握するため、中学校のあり方に関するアンケート調査を実施しております。その結果を参考にして検討を行いたいと思っていますところ。また、小中一貫校や義務教育学校についても、検討をこれからしていきたいと思います。ちなみに、岐阜県に山形市という自治体がありますが、小学校9校のうち3校が全児童40人以下で、複式学級となっています。中学校は3校で、うち1校は全校生徒が70人以下です。それでも市独自の構想を掲げ、統廃合をせず、合同授業等で学習を進めておられる自治体です。

今後、そういった事例も参考にしながら検討していきたいと思っていますところ。す。

○議長（上田 孝君） 村崎議員。

○1番（村崎公一君） 先日からの質問の中でもアンケートのお話がありましたが、私も以前、学校関係の質問をしたときに、「アンケートをできれば毎年取ってみてはどうですか」というお話をしたことがあります。毎年取っていくことによって、段々傾向というのが変わってくるのがつかめるのかな、何年もなくて急にアンケートを取ると、やっぱり保護者としては「あ、何かする気かな」というふうに受け止める方もいらっしゃると思うんですよね。考え始めたんでアンケートを取るんだというような感じになると思いますので、そういった面でも、定期的にやっぱり保護者の方のご意見というのはアンケート等で集めていただきたいと思います。

今回の質問の趣旨は、決して統合を進めてほしいとかしないしてほしいということではなくてですね、今現在、町としてどのように考えているのかが大事で、先ほどの話で、例えば、これからこどもを小学校へと入学される保護者が、今後どうなるのだろうという不安がある中で、町がやってくれるのを待っていてもいいのか、それとも何かアクションを起こしたほうがいいのか、家族の人生を送っていく中で選択する大きな判断材料になると思うのですが、もちろんこの課題には現在学校に通っているこどもたち、その保護者、またこれからこどもを通わせる保護者や地域の

方などの思いもあると思います。それぞれがそれぞれの考えの中で、これからのごどもたちのことを考えていかなければならないと思うのですが、学校の再編についてどこから話が出てくれば検討のきっかけとなり得るのか、お伺いいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 学校の再編につきましては、統合も含めて、再編等につきましては今度のアンケートを契機に進めたいと思っていますところでは。

ただ、保護者の方々から早急にとか、あるいはまとまった要望が出るとか、いうことであれば別ですが、前回のこともありますので、地域の理解も得ながら、じっくりと慎重に進めていく必要があると思っていますところでは。どこから出るとか、そういうことではなくて、私たちのほうでそういった意向調査を行いながら、それを基に進めていきたいというふうに思っております。

○議長（上田 孝君） 村崎議員。

○1番（村崎公一君） 現在、町内には3つの小学校と2つの中学校があります。5つの学校を運営していくには、毎年それなりの予算がかかると思います。教育をコスト面で考えるなという意見もあるとは思いますが、2つが1つになったり、3つが2つになれば、コストが減る面もあれば逆に増える部分もあると思います。

そこで、これまで小中学校を統合した場合のコスト面から検証したことがあるのか、お聞きいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 今年の夏に中学生との意見交換会を行いました。その中で同様の質問がありました。そのときは概算ではございますが、小学校の年間予算が約1億8,300万円、中学校が約7,700万円で、合計年に約2億6,000万円の経費が掛かっていると、そしてそれを一つに統合した場合、小学校が6,300万円、中学校が約3,100万円で、年間に約9,400万円の経費の削減につながるとお答えしたところでは。また、校舎の建設費も砥用小学校の建設費を参考に試算をしまして、校舎のみで約23億円かかるとお答えをしたところではございます。

○議長（上田 孝君） 村崎議員。

○1番（村崎公一君） もちろん、そういった経費削減の面もあると思いますが、校区が広がると、通学等にスクールバス等の運営等が入ってきますので、実際丸々その分が減るというわけではないと思うんですけども、美里町みたいに広い町はですね、そういったところがやっぱり統合とか考えたときの大きな課題になってくるのではないかと考えております。

では、次に行きたいと思います。

次に、小学校の交流授業ということでお伺いいたします。現在も小学校において

社会科見学や修学旅行など、他地域に行って、行った先でその地域の文化や平和教育を学ぶというのは昔から行われていました。ちょうど今、砥用中学校も2年生が修学旅行に行っています。昨日が大阪のU S J、今日は京都を自分たちでプランを立てて行動していると思います。こどものときに体験した貴重な経験は、その後のこどもたちの成長にも大きな影響を与えていると思います。

議会の総務文教常任委員会では、今年の2月に鹿児島県の与論町を視察訪問いたしました。与論町は、鹿児島市から563キロ、沖縄本島から23キロの位置にする周囲が237キロの島になります。

ゆんぬ学という「島だちの教育」、島から出た後もたくましくしなやかに生きていける人に育ってほしいという思いで、与論町独自の教育プログラムをつくられています。山という山はなく、島の一番高い場所でも標高100メートルほどの丘陵地があるくらいで、大きな河川もなく、周りは四方を与論ブルーと呼ばれる美しい海に囲まれた環境で、戦後は沖縄同様アメリカの統治下に置かれ、1953年に日本へと返還されました。自然環境においても美里町とは対照的な環境にあります。今年の5月に与論町議会の委員会の方々が本町を訪問されました際にも、美里町では普通に見慣れた景色の山々やダムなど、大変興味を持たれていました。大人でもそれだけ感動するのならば、きっとこどもたちもその景色に感動するのではないのでしょうか。

こういった学びや経験を体験する場として、小学校において他地域との交流授業など、体験型の授業はできないのか、お伺いいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 現在、小学生の他地域との交流授業につきましては行ってはおりません。以前は、苓北町との交流があつておつたと聞いているところです。今、議員が申されましたように、与論町につきましては、本町のこどもたちが普段目にしない景色や風土的な生活スタイルなどが体験され、自分が住む地域と異なる地域について知ることだけでなく、今自分が住んでいる地域を見つめ直し、その良さを再発見できるのではと考えているところです。また、交流授業を通じて、その地域に住む人々との関わり合いで、自ら課題を発見し、普段の学習で培った知識を総合的かつ実践化して、課題を解決する力の育成にもつながるものとも期待しているところです。

今後、財政面も含め、交流のあり方を検討し、できるということであれば積極的に取り組んでいきたいと思つているところです。

○議長（上田 孝君） 村崎議員。

○1番（村崎公一君） 少し、質問とはズレますが、今、保育園留学という取り組みが

全国的に広がっています。保育園留学とは、1、2週間、家族で地域に滞在し、こどもが保育園に伸び伸び通えて、こどもが主役の暮らしを体験する取り組みです。こどもにとっては大自然の中で伸び伸び遊び、親は滞在施設で暮らしながら、仕事もでき、家族にとってはかけがえのない時間を過ごすことができます。保育園の一時預かり保育事業を活用し、宿泊施設に滞在し、こどもと家族を中心に捉えたことで、完全移住重視からライフステージに合わせて弾力的に、地域に住む柔らかな定住という考え方ができているそうです。熊本県でも天草市や山都町の保育園も登録されていました。ただ、ひっきりなしに受け入れがあるわけではないみたいですが、お試し住宅の活用や交流人口の創出など、美里町の取り組みとも親和性があるのではないのでしょうか。そして、この事業の中でも謳われているのが、こどもたちにとって貴重な経験をさせるというのが大きな目的になっていると思います。百聞は一見に如かずという言葉もあります。百回聞くより一回自分で見たほうが確かである。百回見るより一回体験したほうが貴重な経験になるのではないのでしょうか。

では、続きまして、観光振興について、お伺いいたします。

本年10月26日に行われた、美里町20周年記念事業として行われたランタンフェスタ、我々議会もオープニングから出席し、ラストの花火までおりましたが、花火の迫力、想像以上の人出だったと思います。そこで、10月26日に開催された20周年事業として行われたランタンフェスタの評価をお伺いいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 「美里町合併20周年記念ランタンフェスティバル〜風は美里から〜」につきましては、多くの皆様のご協力をいただき、当日は町内外から5,000人を超える来客があるなど、大盛況のうちに開催することができました。SNS上での反響も大きく、イベント終了後、ランタンや花火打ち上げの様子が次々に投稿され、「美里町最高」とか「ここで見られない絶景」、「来年もぜひ開催してほしい」などのコメントがたくさん書き込まれております。

また、当日のマルシェやキッチンカーの出展者からも「すごい人出だった」「過去最高の売り上げだった」といった声も多くいただいております、地域経済への貢献という意味でも一定の成果を上げることができたのではないかと考えております。

懸念された交通渋滞につきましては、会場内及びB&Gの駐車場を事前販売による有料性とし、入場車両を一元管理したこと、5か所の無料駐車場からシャトルバスを運行し、その管理にロケーションシステムを導入するなどの工夫を講じたことで、渋滞はほとんど発生しなかったものと認識をしております。

また、議会の皆様にも、今回のイベント開催にあたって様々なかたちでご協力をいただきましたことを、この場をお借りして、改めて御礼を申し上げます。

一方で、想定以上の来客により、トイレやシャトルバス乗り場に長い列ができたことや、イベントの進行が遅れたこと、会場内での各種アナウンス、案内が十分にできなかったことなど、反省点もありましたので、改めて今回のイベントをしっかりと総括し、来年以降のあり方についても検討を進めてまいりたいと考えております。

結論といたしまして、本当に素晴らしいイベントができたと評価をしているところでございます。

○議長（上田 孝君） 村崎議員。

○1番（村崎公一君） 私は、ランタンフェスタの実行委員会にも入っており、先日実行委員会が開催され、各委員さんからも課題や反省点など様々なご意見が出ていました。私の意見としても、決して全てが万全でスムーズに準備ができていなかったと思います。告知にしてももうちょっと早くからできなかったのかという思いもあります。昨年もランタンフェスタ自体は開催されてはいますが、規模を大きくして初めて行った中、バタバタぎりぎりで開催して、それでもあれだけの集客があったこと、美里町にこれだけの人が集まったことが大事だと思います。

今後、ふるさと祭り・やまびこ祭りの実行委員会も開催され、来年度に向けた話し合いがあると思いますが、ランタンフェスタの実行委員としては、来年も開催したいという意見になったと思います。「開催したい」と「開催してほしい」は、似ているようでだいぶ違うと思います。この辺りも踏まえた上で、今年度休止したふるさと祭り・やまびこ祭り、そして今回のランタンフェスタ、また地域で始められた祭りがあるが、次年度以降どのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） ふるさと祭り・やまびこ祭りにつきましては、人口減少、少子高齢化を背景に、これまでどおり2つの祭りを継続していくことが難しくなっていることと併せて、開催しても年々参加者が減ってきていること、また、地域経済の活性化と美里町を外に発信するためには、町外からも観光客が訪れていただけるようなより魅力的な祭りにしていく必要があることなどから、それぞれの祭りの実行委員会において議論を重ねてきたものと認識をしているところです。

その結果、今年は合併20周年記念ランタンフェスティバルに注力するため、両祭りにつきましては、開催を一旦休止し、合併20周年記念ランタンフェスティバルの開催結果を踏まえ、祭りの統合も含めた今後のあり方検討を行うこととされたところでございます。

そのような意味では、今回若手の有志が多く参加するかたちで実行委員会を組織し、町が共催で開催した今年のランタンフェスティバルが大成功に終わり、町内外

から5000人以上の観客を集める結果となったことは、大きな意味があったと考えておりますし、町内のこどもたちも美里町でこんなに大きなイベントができるのかと自信や誇りにつながったものと感じております。

この結果を踏まえ、来年度以降の両祭りのあり方について、今後検討を進めていくこととなりますが、まずは両祭りの実行委員会を開催し、ランタンフェスティバルの開催結果を報告すること、その上で、委員の皆様の率直なご意見をお聞きすることが必要であると考えております。

また、できるだけ多くの皆様のご意見を反映するために、実行委員会だけでなく、嘱託会の皆様からも直接ご意見をお聞きしたいと考えており、皆様のご意見を踏まえ、来年度のふるさと祭り・やまびこ祭り・ランタンフェスティバル、それからそれぞれの地域で開催を今年されましたそれらの祭り、どういう方向性をもっていくのかというものを見いだしていきたいと考えているところです。

○議長（上田 孝君） 村崎議員。

○1番（村崎公一君） 何事にも予算がかかり、特に今年のランタンは20周年事業として行われた面もありますので、来年も同規模でできるかという話にはなってくると思うんですけども、仮に今年来場された方が、来年も開催されると聞いたら、同じイメージで来場されると思います。そこで、花火が半分とかになっていたら、「えっ」てなと思うんですよね。久しぶりに、よその人に、「美里の祭り面白いから見においで」と言えるイベントになったと思うので、町がドーンと予算を組んでもらえればそれで終わりなんですけど、そういうわけにはいかないときは、今回の実績もあるので、スポンサーを募ったり、クラウドファンディングなどでみんなで知恵を出し合って、また来年あの景色が見られるのを期待しております。

今後、観光振興を考えていく中で、他地域との交流や連携を考えた場合、カウンターパートナーという考えで、例えば、行政とは行政、町長と町長、商工会と商工会というふうに相手方との窓口が必要になってくると思うのですが、現在美里町には地域間交流や民間連携の窓口となり得る観光協会がないが、今後町としてその分野を行う構想はあるのか、お伺いいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 地域間交流や民間連携の推進は、地域経済の活性化のみならず、未来を担うこどもたちの育成や移住者の増加など多くの効果が見込まれ、今後も各方面での連携・交流を進めていく必要があるものと認識をしております。

現在は窓口として、その内容に応じて、担当セクションが連携して対応することとなりますが、交流人口の拡大や移住定住の推進という意味では美しい里創生課が担っているというような現時点での状況です。また、美里まちづくり公社も交流人

口の拡大におきまして一定の役割を果たしております。

例えば、ふるさと納税の取扱いにおきましては、フォレストアドベンチャー体験チケットや、美里ガーデンプレイスロッジ宿泊券など、美里町に来ないと体験できない返礼品を用意することで、本町への来訪を促し、交流人口拡大につなげているところです。

また、先日開催されました全国フットパスの集い2024 in 美里町 and ハイランドには、全国各地から約230名が参加され、町内3つのコースを散策されるなど、美里フットパスは地域間交流のツールとして存在感も大きくなっております。

議員ご指摘の、本町に観光協会がないという点につきましては、今後の検討課題と考えておりますが、多様化する観光ニーズに対応し、本町の魅力を国内外へ効果的に発信するためには、行政から独立した自由度の高い組織がいいのではないかと考えております。そのような意味では、今後さらに観光振興を進めていく上で、美里まちづくり公社はその母体になり得るものと考えているところです。

○議長（上田 孝君） 村崎議員。

○1番（村崎公一君） 私としても、まちづくり公社がその中で、今後その役割を担っていくのではないかとイメージしておりますが、人だけ補充しても事業をやるためには事業費が必要になってきます。まちづくり公社はふるさと納税次第かもしれませんが、ぜひその部分は早く取り組んでいただきたいと思います。

先ほどの質問の、こどもの交流授業で挙げた与論町は、美里町からフットパスが伝わり、B&Gがあり、共通する部分も多くあります。山と海、美里町は九州で一番おいしいお米があり、与論では稲作が行われていないとか、お互い補い合える環境だと思うんですが、その横のつながりのためにも観光協会の役割が必要なのではないでしょうか。

そして、これから美里町を外に向けて情報発信していく中で、これまでに町で作成したマスコットキャラクターの「石段ノボルくん」や、以前美里町の動画を作成したときに作った曲「恋する美里」など、町外に発信する際の大事なツールとして使えると思うのですが、今一その後の露出という意味では少ない気がいたします。製作費を使ってできたものは町の財産でもあるわけで、できるだけ活用していただきたいと思うのですが、これまで町として作成したマスコットや歌などございますが、これからの利用はどう考えているのかお伺いいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

本町には、マスコットキャラクターとして、石段ノボルくんがいます。日本一の石段のPRキャラクターとして毎年11月に開催される「アタック・ザ・日本一」

のPRをしてもらうことはもちろん、町のマスコットキャラクターとしてホームページにも登場しています。また、ノボルくんピンバッジも作成し、幹部職員中心に、町職員も着用することで、町のPRを進めているところです。一般の方の私的利用や商品パッケージ等の商業利用については、現在のところ管理規定等は設けておらず、ご相談があれば個別に対応しているという状況でございますが、基本的には美里町や石段のPRにつながる活用方法であれば積極的に利用を許可していきたいと考えております。また、歌ということでございますが、シンガーソングライターのMICAさん作詞作曲で制作した「恋する美里」は、美里の風景をバックにプロモーション動画として仕立てられております。これまでも様々な場面で町のPRに役立ててきたところですが、今後も東京や大阪で開催される移住相談会をはじめとした各種イベント、二俣橋のたもとのアンテナショップ「七神氣」での放映など、美里町の新しい風景、美しい風景をPRするためのツールとして有効に活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 村崎議員。

○1番（村崎公一君） 石段ノボルくんもですね、よければデータ等あれば議会広報紙とかでも使える、登場していただくところには登場していただきたいと思いますので、そういうのがあれば事務局等にデータいただければ活用したいと思います。と、私はめてますけどバッジがありますけど、はい。こういったキャラクターの石段ノボルくん、実際私も最近見かけないなと思っていたら、先日のアタック・ザ・日本一の際にはたくさんいらっしゃってですね、お元気でしたかと思ったわけですが、昨日の隈部議員の質問で、応援大使の瀧下氏の鬼のキャラクターの活用の話が出ましたが、そうすると石段ノボルくんの今後の心配でなりません。これからの考え方としてですね、使えるものは全部使って、ないものは横のつながりで補うなど、美里町だけでやるには限界があることも多いと思います。そこで、他自治体との連携や民間での連携の活用を考えていかなければならないと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、村崎公一議員の一般質問を終わります。

以上で、通告されておりました一般質問は終了しました。これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日は、これで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

また、お諮りします。明日は１２日は休会とし、午前１０時より各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本日はこれで散会し、明日午前１０時より各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただくことに決定いたしました。

なお、常任委員会の会場は、総務文教常任委員会が委員会室、産業厚生常任委員会が大会議室をご利用ください。

明後日１３日、金曜日は、午前１０時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午後１時５１分

第 4 号

1 2 月 1 3 日 (金)

令和 6 年第 4 回美里町議会定例会会議録（第 4 号）

令和 6 年 12 月 13 日（金）

午前 10 時 00 分開会

1. 議事日程

日程第 1		各常任委員会報告及び質疑 (1) 総務文教常任委員会委員長 (2) 産業厚生常任委員会委員長
日程第 2	議案第 79 号	令和 6 年度美里町一般会計補正予算（第 9 号）
日程第 3	議案第 80 号	令和 6 年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 4	議案第 81 号	令和 6 年度美里町生活排水事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 5	議案第 82 号	令和 6 年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 6	議案第 83 号	フォレストアドベンチャー・美里の指定管理者の指定について
日程第 7	議案第 84 号	美里町ガーデンプレイス・家族村の指定管理者の指定について
日程第 8	議案第 85 号	美里町緑川ダム休憩所の指定管理者の指定について
日程第 9	議案第 86 号	美里町東部地区活性化施設の指定管理者の指定について
日程第 10	議案第 87 号	町道路線（一寸榎線）の認定について
日程第 11	議案第 88 号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
日程第 12	同意第 2 号	美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 13	諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第 14	発議第 3 号	美里町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
日程第 15	発議第 4 号	美里町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 16	発議第 5 号	全国的な教員不足解消に向けた取組の更なる推進並びに少人数学級によるきめ細かな指導体制の計画的な整備に関する意見書の提出について
日程第 17		美里町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
追加日程第 1	議案第 89 号	美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
追加日程第 2	議案第 90 号	美里町立砥用小学校用スクールバス（小型）売買契約の締結について
日程第 18		議員派遣の件について
日程第 19		各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について
日程第 20		議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

2. 出席議員（10名）

1番 村 崎 公 一 君
 3番 吉 住 淳 一 君
 5番 高 田 美千子 君
 7番 濱 田 憲 治 君
 9番 今 田 政 行 君

2番 平 野 保 弘 君
 4番 隈 部 寛 君
 6番 坂 田 竜 義 君
 8番 福 田 秀 憲 君
 10番 上 田 孝 君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町 長 上 田 泰 弘 君
 教 育 長 宮 寄 幸 仁 君
 美しい里創生課長 澤 山 誠 君
 住民生活課長 宮 崎 博 文 君
 健康保険課主幹 立 道 裕 子 君
 森づくり推進課長 安 達 浩 一 君
 上下水道課長 酒 井 博 文 君
 学校教育課長 中 川 幸 生 君
 こども応援課長 隈 部 尚 美 君

副 町 長 吉 住 慎 二 君
 総 務 課 長 坂 村 浩 君
 税 務 課 長 松 永 栄 作 君
 福 祉 課 長 谷 口 信 也 君
 農 業 政 策 課 長 西 寺 清 君
 建 設 課 長 富 永 英 司 君
 会 計 課 長 島 田 昌 臣 君
 社会教育課長 長 井 一 浩 君

5. 事務局職員出席者

事 務 局 長 立 道 誠 君 書 記 野 田 ま や 君

開議 午前１０時００分

—————○—————

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

まず、お知らせいたします。説明員の中川健康保険課長より本日の欠席届が提出されております。なお、中川健康保健課長の代理として、立道主幹が説明員として出席されております。

本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第１ 各常任委員会報告及び質疑

○議長（上田 孝君） 日程第１、各常任委員会報告及び質疑を行います。

まず、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。総務文教常任委員会、濱田憲治委員長。

○総務文教常任委員会委員長（濱田憲治君） 改めましておはようございます。

それでは、令和６年第４回美里町議会定例会総務文教常任委員会の報告をいたします。

１２月１２日木曜、中央庁舎議会委員会室にて、９時４５分に開会をしております。参加者として、福田副委員長、上田委員、隈部委員、平野委員と私、濱田。執行部より、坂村総務課長、澤山美しい里創生課長、松永税務課長、島田会計課長、宮崎住民生活課長、中川学校教育課長、長井社会教育課長出席のもと、開会しております。

議題としまして、１、令和６年度一般会計補正予算（第９号）に、現地調査をしております。

まず、令和６年度一般会計補正予算（第９号）の説明を各課から受けております。主だったところだけ申し上げます。

総務課では、歳入、基金繰入金、ふるさと応援基金繰入金の減額は、旧合併特例債公共土木施設整備事業に振り替えられるということになります。

美しい里創生課では、歳入の寄附金、ふるさと応援寄附金の増額は、令和６年度実績見込額を１億円とする差額を増額をされております。これに伴いまして、返礼品事務手数料、事務委託料が増額となっております。また、寄附額についてはふるさと応援基金積立てに積み立てられるということになります。

学校教育課では、教育総務費の教科書改訂関係消耗品費とし、教科書が４年に１度改正されるもので、教科書の策定が７月以降に確定されたことにより購入される費用になります。また、併せて指導用教材も改訂をされることになります。

社会教育課では、社会教育費の西分館支障木伐採手数料、これは地元白石野区か

らの要望があり、民家・道路の安全面や電線・インターネットケーブル等に支障がある所の伐採になります。保健体育総務費の負担金、補助及び交付金の増額は、各種大会に勝ち上がりをするなど、九州大会や全国大会への出場者の支援でございます。

次に、現場調査をしております。はじめに、農山村広場グラウンド。坂貫地区の農山村広場グラウンド南側の法面の崩壊箇所を調査しております。勾配もきつい法面で、グラウンド等からの雨水が浸透するなど法面が4か所崩壊をしておりました。あわせて、湧水する箇所もあり、湧水対策工事を含む復旧作業が行われております。

次に、中央公民館西分館に行きました。西分館への上り坂、元の登校坂の左側の樹木等であります。民家や町道、電線、ケーブル等への支障木を伐採をされることになります。支障木の直下に住宅があり、樹木の高さもあることから、クレーン作業車での伐採になり、本数も多く、処理費用も高額となっております。

次に、お試し住宅、堅志田に建設された所を調査しております。堅志田に整備されていたお試し住宅が完成しており、2階建てから耐震構造の関係で平屋づくりとなっております。快適に過ごせる住宅に生まれ変わり、来られた方にも満足できる環境整備が整っております。宅地面積が広く、夏場の草刈りなど維持管理をどのようにするか、検討されているみたいでございました。

以上が現場視察であります。

以上、報告としますが、報告漏れがありましたら、他の委員さんからよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（上田 孝君） 以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 補足なしと認めます。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

なお、各常任委員会委員長に対する質疑は、申合せ事項により審査の経過と結果に対する質疑にとどめることになっておりますので申し添えます。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。産業厚生常任委員会、坂田

竜義委員長。

○産業厚生常任委員会委員長（坂田竜義君） それでは、本定例会中に産業厚生常任委員会活動を行いましたので、報告いたします。

12月12日午前10時より、大会議室におきまして、高田委員、今田委員、吉住委員、村崎委員、坂田。執行部より谷口福祉課長、隈部こども応援課長、中川健康保険課長、酒井上下水道課長、西寺農業政策課長、安達森づくり推進課長、富永建設課長の出席のもとに会議を開きました。

令和6年度一般会計補正予算（第9号）の歳出を中心に、また、特別会計を除いて主に議論をいたしました。

福祉課では、主な内容として、債務負担行為補正、令和7年度宇城圏域基幹相談支援事業2,845万円、町負担として約320万円と報告がっております。

介護基盤緊急整備特別対策事業補助金、介護ロボットICT導入経費が不採択によって5,687万円の減額補正となっております。

障害福祉サービス費等給付費として2,110万円、障害児通所支援給付費475万円、厚生医療費257万円、老人福祉センター漏水修繕173万円、湯の香苑屋上防水改修工事は1,001万円の減額補正について説明があつて、若干の質疑がございました。

こども応援課では、放課後児童健全育成事業委託料1,195万円、病後児保育事業委託料85万円、利用者支援事業委託料60万円、施設型給付費等負担金1,340万円、特定不妊治療費扶助40万円等につき説明があり、若干質疑がございました。

健康保険課では、療養給付費負担金返還金1,747万円について説明があり、質疑がありました。

上下水道課では、生活排水事業会計、農道第2一寸榎線流末側溝修繕料126万円、別途入りとして消費税還付金181万5,000円。簡易水道事業会計といたしまして、光熱水費時間外等36.3万円、別途入りとして消費税還付金849万円、一般会計では、簡易水道施設整備補助金349万円、簡易水道事業会計補助金363万円について説明があり、質疑がありました。

農業政策課では、主に経営所得安定対策等費用弁償11万4,000円、農道第3町道線側溝布設工事850万円、農業構造改善関連施設修繕料50万円、農用地等災害復旧工事（R6年災害分）750万円等について説明があり、質疑がありました。

森づくり推進課では、林業総合センター防水改修工事の39万円の減額補正、くまもと間伐材安定供給対策事業費補助金の85万円の減額補正等について説明がご

ざいました。

建設課では、主なものとして、町道環境整備作業手数料など37万円、重機借上料79万円、町道維持工事500万円、委託料の社会資本整備総合交付金事業、通学路対策ですが150万円、単独改良事業として2,100万円、工事請負費の社会資本整備総合交付金事業、通学路として1,050万円、橋梁修繕料251万円、町営住宅修繕222万円、ほか減額補正分等について説明があり、質疑がありました。

現場調査といたしまして、先ほど総務文教常任委員長から報告がありましたお試し住宅については外観だけ視察を行いまして、その後農道第3町道線側溝布設工事の現場、それから重なりますけれども、農道第2一寸榎線流末側溝修繕工事現場、それから最後に、中央北配水場、カントリーパークの下の中央北配水場を現場視察を行いました。

以上です。

○議長（上田 孝君） 以上で、産業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 補足なしと認めます。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、産業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

これで、各常任委員会報告及び質疑を終わります。

—————○—————

日程第2 議案第79号 令和6年度美里町一般会計補正予算（第9号）

○議長（上田 孝君） 日程第2、議案第79号、令和6年度美里町一般会計補正予算（第9号）を再度上程し、議題とします。

内容説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

お諮りします。補正予算の質疑につきましては、一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、補正予算の質疑は一括で行います。質疑ありませんか。

8番、福田議員。

○8番（福田秀憲君） ただいま上程中の議案第79号について質問いたします。

ページとして15ページです。このですね、美里町老人福祉センターの漏水の修繕というのがありますけれども、これを詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

令和5年度においてですね、一旦老人福祉センターの漏水箇所に対して391万6,000円をかけまして一度は修繕いたしまして、その部分については漏水はその後発生はしておりませんでした、ほかの部分におきましてですね、正面玄関から入りまして大集会室のほうに向かう廊下といいますか、その部分とその相談室といわれる天井部分からですね、雨漏りが発生したことによりまして、今回漏電の可能性あたりもあるというようなお話もありましたので、必要最小限度で今回新たに、現在漏水があつておる所の修繕料を積算したところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○8番（福田秀憲君） 今、説明があつたようにですね、令和5年度に1回漏水の工事をやってるんで、もうそのときにほとんど漏水は止まったのかなという思いがしておりましたが、また出てきましたので質問をしたところです。

議長、また続いてよろしいでしょうか。

○議長（上田 孝君） どうぞ。

○8番（福田秀憲君） 18ページをお願いいたします。18ページの水道施設整備の整備費ということで、水道会計の補助金というのを利用しようということとわかりますけれども、その上の簡易水道の施設整備の補助金というのは、これはどういう整備をされるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） ご説明を申し上げます。

以前も補正予算のときに同じ質問があつたというふうに理解しておりますが、この施設整備補助金につきましては、給水区域外の組合へ、もしくは地区の原則5戸以上に対して、水道施設の不具合等が起きた場合に行う施設整備補助金であります。現在、申請件数が10件ありまして、5件が竣工しております。残りの部分につきましてはの補正というふうになります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○8番（福田秀憲君） この前ですね、上下水道課に行つて話は聞いて、ある程度わかっておりますけれども、この補助金と、私の頭の中にあるのは一寸複線、いつもあ

そこを通っております、いろいろ水道の設備なんかがうまくいってるのかなという思いがしたので、ちょっと質問しました。だから、あそこ関係なしにこの補助をやるということですか。わかりました。ありがとうございました。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。補正予算の採決は、起立により行います。

議案第79号、令和6年度美里町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第79号、令和6年度美里町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第3 議案第80号 令和6年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（上田 孝君） 日程第3、議案第80号、令和6年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第80号、令和6年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第 80 号、令和 6 年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 4 議案第 81 号 令和 6 年度美里町生活排水事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（上田 孝君） 日程第 4、議案第 81 号、令和 6 年度美里町生活排水事業会計補正予算（第 2 号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 81 号、令和 6 年度美里町生活排水事業会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第 81 号、令和 6 年度美里町生活排水事業会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 5 議案第 82 号 令和 6 年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（上田 孝君） 日程第 5、議案第 82 号、令和 6 年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 8 2 号、令和 6 年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第 8 2 号、令和 6 年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 6 議案第 8 3 号 フォレストアドベンチャー・美里の指定管理者の指定について

日程第 7 議案第 8 4 号 美里町ガーデンプレイス・家族村の指定管理者の指定について

日程第 8 議案第 8 5 号 美里町緑川ダム休憩所の指定管理者の指定について

日程第 9 議案第 8 6 号 美里町東部地区活性化施設の指定管理者の指定について

○議長（上田 孝君） 日程第 6、議案第 8 3 号、フォレストアドベンチャー・美里の指定管理者の指定についてから、日程第 9、議案第 8 6 号、美里町東部地区活性化施設の指定管理者の指定についてまでの 4 案件について、一括して議題としたいと思います。

お諮りします。議案第 8 3 号から議案第 8 6 号までの 4 案件について、一括して議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第 8 3 号から議案第 8 6 号までの 4 案件について、一括して議題とします。

それでは、議案 8 3 号、フォレストアドベンチャー・美里の指定管理者の指定について、から、議案第 8 6 号、美里町東部地区活性化施設の指定管理者の指定についてまでの 4 案件について、続けて内容説明を求めます。

澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） 資料につきましては、資料 1 5 をご覧ください。

議案第 8 3 号、フォレストアドベンチャー・美里の指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項及び美里町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第 3 条の規定により、下記のとおりフォレストアドベンチャー・美里の指定管理者に指定することについて議会の議決を求めるものです。

施設の名称 フォレストアドベンチャー・美里、指定管理者 株式会社フォレストアドベンチャー、指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
令和6年12月9日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由、令和7年3月31日をもって指定管理者の指定期間満了となるため、新たに指定管理者の指定につき議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

ページをお開きください。フォレストアドベンチャー・美里の指定管理候補者の選定審査結果総括でございます。

ページの下部をご覧ください。4の審査結果のところでございます。

今回の応募は、株式会社フォレストアドベンチャー1者のみで、総得点は424点、指定管理料・提案額はなしでございます。

5の審議会委員のところをご覧ください。

総務文教常任委員会 福田副委員長、美里町商工会 本山会長、美里町嘱託会 池田会長、美里まちづくり公社 濱田マネージャー、緑川ダム管理所 中尾専門調査官の5名の方が委員でございます。

続きまして、資料16をご覧ください。

議案第84号、美里町ガーデンプレイス・家族村の指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条の2第6項及び美里町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により、下記のとおり美里町ガーデンプレイス・家族村の指定管理者に指定することについて議会の議決を求めるものです。

施設の名称 美里町ガーデンプレイス・家族村、指定管理者 岩田建設株式会社、指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで。

令和6年12月9日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由、令和7年3月31日をもって指定管理者の指定期間満了となるため、新たに指定管理者の指定につき議会の議決を経る必要があるため提案するものです。

ページをお開きください。美里町ガーデンプレイス・家族村の指定管理候補者の選定審査結果総括でございます。

ページ下部をご覧ください。4の審査結果のところでございます。

今回の応募は、岩田建設グループ、株式会社F o u n d i n g B a s e、J P T T o u r s J a p a n株式会社の3者で、総得点はそれぞれ440点、413点、388点でございます。指定管理料の基準額は、2,750万円、採用となった岩田建設グループの提案額は2,350万円でございます。

5の審議会委員については、今回ご提案する4審議会共通でございます。

資料の 17 をご覧ください。

議案第 85 号、美里町緑川ダム休憩所の指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び美里町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第 3 条の規定により、下記のとおり美里町緑川ダム休憩所の指定管理者に指定することについて議会の議決を求めるものです。

施設の名称 美里町緑川ダム休憩所、指定管理者 美里町商工会、指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで。

令和 6 年 12 月 9 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由、令和 7 年 3 月 31 日をもって指定管理者の指定期間満了となるため、新たに指定管理者の指定につき議会の議決を経る必要があるため提案するものです。

ページをお開きください。美里町緑川ダム休憩所の指定管理候補者の選定審査結果総括でございます。

ページの下部をご覧ください。4 の審査結果のところでございます。

今回の応募は、美里町商工会 1 者のみで、総得点は 301 点、指定管理料・提案額はなしでございます。

5 の審議会委員は、今回ご提案する 4 審議会共通でございます。失礼しました。

本案件は、商工会本山会長は利害関係者ということで抜けたかたちでの審議となっております。

資料 18 をご覧ください。

議案第 86 号、美里町東部活性化施設の指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び美里町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第 3 条の規定により、下記のとおり美里町東部地区活性化施設の指定管理者に指定することについて議会の議決を求めるものです。

施設の名称 美里町東部地区活性化施設、指定管理者 株式会社 T・T・Y、指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで。

令和 6 年 12 月 9 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由、令和 7 年 3 月 31 日をもって指定管理者の指定期間満了となるため、新たに指定管理者の指定につき議会の議決を経る必要があるため提案するものです。

ページをお開きください。美里町東部地区活性化施設の指定管理候補者の選定審査結果総括でございます。

ページ下部をご覧ください。4 の審査結果のところでございます。

今回の応募は、株式会社 T・T・Y の 1 者のみで、総得点は 360 点、指定管理料・提案額はなしでございます。

5 の審議会委員は、本山会長も入っていただいて 5 名の方でございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第83号、フォレストアドベンチャー・美里の指定管理候補者の指定について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第83号、フォレストアドベンチャー・美里の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第83号、フォレストアドベンチャー・美里の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号、美里町ガーデンプレイス・家族村の指定管理者の指定について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第84号、美里町ガーデンプレイス・家族村の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第84号、美里町ガーデンプレイス・家族村の指定管理者

の指定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 85 号、美里町緑川ダム休憩所の指定管理者の指定について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第 85 号、美里町緑川ダム休憩所の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第 85 号、美里町緑川ダム休憩所の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 86 号、美里町東部地区活性化施設の指定管理者の指定について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第 86 号、美里町東部地区活性化施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第 86 号、美里町東部地区活性化施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 10 議案第 87 号 町道路線（一寸榎線）の認定について

○議長（上田 孝君） 日程第 10、議案第 87 号、町道路線（一寸榎線）の認定についてを議題とします。

内容説明を求めます。富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） 議案第 87 号について、ご説明申し上げます。システムの議案集フォルダー内の⑨議案第 87 号、町道路線（一寸榎線）の認定についてをご覧ください。

議案第 87 号、町道路線（一寸榎線）の認定について

道路法第 8 条第 2 項の規定により、町道路線を別紙のとおり認定する。

令和 6 年 12 月 9 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

当路線は、美里町町道編入基準第 1 条第 3 項第 3 号の要件を満たす道路であり、町道路線として認定をするため、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

次のページ、別紙をご覧ください。町道の区分は、その他の町道でございます。路線名が一寸榎線、起点が美里町中郡字町道 1217-6 番地先から、終点が美里町中郡字町道 1152-1 番地先までとなっております。延長が 360 メートル、幅員につきましては現状が一定要件農道であるため、農道台帳により最小幅員 4 メートルを確認をしておりますが、詳細につきましては認定後調査を行い、確定をしたいと考えております。

次に、内容の説明を行います。別紙の次のページをご覧ください。

認定路線の位置図でございます。起点が町道八幡道線との接合部で、住宅 2 軒の横を通り農地を抜けて、町道中郡線の接合部までとなっております。新たな町道の認定につきましては、美里町町道編入基準に、町道に編入する際の基準が定められております。この路線につきましては、平成 5 年に中山間地域農村活性化総合整備事業により農道として整備をされ、起点側には既存の住宅 2 軒並びに建築中の住宅が 1 軒、また民間事業者により分譲地が 4 区画整備されるなど、急速に住宅地としての開発が進んでおります。

町では、移住定住に向けた取り組みとして、中央北地区の水道事業を進めており、今後もその沿線に住宅の建設が見込まれるため、編入基準の第 1 条第 3 項第 3 号の、町長が公益上特に必要と認める道路との基準を満たしており、その他の町道として認定を行うものでございます。

以上で、議案第 87 号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8 番、福田議員。

○8 番（福田秀憲君） ただいま上程中の第 87 号について、質問いたします。

この一寸榎線というのは、すぐ私の近くでありまして、今、先ほど建設課長から話がありましたように宅地の開発が進められている所であります。私もあの近くに家を建てる時に、いろんな手続きが、これは複雑でいろいろやらなきゃいけないなという思いがしたわけでありまして。農業委員会への届けとかですね、周りの周辺の人に承諾をもらうとかですね、いろいろな手続きをしたところでありまして。

町長の今度の新しい方針で、宅地開発をやっていくということで、その中には合致してきているのかなという思いがしております。私もあそこを通ったときにですね、今あそこの排水路がありますけれども、あれが町道の八幡道線にはまだ通じるような工事がなされておりました。今、家 2 軒建っておりますけれども、その家は雨水なんかは全部自分の所から別の配管で引いておられるような状態になっておりますので、農道と町道というと、やっぱり農道は農業政策課が担当で、町道となりますと建設課になりますので、その辺りの区分でうまいとこ行ってなかったんじゃないかなという思いがしております。今度は町道になったということでその辺りは解消されるんじゃないかなと思いますけれども、今、あの家のすぐ近くに町道走っているのに、そこに流せないで違う方向に流してるというのもちょっと疑問がありまして、その辺りはですね、今後宅地開発を進めていかれる中で、こういう問題が出てきはしないかと思うんですよね。その辺りはですね、調べて、ある程度早めにその辺りの対策は、私は打ったほうがいいんじゃないかなという思いがして、質問をしたところですけども、この町道は幅員とか何とかはあれですけども、町長の「これはやりましょう」ということでされるということで、いいことだと思います。

今後ですね、その辺りちょっと精査していただければなという思いがしております。以前にもですね、私質問をして、農道、何かあるんですけども、そこが走ってるんですけど、土がかぶさってですね、どこが道路か区別がわからないような所もありますので、その辺りの調査もやったらどうかという提案はしておりますが、その辺りもですね、やったほうが私はいいいんじゃないかなというふうに思います。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） この一寸榎線に限らずですね、これからそういった調査も、特に中央北地区、水道を通すわけですので、今後宅地になりそうな所というのは、しっかりそういった調査もしなきゃいけないというふうに思いますし、やっぱりどうしてもですね、今回も民間の事業者さんが土地を取得して開発をされるものですか

ら、なかなかこの情報が入らないと言いますか、そういったところもありますので、まずは調査をしとけばですね、どういった、次に打つ手というのもありますので、そういったところも含めてしっかりと対応できるような環境を作っていかなきゃいけないというふうに、改めて今回の件もですね、含めて思ったところでございます。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○8番（福田秀憲君） この家を建てるにはですね、いろいろ農業委員会を通さなきゃいけないとかですね、そういうのがありますので、その辺りはピシャッとした手順を踏んだ上でやっていただくというようなかたちで、町のほうも監視をしていただきたいなという思いがしております。

終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第87号、町道路線（一寸榎線）の認定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第87号、町道路線（一寸榎線）の認定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第88号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（上田 孝君） 日程第11、議案第88号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び既定の一部変更についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第88号につきましてご説明申し上げます。

システム内の㊸議案第88号をご覧ください。

議案第88号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の

一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和7年3月31日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合同約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を別紙のとおり変更する。

令和6年12月9日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

熊本県市町村総合事務組合同約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、議会において同文議決を経る必要があるため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

熊本県市町村総合事務組合同約の一部を変更する規約でございます。

熊本県市町村総合事務組合同約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のように変更する。

変更内容につきましては、説明資料の新旧対照表により説明させていただきます。

次のページをお開き願います。

熊本県市町村総合事務組合同約の一部を変更する規約の新旧対照表でございます。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

別表第2、第3条第10号に関する事務の項中の「山鹿市」を削除するものでございます。

再度、改正規約案にお戻りください。

附則でございます。第1項、この規約は令和7年4月1日から施行するとしております。

第2項では、経過措置を規定いたしております。

以上で、議案第88号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 6番、坂田でございます。

内容には反対ではありませんが、この一般的にその規約の改正というのが常識といつも聞くですね。わざわざ変更ということは何か意味があるんですか。お尋ねします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

特に、変更ということに、文言にはですね、関係はございません。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） だけん、何か私はやっぱ法律用語とか、この文言、統一的に改正なら改正ということできちっと統一しとったがよかと思うですがね。あるときは改正、あるときは変更で。変更あんまり普通聞かんもんですから。その辺ちょっと検討しとってください。内容的には異議はありません。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

この同文議決ということで、この内容についてもですね、県からというか、この市町村総合事務組合からですね、示されたものをそのまま同文をお諮りしてところでございますので、向こうからの変更という感じで書いてありましたので、ここについてはまた、総合事務組合のほうにでもですね、確認させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第88号、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第88号、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第12 同意第2号 美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（上田 孝君） 日程第12、同意第2号、美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 同意第２号につきまして、ご説明申し上げます。

同意第２号、美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
美里町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住 所 熊本県下益城郡美里町津留１１２７番地

氏 名 佐々木聡

生年月日 昭和４５年８月１０日生

令和６年１２月９日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

教育委員会委員を任命しようとするときは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

佐々木委員の任期につきましては、令和６年１２月２２日までとなっておりますが、引き続き本町の教育行政の推進にご尽力いただきたいということでご提案申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

同意第２号、美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、
原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、同意第２号、美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

—————○—————

日程第１３ 諮問第２号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（上田 孝君） 日程第13、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 諮問第2号につきまして、ご説明申し上げます。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員候補者に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住 所 熊本県下益城郡美里町洞岳3852番地

氏 名 下田一浩

生年月日 昭和37年1月11日生

令和6年12月9日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

人権擁護委員候補者を推薦しようとするときは、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める必要があるため提案するものでございます。

人権擁護委員福原哲治氏の任期が、令和7年3月31日をもって満了し、新たにその後任の候補者を推薦する必要があります。人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員法の規定により、町議会議員の選挙権を有するもので、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者及び人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から議会の意見を聞いて推薦することとなっております。

今回候補者として推薦しております下田氏につきましては、長期にわたり熊本県経済農業協同組合連合会にて職務を全うされるとともに、女性や子ども、高齢者などの人権課題に関心を持つなど、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方として、人権思想の普及啓発及び擁護等に積極的に活動されることが期待されますので、このたび人権擁護委員に推選させていただきたいということでご提案申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 6番、坂田でございます。

佐々木先生はもう再任だからよく知ってますが、今度の、今提案のあった方は初めてで、若干説明はありましたけども、選管員は全員略歴が付けてあるんですね。

ところが、ついとつですか。ついとつたですか。失礼しました。なら取り消します。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ございませんか

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

○議長（上田 孝君） お諮りします。

下田一浩さんを適任とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、下田一浩さんを適任とすることに決定しました。

ここでしばらく休憩します。再開を11時15分とします。

-----○-----

休憩 午前10時57分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第14 発議第3号 美里町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第14、発議第3号、美里町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提出議員の説明を求めます。7番、濱田憲治議員。

○7番（濱田憲治君） それでは、発議第3号についてご説明をいたします。資料はシステム内の㊸発議第3号をご覧ください。

発議第3号、美里町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

美里町議会会議規則の制定について、別紙のとおり提出をいたします。

令和6年12月9日提出 提出者 美里町議会議員 濱田憲治、賛成者 美里町議会議員 坂田竜義

美里町議会議長 上田孝様

提案理由でございます。

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、議会に係る手続きのオンライン化及び文言調整並びに標準町村議会会議規則との整合性をとるため、美里町議会会議規則を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

次のページをお開きください。美里町議会会議規則の一部を改正する規則

美里町議会会議規則（平成16年美里町議会会議規則第1号）の一部を次のように改正する。以下、改正文であります。内容については、令和6年11月26日の全員協議会にて説明のあったとおりであります。主なものとしまして、第9条の会議時間、この第2項ですが、会議中は、議会議長は会議に宣告することで会議時間を変更できるようにするものであります。また、第3項で、会議外である場合は、議長が必要と認めるときは会議時間を変更することができるものであります。

次に、会議等に対する通知や議会等からの通知がオンラインで行うことが可能になるものでございます。また、第14章の公聴会並びに第15章の参考人については、標準会議規則にあって本町の会議規則になかったものであり、今回整合性をとるものでございます。

システムの6ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この規則は公布の日から施行するとしております。

以上で、趣旨説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

発議第3号、美里町議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、発議第3号、美里町議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決定されました。

—————○—————

日程第15 発議第4号 美里町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第15、発議第4号、美里町議会委員会条例の一部を改正

する条例の制定についてを議題とします。

提出議員の説明を求めます。7番、濱田憲治議員。

○7番（濱田憲治君） それでは、委員会条例について趣旨説明を行います。資料はシステム内の④発議第4号をご覧ください。

発議第4号、美里町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
美里町議会委員会条例の制定について、別紙のとおり提出します。

令和6年12月9日提出 提出者 美里町議会議員 濱田憲治、賛成者 美里町
議会議員 坂田竜義

美里町議会議長 上田孝様

提案理由でございます。

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行に伴い、特別委員会の設置要件の緩和、常任委員会の権限及び役割の明確化、オンライン会議の法的明確化を反映させるため、美里町委員会条例を改正する必要があるため提案するものでございます。

次のページをお開きください。美里町議会委員会条例の一部を改正する条例

美里町議会委員会条例（平成16年美里町条例第147号）の一部を次のように改正する。以下、改正文であります。

特別委員会の設置及び委員の選任について要件の緩和を行ったほか、委員会の会議出席について、大規模災害や感染症の蔓延などの委員個人の責に帰することができない場合や育児介護などやむを得ない理由により参集することが困難な場合には、オンラインで開催することができ、その会議は秘密会にすることができるものです。オンラインでの出席の申し出もインターネット等を介して届けることができるようにしたものでございます。

システムの3ページに戻っていただいて、附則でございます。

この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で、趣旨説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

発議第4号、美里町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、発議第4号、美里町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定されました。

—————○—————

日程第16 発議第5号 全国的な教員不足解消に向けた取組の更なる推進並びに少人数学級によるきめ細かな指導体制の計画的な整備に関する意見書の提出について

○議長（上田 孝君） 日程第16、発議第5号、全国的な教員不足解消に向けた取組の更なる推進並びに少人数学級によるきめ細かな指導体制の計画的な整備に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。6番、坂田竜義議員。

○6番（坂田竜義君） それでは、意見書の提出について、趣旨説明をいたします。資料は㊸発議第5号をご覧ください。

発議第5号、全国的な教員不足解消に向けた取組の更なる推進並びに少人数学級によるきめ細かな指導体制の計画的な整備に関する意見書の提出について

上記の議案を下記のとおり美里町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和6年12月9日提出 提出者 美里町議会議員 坂田竜義、賛成者 美里町議会議員 濱田憲治

美里町議会議長 上田孝様

提案理由でございます。

本県では、今後、教職員定数が減少し必要な人材も確保できないことなどにより、こどもたちへのきめ細かな指導や教員の働き方改革が実現できなくなるのではないかという懸念がある。全国的な教員不足の解消を図りつつ、きめ細かな指導体制の整備と教員の働き方改革が一層推進されるよう、地方自治法第99条の規定による意見書を国に対し提出することを提案するものであります。

次のページをご覧ください。国に提出する意見書でございます。

中ほどの「記」から下を読み上げます。

1. 教職員調整額の10%以上への引き上げを含む教員の給与等の抜本的な処遇

改善を実現するとともに、効果的な業務の見直しなど更なる教員の働き方改革を進め、教員不足の解消に向けた取組を推進すること。

2. 中学校における35人学級編制の導入による学級規模の適正化に向けた定数改善、地域の実情を踏まえた少人数指導に係る指導方法工夫改善加配の推奨及び専科指導の加配要件緩和など、きめ細かな指導体制の計画的な整備を推進すること。また、1の教員の処遇改善に伴って、加配定数の合理化を進めるなどの教育環境の悪化を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月13日 熊本県下益城郡美里町議会議長 上田 孝
衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣
以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

発議第5号、全国的な教員不足解消に向けた取組の更なる推進並びに少人数学級によるきめ細かな指導体制の計画的な整備に関する意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、発議第5号、全国的な教員不足解消に向けた取組の更なる推進並びに少人数学級によるきめ細かな指導体制の計画的な整備に関する意見書の提出については、原案のとおり決定されました。

—————○—————

日程第17 美里町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（上田 孝君） 日程第17、美里町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

選挙管理委員の任期が、令和6年12月21日をもって満了することに伴うもの

で、選挙管理委員及び補充員は、地方自治法第182条第1項及び同条第2項の規定により、議会においてこれを選挙することになっております。また、地方自治法第118条第2項の規定により、選挙は指名推選の方法を用いることができます。

皆さんにお諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、選挙の方法は指名推選に決定いたしました。

皆さんにお諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、議長が指名することに決定しました。

議員の皆さんに、美里町選挙管理委員及び補充員の指名推選者名簿を配付してください。

（名簿配付）

○議長（上田 孝君） 配付漏れはございませんか。

それでは、指名いたします。

美里町選挙管理委員に、堀川和弘さん、村上健二さん、梅本共仁子さん、田方雅子さん、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま議長が指名しました堀川和弘さん、村上健二さん、梅本共仁子さん、田方雅子さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員の補充員に、篠塚雄二さん、桑島志哲さん、岩永政臣さん、篠原敦子さん、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

従いまして、ただいま議長が指名しました篠塚雄二さん、桑島志哲さん、岩永政臣さん、篠原敦子さん、以上の方が選挙管理委員の補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。

補充員の順序については、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

従いまして、補充員の順序につきましては、ただいま議長が指名しました順序に決定いたしました。

以上で、美里町選挙管理委員及び補充員の選挙を終わります。

お諮りします。ただいま、上田町長より追加議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第１、議案第８９号及び追加日程第２、議案第９０号とし、議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

それでは、追加日程が入りました議事日程表と議案書を配付してください。

（議事日程表、議案書配付）

○議長（上田 孝君） 配布漏れはありませんか。

—————○—————

追加日程第１ 議案第８９号 美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 追加日程第１、議案第８９号、美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第８９号について、ご説明申し上げます。

追加配付させていただきました議案第８９号をご覧ください。

議案第８９号、美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和６年１２月１３日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

令和６年１１月２５日付で、職員の懲戒処分及び分限処分を行ったことにより、関係者の処分についても行う必要があるため提案するものでございます。

次のページ、改正条例案をお開き願います。

美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でござい

ます。以下、改正文でございます。詳細につきましては、3枚目の説明資料、新旧対照表により説明させていただきます。

美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の新旧対照表でございます。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

右の欄の改正後をご覧ください。附則の第3項の次に、「第4項、令和7年1月1日から同月31日までの間における給料月額は、第2条の規定にかかわらず、別表第1に定める額から町長にあつてはその額に100分の10、副町長にあつてはその額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。」を加えるものでございます。

再度、改正条例案にお戻りください。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するをいたしております。

以上で、議案第89号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第89号、美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第89号、美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

追加日程第2 議案第90号 美里町立砥用小学校用スクールバス（小型）売買契約の締結について

○議長（上田 孝君） 追加日程第2、議案第90号、美里町立砥用小学校用スクールバス（小型）売買契約の締結についてを議題とします。

内容説明を求めます。中川学校教育課長。

○学校教育課長（中川幸生君） 議案第90号について、ご説明申し上げます。

議案第90号、美里町立砥用小学校用スクールバス（小型）売買契約の締結について

次の通り、美里町立砥用小学校用スクールバス（小型）の物品売買契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月13日提出 美里町長 上田泰弘

1 物品名 美里町立砥用小学校用スクールバス（小型）、2 購入数量 1台、3 契約金額 915万円、4 契約の相手方 熊本県下益城郡三和304番地1 合資会社松本輪業 代表社員 松本克己、5 契約の方法 随意契約

契約の方法の随意契約につきましては、本町の物品購入に係る指名願の受付を行っていないことやバスの取扱業者が限定されますので、地方自治法施行令第167条の2第2項第2号の規定によりまして、町内の業者9社から見積合わせにより随意契約としております。

その下の提案理由でございます。

美里町立砥用小学校用スクールバス（小型）売買に係る物品売買契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

次のページに、議案第90号資料を付けております。

美里町立砥用小学校用スクールバス（小型）の主な仕様でございます。1. 車種 小型バス、2. 定員 座席22人、補助席6人、乗務員1人の29人乗りでございます。3. 排気量 2998cc、4. 燃料 軽油 5. ボディカラー ライジングホワイトになります。

次のページに、今回購入するスクールバスの内装及び外装のイメージを添付しております。また現在運行しております砥用小学校用スクールバスにつきましては、平成12年に購入し24年を経過しており、11月末現在の走行距離が28万6,987キロメートルとなっております。

以上で、議案第90号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） お諮りします。先ほどの内容説明の中で、契約の相手方の住所において、不備が見受けられましたので、ここで訂正をしていただきたいと思います。ですが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

それでは、訂正をお願いいたします。中川学校教育課長。

○学校教育課長（中川幸生君） 契約の相手方、熊本県下益城郡美里町三和384番地1になります。申し訳ございませんでした。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 議案第90号の内容についてご説明をいただきたいと思います。

この契約の方法が随意契約ということで先ほど説明をいただきましたところですが、9社から見積が上がってきたという説明だったと思いますが、この随意契約という言葉がそれに充たるんだろうと思いますけども、この契約の方法について、随意契約に至った中身をもう一度ご説明いただきたいと思います。

○議長（上田 孝君） 中川学校教育課長。

○学校教育課長（中川幸生君） ご説明申し上げます。

契約の方法の随意契約につきましては、本町の物品購入に係る指名願の受付を行っていないことやバスの取扱業者が限定されますので、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定によりまして、今回町内の業者からですね、見積合わせにより随意契約としておるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 今の内容で随意契約になるという理解をしたいと思います。

終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

8番、福田議員。

○8番（福田秀憲君） 今、随意契約についてはわかりましたけれども、このカラーですね、このボディカラーはこの青い色で発注されるのか、何か小学校あたりはですね、私はもっと明るい色のほうがいいような感じがしておりますけれども、これで発注されるのかどうかちょっとお聞きをしたい。

○議長（上田 孝君） 中川学校教育課長。

○学校教育課長（中川幸生君） ご説明を申し上げます。

ボディカラーにつきましては、ライジングホワイトということで、白の車種になります。こちらの仕様につきましては青で表示しておりますが、白のボディカラーとなります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 8番、福田議員。

○8番（福田秀憲君） 先ほど随意契約の中でも9社からあれを取られたということでありますけれども、その中には発売するメーカーといいますか、そういうところも入っていたんじゃないかなとは思っておりますけれども、なるべくですね、安く入れてもらったほうがいいかなと思って質問をいたしました。

終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第90号、美里町立砥用小学校用スクールバス（小型）売買契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第90号、美里町立砥用小学校用スクールバス（小型）売買契約の締結については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第18 議員派遣の件について

○議長（上田 孝君） 日程第18、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。別紙のとおり議員を派遣したいと思います。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たに派遣が必要となった場合等の判断は、議長に一任していただきたいと思います。が、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たな派遣が必要となった場合等は、議長に一任していただくことに決定しました。

—————○—————

日程第19 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

日程第 20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

○議長（上田 孝君） 日程第 19、各常任委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について、及び日程第 20、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件についてを一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、日程第 19 及び日程第 20 を一括して議題とすることに決定しました。

日程第 19 及び日程第 20 を一括して議題とします。

お諮りします。各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に上程されました案件は全部議了しました。

したがいまして、会議規則第 8 条の規定により、閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に先立ち、上田町長に挨拶を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） まずは、令和 6 年第 4 回定例会、大変お疲れさまでございました。また、提案させていただきました全ての議案に関しまして、ご賛同・ご議決をいただきまして誠にありがとうございました。

私も 12 月 5 日から 4 期目の任期がスタートしたところでございます。いろいろな今回も一般質問等お受けさせていただきましたが、いずれにしても、しっかりと町民の皆さんのご意見を聞きながら、そして議会の皆さんと議論を深めながら、持続可能な美里町、そして選ばれる美里町をつくっていきたいというふうに考えておりますので、引き続きご理解・ご協力をよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

今年も残すところもう 20 日を切りました。どうか健やかにですね、新年をお迎えいただきたいと思います。随分インフルエンザ等もはやっているようでございますので、お身体にはご自愛をいただいて、健やかに新年をお迎えいただきますよう

にご祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長の挨拶を終わります。

それでは、これをもちまして、本日の会議を閉じ、令和6年第4回美里町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前11時52分

地方自治法第123条第2項の規定により署名いたします。

美里町議会議員

美里町議会議員

美里町議会議員

美 里 町 議 会 会 議 録
令 和 6 年 第 4 回 定 例 会

令和 6 年 1 2 月 発 行

発行人 美 里 町 議 会 議 長 上 田 孝
編集人 美里町議会事務局長 立 道 誠
作 成 株式会社アクセス
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
美 里 町 議 会 事 務 局

〒861-4492 熊本県下益城郡美里町馬場1100番地  
電   話 (0964) 46-2111